

幼児教育無償化に関する説明会 (認可外保育施設等)

令和元年7月24日(水)

世田谷区保育担当部保育認定・調整課

本日の資料について

区追加

・令和元年5月30日の都道府県向け説明会資料から、認可外保育施設に関する部分を抜粋
(説明会資料全体は内閣府HPに掲載有り)

・一部、区作成資料を追加(右上に区追加と表記)
→無償化開始にあたって、施設で行っていただきたいことなどを記載しています。

説明会次第

区追加

- ・無償化制度の説明
- ・東京都の補助制度を含めた区の補助制度概要
- ・質疑応答

はじめに

区追加

無償化
子ども・子育て支援法に基づき実施
・全国共通の制度

上乗せ補助
自治体により有無、内容は様々

利用者への
最大金額

イメージ

上乗せ
補助

無償化

1. 幼児教育・保育の無償化 実施の経緯等

・平成26年度～	毎年度、幼児教育・保育の段階的無償化を実施
・平成29年12月8日	「新しい経済政策パッケージ」(閣議決定)
・平成30年5月31日	「幼稚園、保育所、認定こども園以外の無償化措置の対象範囲等に関する検討会報告書」(とりまとめ)
・平成30年6月15日	「経済財政運営と改革の基本方針2018」(閣議決定)
・平成30年10月15日	国と地方の協議の場
・平成30年11月21日	教育の無償化に関する国と地方の協議
・平成30年12月3日	教育の無償化に関する国と地方の協議
・平成30年12月17日	国と地方の協議の場
・平成30年12月25日	幼児教育の無償化に関する協議の場 幹事会(第1回)
・平成30年12月28日	「幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針」(関係閣僚合意)
・平成31年2月14日	幼児教育の無償化に関する協議の場 幹事会(第2回)
・令和元年5月10日	子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が成立

幼児教育の段階的無償化の取組み

各年度予算措置	負担軽減の内容
平成26年度予算 公費:312億円 (国:104億円、 地方:208億円)	幼稚園の保育料について ・生活保護世帯の保育料6,600円を無償化 ・第2子は半額、第3子以降は無償とする軽減措置の所得制限(年収約680万円まで)を撤廃
平成27年度予算 公費:189億円 (国:60億円、 地方:129億円)	幼稚園の保育料について ・市町村民税非課税世帯(年収約270万円まで)の保育料を9,100円から3,000円に引き下げ
平成28年度予算 公費:382億円 (国費:126億円、 地方:256億円)	年収360万円未満相当の世帯の幼稚園・保育所等の保育料について ・兄弟の年齢に関わらず、第2子は半額、第3子以降は無償 ・ひとり親世帯においては、第1子は半額、第2子以降は無償
平成29年度予算 公費:69億円 (国費:24億円、 地方:45億円)	市町村民税非課税世帯の幼稚園・保育所等の保育料について ・第2子完全無償化 年収360万円未満相当の世帯の幼稚園・保育所等の保育料について ①ひとり親世帯等の保護者負担の軽減措置の拡充 ②①以外の世帯において、1号認定子どもの負担軽減
平成30年度予算 公費:56億円 (国費:21億円、 地方:35億円)	幼稚園等の保育料について ・1号認定こどものうち、年収約360万円未満相当世帯の第1子及び第2子の負担軽減

(参考) 平成26年以降に進めてきた幼児教育の段階的な無償化に係る財源の負担割合は以下の通り。

- ・ 特定教育・保育施設については施設型給付における負担割合(国1/2、都道府県1/4、市町村1/4)
- ・ 新制度未移行幼稚園については就園奨励費補助事業における負担割合(国1/3、市町村2/3)
- ・ 公立施設については施設型給付における負担割合(市町村10/10)。 ※ 地方交付税措置

特定教育・保育施設等の利用者負担(月額)

国が定める利用者負担の上限額基準(国庫・都道府県負担金の精算基準。給付単価を限度とする。)

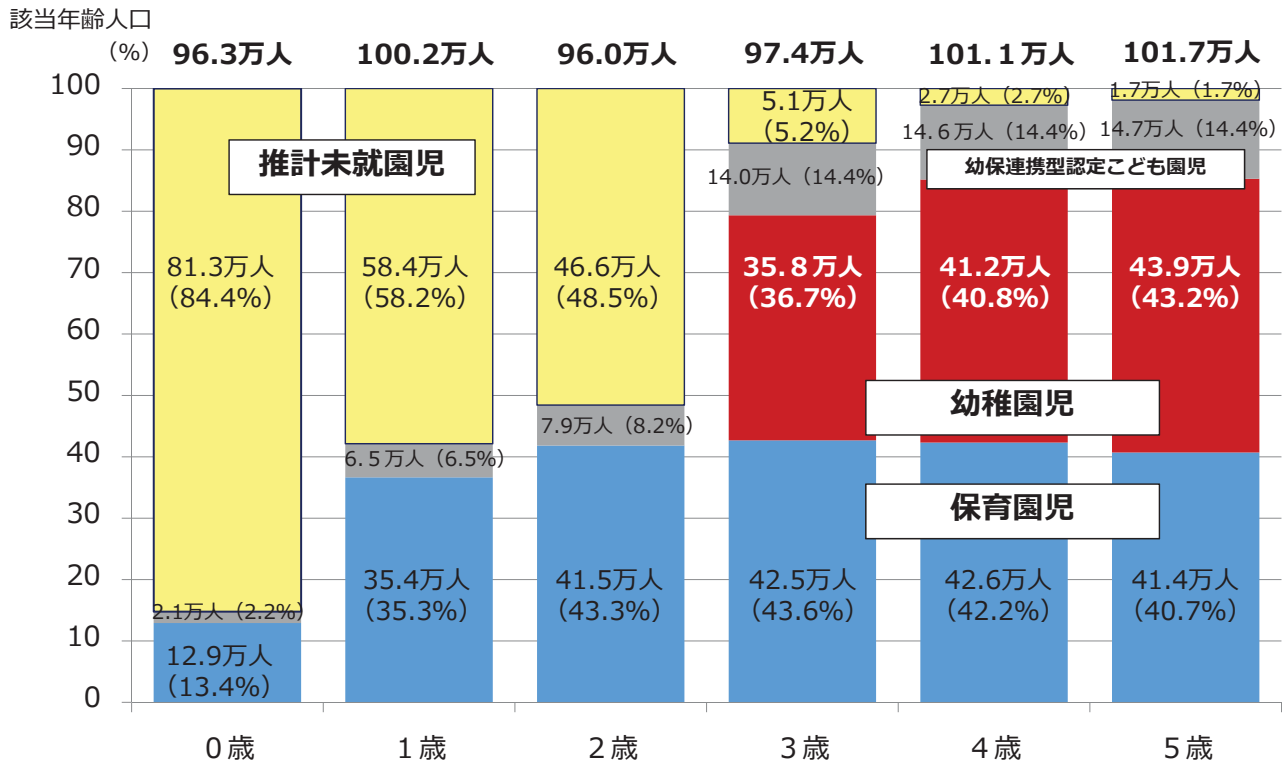
教育標準時間認定の子ども (1号認定)

保育認定の子ども (2号認定：満3歳以上) (3号認定：満3歳未満)

階層区分	利用者負担	階層区分	利用者負担		利用者負担	
			保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
①生活保護世帯	0円	①生活保護世帯	0円	0円	0円	0円
②市町村民税 非課税世帯 (所得割非課税世帯含 む) (~約270万円)	3,000円 〔0円〕	②市町村民税 非課税世帯 (~約260万円)	6,000円 〔0円〕	6,000円 〔0円〕	9,000円 〔0円〕	9,000円 〔0円〕
③市町村民税 所得割課税額 77,100円以下 (~約360万円)	10,100円 〔3,000円〕	③所得割課税額 48,600円未満 (~約330万円)	16,500円 〔6,000円〕	16,300円 〔6,000円〕	19,500円 〔9,000円〕	19,300円 〔9,000円〕
④市町村民税 所得割課税額 211,200円以下 (~約680万円)	20,500円	④所得割課税額 57,700円未満 〔77,101円未満〕 (~約360万円)	27,000円 〔6,000円〕	26,600円 〔6,000円〕	30,000円 〔9,000円〕	29,600円 〔9,000円〕
		97,000円未満 (~約470万円)	27,000円	26,600円	30,000円	29,600円
⑤市町村民税 所得割課税額 211,201円以上 (約680万円~)	25,700円	⑤所得割課税額 169,000円未満 (~約640万円)	41,500円	40,900円	44,500円	43,900円
		⑥所得割課税額 301,000円未満 (~約930万円)	58,000円	57,100円	61,000円	60,100円
		⑦所得割課税額 397,000円未満 (~1,130万円)	77,000円	75,800円	80,000円	78,800円
		⑧所得割課税額 397,000円以上 (1,130万円~)	101,000円	99,400円	104,000円	102,400円

- ※1 [] 書きは、ひとり親世帯、在宅障害児(者)のいる世帯、その他の世帯(生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市町村の長が認めた世帯)の額。
- ※2 満3歳に到達した日の属する年度中の2号認定の利用者負担額は、3号認定の額を適用する。
- ※3 1号認定は小学3年以下の範囲、2・3号認定は小学校就学前の範囲において、特定教育・保育施設等を同時に利用する最年長の子どもから順に2人目は上記の半額、3人目以降については0円とする。ただし、年取約360万円未満相当の世帯においては多子のカウントにおける年齢制限を撤廃し、年取約360万円未満相当のひとり親世帯等については2人目以降については0円とする。
- ※4 給付単価を限度とする。2号認定の第6~8階層等。
- ※5 1号認定においては、平成26年度の保育料等の額が市町村が定める利用者負担額よりも低い私立幼稚園・認定こども園については、現在の水準を基に各施設で定める額とすることも認める(経過措置)。

保育園と幼稚園の年齢別利用者数及び割合 (H30)



- ※該当年齢人口は総務省統計局による人口推計年報(平成29年10月1日現在)より。
- ※幼保連携型認定こども園の数値は平成30年度「認定こども園に関する状況調査」(平成30年4月1日現在)より。
- ※幼稚園の数値は平成30年度「学校基本調査」(確定値、平成30年5月1日現在)より。「幼稚園」には特別支援学校幼稚部、幼稚園型認定こども園も含む。
- ※保育園の数値は平成30年度の「待機児童数調査」(平成30年4月1日現在)より。なお、「保育園」には地方裁量型認定こども園、保育所型認定こども園、特定地域型保育事業も含む。4歳と5歳の数値については、「待機児童数調査」の4歳以上の数値を「社会福祉施設等調査」(平成29年10月1日現在)の年齢別の保育所、保育所型認定こども園、小規模保育所の利用者数比により按分したもの。
- ※「推計未就園児数」は、該当年齢人口から幼稚園在園者数、保育園在園者数及び、幼保連携型認定こども園在園者数を差し引いて推計したものである。
- ※四捨五入の関係により、合計が合わない場合がある。

1. 総論

- 「新しい経済政策パッケージ」、「骨太の方針2018」を踏まえ、次期通常国会への子ども・子育て支援法改正法案の提出に向けて検討
- 幼児教育の無償化の趣旨 → 幼児教育の負担軽減を図る少子化対策、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性

2. 対象者・対象範囲等

(1) 幼稚園、保育所、認定こども園等

- 3～5歳：幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育、企業主導型保育（標準的な利用料）の利用料を無償化
 - ※ 新制度の対象とならない幼稚園については、月額上限2.57万円（注：国立大学附属幼稚園0.87万円、国立特別支援学校幼稚部0.04万円）まで無償化
 - ※ 開始年齢 … 原則、小学校就学前の3年間を無償化。ただし、幼稚園については、学校教育法の規定等に鑑み、満3歳から無償化
 - ※ 各種学校については、幼児教育を含む個別の教育に関する基準はなく、多種多様な教育を行っており、また、児童福祉法上、認可外保育施設にも該当しないため、無償化の対象外。上記以外の幼児教育を目的とする施設については、乳幼児が保育されている実態がある場合、認可外保育施設の届出があれば、保育の必要性のある子供については無償化の対象
 - ※ 保護者から実費で徴収している費用（通園送迎費、食材料費、行事費など）は、無償化の対象外。食材料費については、保護者が負担する考え方を維持。3～5歳は施設による実費徴収を基本。低所得者世帯等の副食費の免除を継続し、免除対象者を拡充（年収360万円未満相当世帯）
- 0～2歳：上記の施設を利用する住民税非課税世帯を対象として無償化

(2) 幼稚園の預かり保育

- 保育の必要性の認定を受けた場合、幼稚園に加え、利用実態に応じて、月額1.13万円までの範囲で無償化
 - ※ 保育の必要性の認定 … 2号認定又は2号認定と同等の認定（無償化給付のために新たに法制化）
 - ※ 預かり保育は子ども・子育て支援法の一時的預かり事業（幼稚園型）と同様の基準を満たすよう指導・監督

(3) 認可外保育施設等

- 3～5歳：保育の必要性の認定を受けた場合、認可保育所における保育料の全国平均額（月額3.7万円）までの利用料を無償化
 - ※ 認可外保育施設のほか、一時預かり事業、病児保育事業及びファミリー・サポート・センター事業を対象
 - ※ 上限額の範囲内において、複数サービス利用も可能。また、幼稚園が十分な水準の預かり保育を提供していない場合などには、幼稚園利用者が認可外保育施設等を利用する場合も無償化の対象
 - ※ 都道府県等に届出を行い、国が定める認可外保育施設の基準を満たすことが必要。ただし、経過措置として5年間の猶予期間を設定
- 0～2歳：保育の必要性があると認定された住民税非課税世帯の子供たちを対象として、月額4.2万円までの利用料を無償化

5

- 認可外保育施設等における質の確保・向上に向けて以下の取組を実施
 - ・ 児童福祉法に基づく都道府県等の指導監督の充実等
 - （①届出対象である認可外保育施設の範囲の明確化と周知、②認可施設への移行支援、③ベビーシッターの指導監督基準の創設等）
 - ・ 給付の実施主体となる市町村における対象施設の把握、給付に必要な範囲での施設への関与等について必要な法制上の措置
 - ・ 都道府県と市町村の間の情報共有等の強化のための方策
 - ・ 5年間の経過措置について、法施行後2年を目途に見直す旨の検討規定
 - ・ 6. の協議の場での議論を踏まえ、地方自治体の実情に応じた柔軟な対応を可能とすることも含め、必要な措置を検討

3. 財源

(1) 負担割合

- 財源負担の在り方：自治体の負担軽減に配慮しつつ国と地方で適切な役割分担が基本。消費税増収分を活用し必要な地方財源を確保
- 負担割合：国1/2、都道府県1/4、市町村1/4。ただし、公立施設（幼稚園、保育所及び認定こども園）は市町村等10/10

(2) 財政措置等

- 初年度の取扱い：初年度（2019年度）に要する経費を全額国費で負担
- 事務費：初年度と2年目を全額国費。認可外保育施設等の5年間の経過措置期間に係る費用相当額を全額国費で負担するべく措置
- システム改修費：平成30年度・平成31年度予算を活用して対応

4. 就学前の障害児の発達支援

- 就学前の障害児の発達支援を利用する子供たちについて、利用料を無償化
- 幼稚園、保育所、認定こども園等とこれらの発達支援の両方を利用する場合は、ともに無償化の対象

5. 実施時期

- 2019年10月1日

6. その他

- 国と地方自治体のハイレベルによる協議の場を設置。加えて、引き続き、自治体の事務負担軽減等に向けた検討
- 支払方法：新制度の対象施設 … 現物給付を原則。未移行幼稚園 … 市町村が実情に応じて判断（現物給付の取組を支援）
認可外保育施設等 … 償還払いを基本としつつ、市町村が地域の実情に応じて現物給付とすることも可
- ⑥ 今般の無償化を契機に、質の向上を伴わない理由のない保育料の引上げが行われないよう、周知徹底

6

2. 幼児教育・保育の無償化 に関する法令等 について

我が国における急速な少子化の進行並びに幼児期の教育及び保育の重要性に鑑み、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、市町村の確認を受けた幼児期の教育及び保育等を行う施設等の利用に関する給付制度を創設する等の措置を講ずる。

概要

1. 基本理念

子ども・子育て支援の内容及び水準について、全ての子供が健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものであることに加え、子供の保護者の経済的負担の軽減に適切に配慮されたものとする旨を基本理念に追加する。

※ 既に現行法に基づく個人給付の対象となっている認定こども園、幼稚園、保育所等については、子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号)を改正し、利用者負担を無償化する措置を講じる。

※ 就学前の障害児の発達支援についても、児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)を改正し、利用者負担を無償化する措置を講じる。

2. 子育てのための施設等利用給付の創設

(1) 対象施設等を利用した際に要する費用の支給

市町村は、①の対象施設等を②の支給要件を満たした子供が利用した際に要する費用を支給する。

①対象施設等

子どものための教育・保育給付の対象外である幼稚園、特別支援学校の幼稚部、認可外保育施設(※)、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業であって、市町村の確認を受けたものを対象とする。

※ 認可外保育施設については、児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づく届出がされ、国が定める基準を満たすものに限るが、5年間は届出のみで足りる経過措置を設ける(経過措置期間内において、市町村が条例により基準を定める場合、対象施設をその基準を満たす施設にできることとする)。

②支給要件 以下のいずれかに該当する子供であって市町村の確認を受けたものを対象とする。

- ・ 3歳から5歳まで(小学校就学前まで)の子供
- ・ 0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供であって、保育の必要性がある子供

(2) 費用負担

・ 本給付に要する費用は、原則、国が2分の1、都道府県が4分の1、市町村が4分の1を負担する。

※ 令和元年度に限り、地方負担部分について全額国費により補填するため、必要な規定を設ける。

(3) その他

- ・ 市町村が適正な給付を行うため、対象施設等を確認し、必要に応じ報告等を求めることができる規定を設ける。
- ・ 差押え、公租公課の禁止、給付を受ける権利に係る時効等の規定を設ける。
- ・ 特別会計に関する法律(平成19年法律第23号)等の関係法律について、所要の改正を行うとともに、経過措置について定める。

施行期日

令和元年10月1日 (一部の規定については、公布の日から施行)

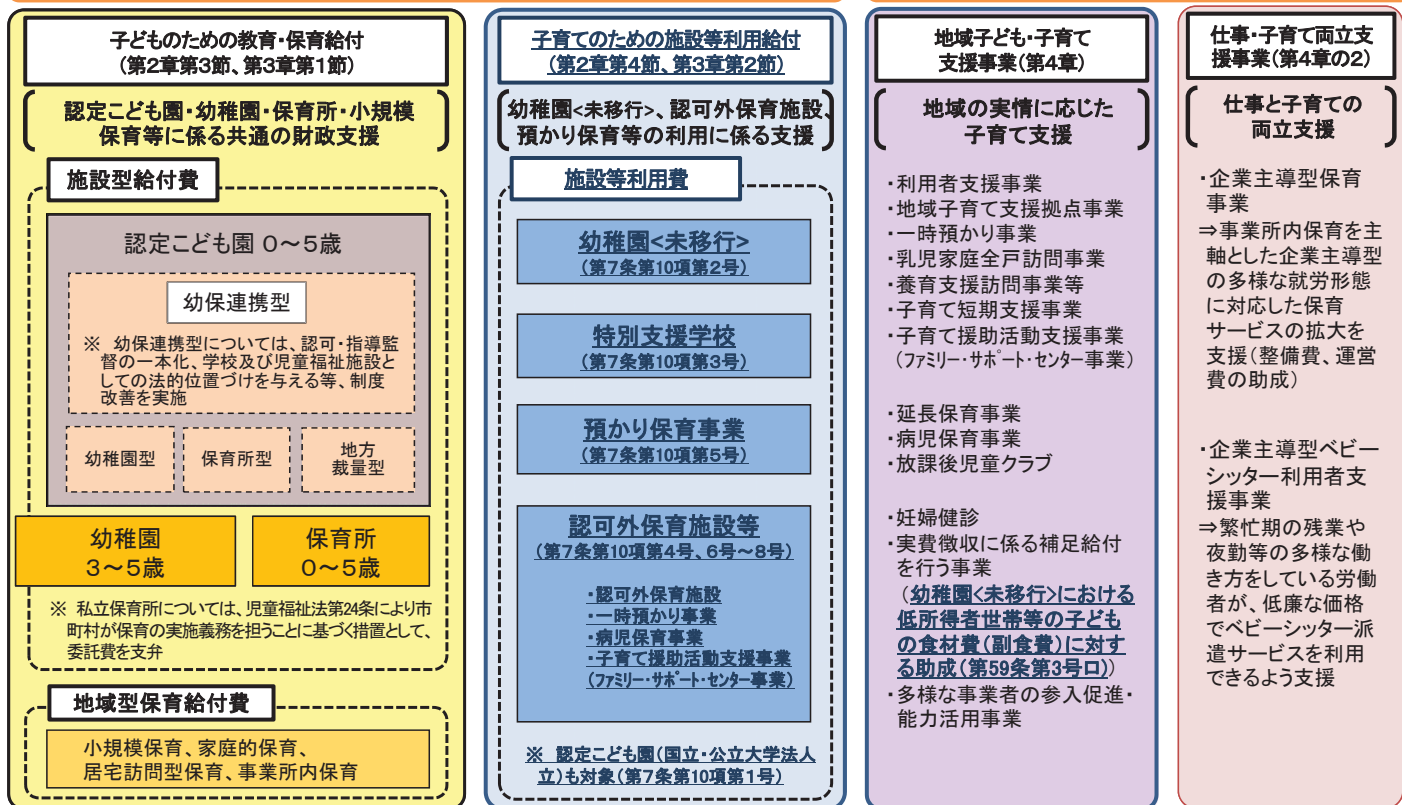
1

子ども・子育て支援新制度の概要 ※下線部分が今回の改正部分

子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援(第1条)

子ども・子育て支援給付(第8条)

その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援



市町村主体

国主体

- 子ども・子育て支援新制度において、市町村の「児童手当」、「子どものための教育・保育給付」、「子育てのための施設等利用給付」、「地域子ども・子育て支援事業」の実施に要する費用に対して、国・都道府県・企業等が支援を行う。
- 令和元年度における無償化の実施に要する費用について、子ども・子育て支援臨時交付金を交付する(交付税特会で経理。附則第15条)。

子ども・子育て支援給付(第8条)

児童手当等交付金(第8条、第2章第2節)

児童手当法等に基づく児童手当等の給付
【国:2/3、都道府県:1/6、市町村:1/6等】

子どものための教育・保育給付(第8条、第2章第3節、第3章第1節)

教育・保育給付認定子どもが認定こども園、幼稚園、保育所等において特定教育・保育などを受けた場合の給付 【国:1/2、都道府県:1/4、市町村:1/4等】

- ・施設型給付費・幼稚園、保育所、認定こども園
※公立幼稚園・保育所は市町村10/10
- ・地域型保育給付費・家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

子育てのための施設等利用給付(第8条、第2章第4節、第3章第2節)

施設等利用給付認定子どもが幼稚園(未移行)、特別支援学校、預かり保育、認可外保育施設等において特定教育・保育等を受けた場合の利用料の給付
【国:1/2、都道府県:1/4、市町村:1/4】

- ・施設等利用費・認定こども園、幼稚園、特別支援学校、認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業(ファミリーサポートセンター事業)

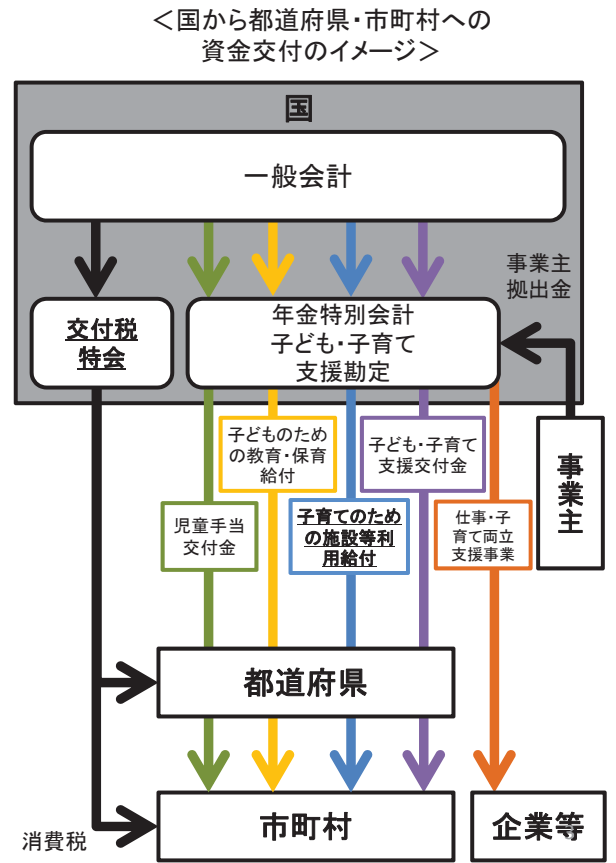
子ども・子育て支援交付金(第4章)

利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、子育て援助活動支援事業(ファミリーサポートセンター事業)、病児保育事業、実費徴収に係る補足給付を行う事業(幼稚園<未移行>における低所得者世帯等の子どもの食料費(副食費)に対する助成)等の地域子ども・子育て支援事業 【国:1/3、都道府県:1/3、市町村:1/3】

仕事・子育て両立支援事業(第4章の2)

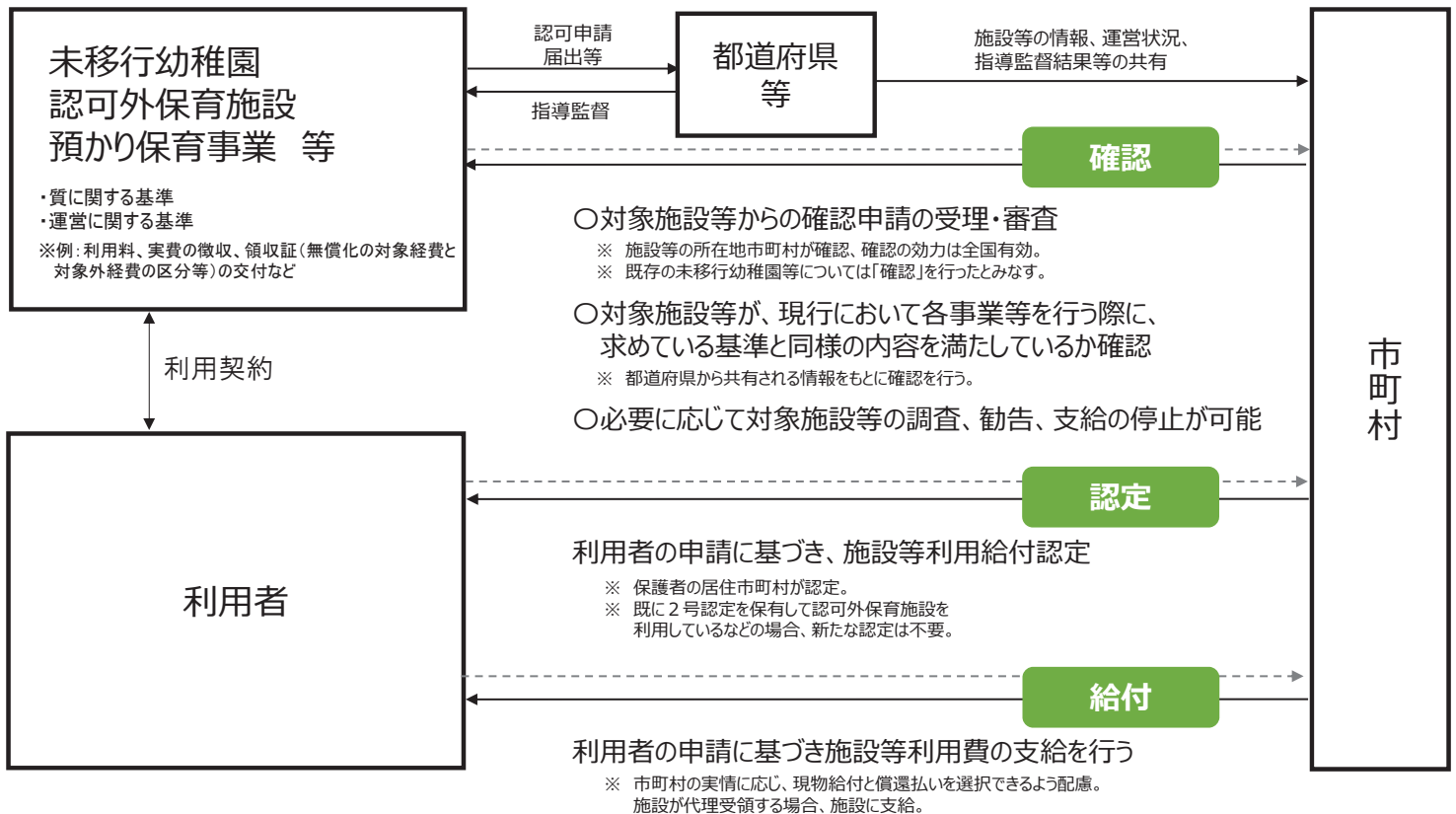
- ・企業主導型保育事業 【国10/10(事業主拠出金を原資)】
- ・企業主導型ベビーシッター利用者支援事業 【国10/10(事業主拠出金を原資)】

その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援



幼児教育・保育の無償化の実施に伴う主な事務(イメージ)

- 子どものための教育・保育給付の処理手法を施設等利用給付においても踏襲しつつ、市町村の負担軽減を図る。
- 市町村は、施設等利用給付に係る特定子ども・子育て支援施設等の確認に関し、都道府県に対して必要な協力を求められるよう規定。



無償化の実施に関する対象施設等の「確認」について①

幼児教育・保育の無償化の実施に必要な対象施設等の「確認」に関する事務は以下のとおり。

1. 「確認」の趣旨・概要

- 各事業法に基づく認可・届出等に係る都道府県所轄庁において、事業法に基づく未移行幼稚園や認可外保育施設等の適正な運営の確保に一定の責任を持つことを前提としつつ、子ども・子育て支援法に基づき、各市町村において、無償化に伴う給付を実施する観点から、各事業者が無償化給付の対象となること、対象施設等に求める基準（①対象施設等が満たすべき教育・保育等の質、②対象施設等の運営）を満たしていることを把握するとともに必要に応じて調査等を行う。
- 対象施設等の所在地の市町村が確認を行い、他の市町村においても効力を有する。

2. 対象施設等に求める基準について

- ① (1) 認定こども園（国立・公立大学法人立）、幼稚園（未移行）、特別支援学校、一時預かり事業
…学校教育法に基づく設置基準、児童福祉法に基づく事業基準を適用
- (2) 認可外保育施設、預かり保育事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業
…内閣府令で定める基準を適用
- 認可外保育施設は現在の指導監督基準（平成13年厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）と同様の内容を、預かり保育事業は一時預かり事業の基準と同様の内容を、病児保育事業・子育て援助活動支援事業は現行の地域子ども・子育て支援事業（13事業）において求めている基準と同様の内容を子ども・子育て支援法に基づく内閣府令で定めることを想定している。
- 対象施設等の基準への適合状況を市町村が確認する際には、各事業法に基づく認可・届出等に係る都道府県所轄庁からの情報を活用することが可能である。

5

無償化の実施に関する対象施設等の「確認」について②

2. 対象施設等に求める基準について(続き)

- ② 施設等が共通で満たすべき運営に関する事項…内閣府令で定める基準
 - ※ 対象施設等の運営に関する事項については、現行の子どものための教育・保育給付においては各自治体の条例で定めているが、子育てのための施設等利用給付においては、条例の制定は不要とする。
- 対象施設等の運営に関する基準で定める内容としては、現時点では以下の内容を想定しており、市町村は確認の際に、これらの内容が記載されている文書等が整備されているかどうかを把握する。
 - ※ 現行の子どものための教育・保育給付に係る対象施設等の運営に関する基準のうち、新たな給付の適切な実施に必要なものに限定することとしており、利用定員やサービスの質に関する規定等は設けない予定。
 - ・ 教育・保育等の提供の記録
 - ・ 利用料や実費の徴収可能費目及び手続
 - ・ 領収証(無償化の対象経費と対象外経費の区分等)等の交付
 - ・ 秘密保持
 - ・ 諸記録の整備

3. 「確認」に関する事務について

- こうした「確認」に関して、市町村が行う事務としては、現行の子どものための教育・保育給付と同様に、以下のものを想定している。
 - ・ 対象施設等からの確認申請の受理・審査(変更・辞退を含む。)、公示
 - ・ 必要な範囲での対象施設等の運営に対する調査、不正等を行った施設等の指導監督(勧告、命令、取消等)
 - できる限り、自治体の負担が過大とならないよう、工夫することが可能である。
 - ・ 既存の未移行幼稚園、特別支援学校については、子ども・子育て支援新制度創設時に保育所、認定こども園、幼稚園について行ったのと同様に、「確認」を行ったとみなす(改正法附則第3条)。
 - ・ 例えば、認可外保育施設の「確認」に際して、都道府県が届出等により把握した情報の提供を受け、これを活用することが想定されるが、こうした事務を行う際に必要に応じて、都道府県に協力を求められることを法制上明確化する(第58条の12)。
- 10

6

無償化の実施に関する対象者の「認定」について①

幼児教育・保育の無償化の実施に必要な対象者の「認定」に関する事務は以下のとおり。

1. 教育・保育給付認定と施設等利用給付認定との違いについて

- 教育・保育給付認定において、保育の必要性がある小学校就学前子どもについては、3号認定は満3歳未満の子ども、2号認定は満3歳以上の子どもとされている（法第19条第1項）。併せて、保育必要量（保育標準時間・保育短時間）の認定も行うこととされている（法第20条第3項）。
また、支給認定証を保護者の申請に応じて交付する仕組みとされている（法第20条第4項、施行規則第4条の2）。
- これに対し、施設等利用給付認定において、保育の必要性がある小学校就学前子どもについては、新3号認定は満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子ども※、新2号認定は満3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した子どもとされている（法第30条の4）。保育必要量の認定はない。
また、支給認定証は交付せず、認定内容を保護者に通知する仕組みとされている（法30条の5第3項）。
※施設等利用給付認定の新3号認定には、保育の必要性以外にも住民税非課税世帯の子どもであることも要件としている。
- なお、教育・保育給付認定においては、3号認定子どもが満3歳に達した場合の2号認定への職権変更認定について、年度末日まで一括して通知すれば足りることとしている（施行規則第12条第1項ただし書）。
- 無償化の実施後もこれらの取扱いには変更がなく、引き続き、簡素な運用を行うことが可能であるため、改めて留意されたい。

7

子ども・子育て支援法の給付と子どもの認定区分（支給要件）

○子どものための教育・保育給付（現行）・・・施設型給付費、地域型保育給付費等の支給

認定区分（支給要件）	保育必要量（内容）	利用定員を設定し、給付を受ける施設・事業
満3歳以上の小学校就学前子どもであって、 <u>2号認定子ども以外</u> のもの（1号認定子ども） （第19条第1項第1号）	教育標準時間	幼稚園 認定こども園
満3歳以上の小学校就学前子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により <u>家庭において必要な保育を受けることが困難</u> であるもの（2号認定子ども） （第19条第1項第2号）	保育短時間 保育標準時間	保育所 認定こども園
満3歳未満の小学校就学前子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により <u>家庭において必要な保育を受けることが困難</u> であるもの（3号認定子ども） （第19条第1項第3号）	保育短時間 保育標準時間	保育所 認定こども園 小規模保育等

○子育てのための施設等利用給付（新設）・・・施設等利用費の支給

保育必要量の認定が不要

認定区分（支給要件）	支給に係る施設・事業
満3歳以上の小学校就学前子どもであって、 <u>新2号認定子ども・新3号認定子ども以外</u> のもの（新1号認定子ども） （第30条の4第1号）	幼稚園、特別支援学校等
<u>満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した</u> 小学校就学前子どもであって、第19条第1項第2号の内閣府令で定める事由により <u>家庭において必要な保育を受けることが困難</u> であるもの（新2号認定子ども） （第30条の4第2号）	認定こども園、幼稚園、特別支援学校 （満3歳入園児は新3号、年少児からは新2号）
<u>満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある</u> 小学校就学前子どもであって、第19条第1項第2号の内閣府令で定める事由により <u>家庭において必要な保育を受けることが困難</u> であるものうち、 <u>保護者及び同一世帯員が市町村民税世帯非課税者</u> であるもの（新3号認定子ども） （第30条の4第3号）	認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業（2歳児まで新3号、3歳児からは新2号）

無償化の実施に関する対象者の「認定」について②

2. 施設等利用給付認定を受けられない者

- 教育・保育給付において、2号認定又は3号認定を受けている子どもであって、当該子どもに係る施設等給付費等の支給を受けている場合や、企業主導型保育事業を利用している場合（保育所並みの開所が確保された施設等を利用している場合）には、当該子どもは施設等利用給付認定を受けることができない（第30条の4柱書）。

※施設等給付費等の支給を受けている子どものうち、特別利用教育を受けている子どもは除く。

3. 共働き等家庭に係る教育・保育給付認定と施設等利用給付認定との関係

⇒次ページ参照

- 他方、教育・保育給付において、2号認定又は3号認定を受けている子どもであって、利用調整の結果、認可保育所等に入所できず、認可外保育施設等を利用している場合、当該子どもに関しては、施設等利用給付認定を受けたものとみなすため、施設等利用給付認定を受けることは不要（第30条の5第7項）。

（当該教育・保育給付における3号認定又は2号認定を、施設等利用給付認定における新3号認定又は新2号認定とみなすこととしている。なお、新3号認定については、住民税非課税世帯の子どもである場合に限る。）

- 共働き等家庭の利用施設等の組合せによっては、教育・保育給付認定と施設等利用給付認定の両方の認定を受ける必要がある。

具体的には、新制度幼稚園等（認定こども園の1号認定子どもを含む。）と当該幼稚園等における預かり保育を利用している場合、教育・保育給付においては1号認定を、施設等利用給付認定においては新2号認定（満3歳入園児は新3号認定）を受けることとなる。

共働き等家庭の子どもに係る給付と子どもの認定区分

保護者の利用希望等	給付・認定の種類		無償化の対象時間	
	子どものための教育・保育給付	子育てのための施設等利用給付	通常の教育時間	預かり保育
未移行幼稚園（私学助成幼稚園、国立大学附属幼稚園）、特別支援学校	なし		施設等利用費 (新2・3号)の対象	
新たに教育・保育給付認定を受ける場合	●新制度幼稚園等※1のみを希望	1号認定	施設等給付費 (1号)の対象	
	●幼稚園等と保育所等※2の両方を希望（併願） ①利用調整の結果、保育所等の入所待機となったため、併願し内定していた幼稚園等※1に入園 ②利用調整の結果、保育所等を入所待機となり、他の入所可能な保育所等を示されたが、併願し内定していた幼稚園等が最も希望に合致したため、幼稚園等に入園	2号認定	幼稚園 特例施設等給付費 (2号)の対象	施設等利用費 (新2・3号)の対象
	●保育所等のみを希望 ③通園可能な域内に保育所等がなかったため、幼稚園等の利用を申し込んで入園 ④利用調整の結果、入所待機となったため、幼稚園等の利用を申し込んで入園		認定こども園 施設等給付費 (1号)の対象 ※認定こども園は特例施設等給付がない	
保育認定を既に受けている場合 ①小規模保育の卒園者が入園、②保育所等から転園	既に有する2号認定を活用	※現在の2号認定を新2・3号認定とみなし、新給付の認定申請は不要(第30条の5第7項)		

保育所等への転園の希望がない場合は1号認定へ変更することが考えられる。
特に認定こども園(1号認定)の利用定員で入園した場合は、特例施設等給付がないため、1号認定へ変更することが必要。

※1 幼稚園又は認定こども園(教育標準時間認定(1号認定)の利用定員)を指す。以下同じ。
※2 保育所又は認定こども園(満3歳以上・保育認定(2号認定)の利用定員)を指す。以下同じ。

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令について（概要）

1. 改正の趣旨

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律（令和元年法律第七号。以下「改正法」）の施行に伴い、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「施行令」）等の改正を行うとともに、経過措置を定める。

2. 改正概要

2-1 施行令の改正

(1) 子どものための教育・保育給付の利用者負担上限額の無償化等

満3歳以上教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者及び満3歳未満保育認定子どもに係る市町村民税世帯非課税者である教育・保育給付認定保護者について、利用者負担上限額を零とする。また、特定保育所の保育料についても、同様の措置を講ずる。（第4条～第6条、第9条～第12条、附則第6条、第12条関係）

これに伴い、満3歳未満保育認定子どもに係る多子世帯の利用者負担上限額の減免方法、国庫負担対象額の算定方法等の整理を行う。（第13条、第14条、第23条、第24条、附則第7条、第13条関係）

そのほか、「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改める等の用語の整理を行う。

(2) 改正法の施行に伴う子育てのための施設等利用給付関係の規定の新設

① 法第7条第10項第4号ハの政令で定める施設

子育てのための施設等利用給付の支給に係る認可外保育施設から除外する施設として、法第59条の2第1項の規定による助成を受けている施設のうち、利用者負担の無償化を事業主拠出金により実施する、児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするもの（企業主導型保育施設）を定める。（第1条関係）

② 法第30条の4第3号の政令で定める場合及び準ずる者

法第30条の4第3号の支給要件のうち市町村民税の要件を前々年度の課税状況により判定する場合として、特定子ども・子育て支援のあった月が4月から8月までの場合を定める。また、市町村民税を課されない者に準ずる者として、市町村の条例で定めるところにより市町村民税を免除された者、未婚のひとり親を寡婦等とみなした場合に市町村民税が課されないこととなる者並びに生活保護法上の被保護者及び児童福祉法上の里親である保護者を定める。（第15条の3関係）

③ 法第30条の9第1項第3号の政令で定めるとき

施設等利用給付認定の取消事由として、施設等利用給付認定保護者が虚偽の報告、申請等を行ったとき、施設等利用給付認定保護者が施設等利用給付認定子どもについて保育認定子どもに係る施設型給付費等の支給を受けたとき及び施設等利用給付認定子どもが企業主導型保育施設を利用したときを定める。(第 15 条の 5 関係)

④ 法第 30 条の 11 第 2 項の政令で定めるところにより算定した額

施設等利用給付の支給上限月額を次のとおり（現に特定子ども・子育て支援に要した費用の額が下回る場合は、当該現に要した額）とする。

(ア) 法第 30 条の 4 第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する施設等利用給付認定子どもは、25,700 円（国立認定こども園等にあつては、内閣府令で定める額）とする。(第 15 条の 6 第 1 項関係)

(イ) 法第 30 条の 4 第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する施設等利用給付認定子ども（認定こども園、幼稚園又は特別支援学校に在籍する者に限る。）は、特定子ども・子育て支援施設等である認定こども園、幼稚園又は特別支援学校について 25,700 円、預かり保育事業について 11,300 円（預かり保育の利用日数が内閣府令で定める日数を下回る場合にあっては、内閣府令で定めるところにより当該日数に応じて算定した額）、認可外保育施設等について 11,300 円から預かり保育事業に係る支給額を控除して得た額（預かり保育事業で提供される教育・保育の量が内閣府令で定める量を下回る場合に限る。）の合算額とする。(第 15 条の 6 第 2 項関係)

(ウ) 法第 30 条の 4 第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する施設等利用給付認定子ども（認定こども園、幼稚園又は特別支援学校に在籍する者以外の者で、認可外保育施設等を利用するものに限る。）は、認可外保育施設等について 37,000 円とする。(第 15 条の 6 第 3 項関係)

(エ) 法第 30 条の 4 第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する施設等利用給付認定子どもは、(イ) (11,300 円) 又は (ウ) の額に 5 千円を加えた額とする。(第 15 条の 6 第 4 項関係)

⑤ 法第 58 条の 10 第 1 項第 8 号の政令で定める法律及び同項第 10 号の政令で定める使用人

特定子ども・子育て支援提供者が違反した場合に特定子ども・子育て支援施設等の確認の取消事由となる法律及び法人の役員以外に不正をした者がいる場合に確認の取消事由となる者について、特定教育・保育施設と同様に定める。(第 22 条の 2 関係)

⑥ 法第 58 条の 10 第 2 項の確認を取り消された者から除く政令で定める者、確認を取り消された者に準ずる政令で定める者及び確認の取消しの日に準ずる政令で定める日

確認を取り消され改めて確認を申請することができない者から除く者、確認を取り消された者に準じて確認を申請することができないこととする者及び確認を申請することができない期間の起算点について、特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業

者と同様に定める。(第 22 条の 3 関係)

⑦ 法第 67 条第 2 項の政令で定めるところにより算定した額並びに都道府県及び国の負担

都道府県及び国の負担の対象額の算定方法及び月途中の利用開始その他内閣府令で定める事由があった場合の対象額の算定方法を定めるとともに、毎年度、都道府県は対象額の 4 分の 1 を、国は対象額の 2 分の 1 を負担する。(第 24 条の 4 関係)

⑧ 子ども・子育て支援臨時交付金の算定及び交付に関する都道府県の事務

改正法の施行による地方公共団体の費用の増大及び地方消費税増収の不足に対処するため、令和元年度に限り総務大臣が交付する子ども・子育て支援臨時交付金について、地方負担相当額の総務大臣への報告と交付決定額の市町村への通知を都道府県の事務とする。(附則第 16 条関係)

⑨ その他

法律において準用する法・施行令の技術的読替えを定める。

2-2 改正法の施行に伴う他政令の改正

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和 30 年政令第 255 号)等について、所要の規定の整備を行う。(第 2 条から第 7 条関係)

2-3 令和元年度における子どものための教育・保育給付の利用者負担額の切替月に関する経過措置

令和元年度に限り、改正法附則第 2 条に規定する施行前の準備行為及び子どものための教育・保育給付の円滑な実施を確保するために特に必要があると市町村が認める場合には、子どものための教育・保育給付における世帯所得に応じた利用者負担額に係る市町村民税所得割合算額について、前年度分から当年度分への切替月を 9 月に代えて 10 月にすることができることとする。(第 8 条関係)

3. 根拠条文

改正法附則第 17 条、改正法による改正後の子ども・子育て支援法第 7 条第 10 項第 4 号ハ、第 27 条第 3 項第 2 号等

4. 施行期日等

公布日：令和元年 5 月 31 日

施行日：令和元年 10 月 1 日(一部公布日)

子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令について（概要）

1. 改正の趣旨

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律（令和元年法律第七号。以下「改正法」という。）及び子ども・子育て支援法施行令等の一部を改正する政令（令和元年政令第十七号。以下「改正政令」という。）の施行に伴い、所要の改正等を行うもの。

2. 改正概要

(1) 改正法による改正後の子ども・子育て支援法（以下「新法」という。）第7条第10項第4号、第5号、第7号及び第8号に規定する内閣府令で定める基準

<認可外保育施設>

保育に従事する者や保育内容等、現行の認可外保育施設指導監督基準（「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（平成13年3月29日付け雇児発第177号厚生労働省雇用均等・児童家庭局通知）別添）に定める内容を規定する。また、居宅訪問型保育事業の保育従事者は、保育士、看護師又は一定の研修を受講した者とする。（第1条関係）

<幼稚園等における預かり保育事業>

児童福祉法に定める一時預かり事業の実施基準を参考に、幼稚園教育要領等に準じて教育・保育を行うことや、預かり保育に従事する職員の資格・配置要件等について規定する。（第1条の2関係）

<病児保育事業>

地域子ども・子育て支援事業として実施されている現行の病児保育事業の実施基準（「病児保育事業の実施について」（平成27年7月17日付け雇児発0717第12号厚生労働省雇用均等・児童家庭局通知）別紙「病児保育事業実施要綱」に記載されている実施基準）に定める内容を規定する。（第1条の3関係）

<子育て援助支援活動事業>

市町村又はその委託等を受けた者が行うものであること及び一定の研修を実施していることを規定する。（第1条の4関係）

(2) 施設等利用給付認定等

○ 小学校就学前子どもの保護者が新法第30条の5第1項の規定により施設等利用給付認定を受けようとする場合には、

- ・申請を行う保護者の氏名、居住地、生年月日、個人番号
- ・申請に係る小学校就学前子どもの氏名、生年月日、個人番号

などを記載した申請書を市町村に提出しなければならないこととする。（第28条の3関係）

○ 法第30条の5第3項に規定する内閣府令で定める事項を、

- ・施設等利用給付認定保護者の氏名、居住地、生年月日

- ・施設等利用給付認定子どもの氏名及び生年月日
- ・施設等利用給付認定の年月日、認定番号
- ・法第30条の4各号の区分及び就労・疾病等の事由
などとする。(第28条の4関係)
- 施設等利用給付認定の有効期間について、認定起算日から認定の事由に応じた終期までとする。(第28条の5関係)
- 施設等利用給付認定保護者は、毎年、保育の必要性等に関する届出を市町村に対して行わなければならないこととする。(第28条の6関係)
- 法第30条の8第1項に規定する変更認定の申請が必要な事項を、法第30条の4各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、施設等利用給付認定の有効期間とする。(第28条の7関係)
- 施設等利用給付認定保護者が施設等利用給付認定の変更の申請を行う場合には、
 - ・施設等利用給付認定保護者の氏名、居住地、生年月日、個人番号
 - ・申請に係る小学校就学前子どもの氏名、生年月日、個人番号
 - ・就労状況の変化その他の申請を行う原因となった事由
 などを記載した申請書を市町村に提出することとする。(第28条の8関係)
- 市町村が、法第30条の8第4項の規定に基づき、職権により施設等利用給付認定の変更の認定を行うときは、その旨を書面により施設等利用給付認定保護者に通知するものとする。(第28条の9関係)
- 市町村が、法第30条の9第1項の規定に基づき施設等利用給付認定の取消しを行ったときは、理由を付して、その旨を書面により当該取消しに係る施設等利用給付認定保護者に通知するものとする。(第28条の11関係)
- 施設等利用給付認定保護者は、施設等利用給付認定の有効期間内において、施設等利用給付認定保護者の氏名、居住地等を変更する必要があるときは、市町村に届け出ることとする。(第28条の12関係)
- 現に施設型給付費等を受けている教育・保育給付認定保護者や企業主導型保育施設を利用している子どもの保護者は、施設等利用給付認定の申請を行うことができないこととする。(第28条の13関係)
- 企業主導型保育施設を利用している子どもの保護者は、
 - ・小学校就学前子どもの保護者の氏名、居住地、生年月日
 - ・小学校就学前子どもの氏名、生年月日
 - ・利用している施設の名称
 を記載した書類を市町村に提出しなければならないこととする。(第28条の14関係)

(3) 施設等利用費

- 施設等利用費の対象とならない費用として、
 - ・日用品等

- ・行事への参加に要する費用
- ・食事の提供に要する費用
- ・特定子ども・子育て支援を提供する施設又は事業所に通う際に提供される便宜に要する費用

などを規定する。(第 28 条の 16 関係)

- 国立幼稚園及び国立の特別支援学校の幼稚部に係る施設等利用費の上限額について、国立大学等の授業料その他の費用に関する省令（平成 16 年文部科学省令第 16 号）第 2 条を基に、以下の通りとする。(第 28 条の 17 関係)
 - ・国立幼稚園：月額 8,700 円
 - ・国立の特別支援学校の幼稚部：月額 400 円
- 預かり保育事業に係る施設等利用費の支給上限額に関し、子ども・子育て支援法施行令の内閣府令で定める日数を 26 日とし、内閣府令で定める算定方法を 450 円に利用日数を乗じて得た額とし、内閣府令で定める教育・保育の量を 1 日当たり 8 時間とする。(第 28 条の 18 関係)
- 施設等利用給付保護者が施設等利用費の支給を受けようとするときは、
 - ・施設等利用給付認定保護者の氏名、居住地、生年月日
 - ・施設等利用給付認定子どもの氏名、生年月日、認定番号
 - ・利用した施設等の名称
 - ・当該施設等から受けた支援に要した費用及び施設等利用費の請求金額を記載した請求書を市町村に提出しなければならない。(第 28 条の 19 関係)

(4) 特定子ども・子育て支援提供者の確認の申請等

- 法第 58 条の 2 の規定に基づき市町村による特定子ども・子育て支援施設等の確認を受けようとする者は、
 - ・施設等の名称、子ども・子育て支援施設等の種類及び設置の場所
 - ・設置者等の名称、主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名、生年月日、住所、職名
 - ・事業開始の予定年月日
 - ・子ども・子育て支援施設等であることを証する書類
 - ・施設等の管理者の氏名、生年月日、住所
 等の事項を記載した申請書又は書類を、確認の申請に係る施設等の設置の場所を管轄する市町村長に提出しなければならない。(第 53 条の 2 関係)
- 特定子ども・子育て支援提供者が、施設等の住所等に変更があった場合には、当該変更に係る事項について、市町村長に届出なければならない。(第 53 条の 3 関係)
- 法第 58 条の 11 の内閣府令で定める公示すべき事項として、
 - ・特定子ども・子育て支援提供者の名称
 - ・特定子ども・子育て支援を提供する施設等の名称及び所在地

- ・ 確認をした年月日（取消しや確認の辞退があった場合は、当該年月日）
- ・ 確認の全部又は一部の効力を停止した場合にあっては、その内容と期間
- ・ 子ども・子育て支援施設等の種類
- ・ 預かり保育事業については、提供する教育・保育の量の状況を規定する。（第 53 条の 6 関係）

（5）その他、所要の改正

- 改正法における略称の変更や条項ずれに伴う改正を行うとともに、必要な経過措置等を定める。

3. 根拠条文

新法第 19 条第 1 項第 2 号、第 20 条第 1 項及び第 4 項等、子ども・子育て支援法施行令第 18 条第 1 項及び第 24 条第 1 項並びに改正法附則第 3 条ただし書

4. 施行期日等

公布日：令和元年 5 月 31 日

施行日：令和元年 10 月 1 日（一部公布日）

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令について（概要）

1. 改正の趣旨

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律（令和元年法律第七号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）について所要の改正を行うもの。

2. 改正概要

(1) 題名の改正

内閣府令の題名を「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」に改める。

(2) 食事の提供に要する費用の取扱いの変更（第13条第4項関係）

幼児教育・保育の無償化に伴い、法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに対する食事の提供に要する費用及び同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに関する主食の提供に要する費用に加え、同号に掲げる小学校就学前子どもに関する副食費の提供に要する費用について、特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者において、教育・保育給付認定保護者から支払を受けることができる費用とする。ただし、次に掲げる者に要する費用については除くものとする。

なお、当該費用は施設型給付費等における加算として公費負担とする予定であり、令和元年度予算を踏まえ、別途、「特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等」（平成27年内閣府告示第49号）を改正する予定である。

① 次のア又はイに掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者及び同一世帯員に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれア又はイに定める金額未満であるものに対する副食の提供

ア 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77,101円（第13条第4項第3号イ(1)関係）

イ 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満三歳以上保育認定子ども（満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるもの）を除く。以下同じ。） 57,700円（要保護者等にあつては、77,101円）（第13条第4項第3号イ(2)関係）

② 次のア又はイに掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子ども。以下同じ。）が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれア又はイに定める者に該当するものに対する副食

の提供

ア 法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除き、特別利用教育を受ける者を含む。）負担額算定基準子ども又は小学校第 3 学年修了前子ども（そのうち最年長者及び 2 番目の年長者である者を除く。）である者（第 13 条第 4 項第 3 号ロ(1)関係）

イ 法第 19 条第 1 項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含み、特別利用教育を受ける者を除く。）負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び 2 番目の年長者である者を除く。）である者（第 13 条第 4 項第 3 号ロ(2)関係）

(3) 改正法による改正後の子ども・子育て支援法第 58 条の 4 第 2 項の内閣府令で定める基準の新設（第 53 条から第 61 条まで関係）

① 子ども・子育て支援法第 58 条の 4 第 2 項の内閣府令で定める基準は、第 2 章に定めるところによる。（第 53 条関係）

② 特定子ども・子育て支援提供者は、特定子ども・子育て支援を提供した際は、提供した日及び時間帯、当該特定子ども・子育て支援の具体的な内容その他必要な事項を記録しなければならない。（第 54 条関係）

③ 利用料及び特定費用の額の受領

ア 特定子ども・子育て支援提供者は、施設等利用給付認定保護者から、その者との間に締結した契約により定められた特定子ども・子育て支援の提供の対価（施設等利用費の対象から除外する子ども・子育て支援法第 30 条の 11 第 1 項に規定する内閣府令で定める費用（以下「特定費用」という。）に係るものを除く。以下「利用料」という。）の額の支払を受けるものとする。（第 55 条第 1 項関係）

イ 特定子ども・子育て支援提供者は、特定費用の額の支払を施設等利用給付認定保護者から受けることができる。この場合において、あらかじめ、当該支払を求める金銭の用途及び額並びに理由について書面により明らかにするとともに、施設等利用給付認定保護者に対して説明を行い、同意を得なければならない。（第 55 条第 2 項関係）

④ 領収証及び特定子ども・子育て支援提供証明書の交付

ア 特定子ども・子育て支援提供者は、利用料及び特定費用の支払を受ける際、施設等利用給付認定保護者に対し、領収証を交付しなければならない。この場合において、当該領収証は、利用料の額と特定費用の額とを区分して記載しなければならない。（第 56 条第 1 項関係）

イ アの場合において、特定子ども・子育て支援提供者は、施設等利用給付認定保護者に対し、特定子ども・子育て支援を提供した日及び時間帯、当該特定子ども・子育て支援の内容、費用の額その他施設等利用費の支給に必要な事項を記載した特定子ども・子育て支援提供証明書を交付しなければならない。（第 56 条第 2 項関係）

⑤ 法定代理受領の場合の③・④の適用

子ども・子育て支援法第 30 条の 11 第 3 項の規定による法定代理受領を受ける場合に、利用料の受領及び領収証の交付に関し「利用料の額」を「利用料の額から施設等利用費の額を控除して得た額」とし、特定子ども・子育て支援提供証明書の交付先を「当該市町村及び当該施設等利用給付認定保護者」とする等の読替えを行う。(第 57 条関係)

⑥ 特定子ども・子育て支援提供者は、施設等利用給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって施設等利用費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を当該支給に係る市町村に通知しなければならない。(第 58 条関係)

⑦ 特定子ども・子育て支援提供者は、施設等利用給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定子ども・子育て支援の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。(第 59 条関係)

⑧ 秘密保持等

ア 特定子ども・子育て支援を提供する施設若しくは事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た施設等利用給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。(第 60 条第 1 項関係)

イ 特定子ども・子育て支援提供者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た施設等利用給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。(第 60 条第 2 項関係)

ウ 特定子ども・子育て支援提供者は、小学校、他の特定子ども・子育て支援提供者その他の機関に対して、施設等利用給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該施設等利用給付認定子どもに係る施設等利用給付認定保護者の同意を得ておかななければならない。(第 60 条第 3 項関係)

⑨ 特定子ども・子育て支援提供者は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備するとともに、特定子ども・子育て支援の提供の記録及び市町村への通知に係る記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。(第 61 条関係)

(4) 経過措置 (附則第 2 項関係)

この府令の施行の日から起算して 1 年を超えない期間内に、この府令による改正後の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準 (以下「新運営基準」) に従い、又は参酌して定める子ども・子育て支援法第 34 条第 2 項又は第 46 条第 2 項に規定する市町村の条例が制定施行されるまでの間は、新運営基準は、当該市町村の条例で定める基準とみなす。

(5) その他

改正法における略称の変更や条項ずれに伴う改正を行う。

3. 根拠条文

子ども・子育て支援法第34条第3項、第46条第3項及び第58条の4第2項

4. 施行期日等

公布日：令和元年5月31日

施行日：令和元年10月1日

保育料条例関係

- 特定教育・保育施設の利用者負担額については、政令で上限を定めているが、今般の無償化に伴い、政令を改正し、対象者に係る上限額を0円とすることとしている。
- このため、公立施設をはじめ、特定教育・保育施設の保育料を条例で定めている場合においては、今般の無償化に伴い、これを改正することとなる。
- なお、利用者負担額の切り替え（所得判定）は、9月が原則であるが、今年度に限り、市町村が実情に応じて必要と認める場合には、10月とすることができることとした。

特定教育・保育施設の運営に関する基準条例関係

- 無償化に伴う現行の1号認定子ども・2号認定子どもの食材料費の取扱いとして、原則、保護者が幼稚園や保育所等に支払うこととするが、年収約360万円未満相当世帯及び全所得階層の第3子以降の副食費については、その支払を免除するとともに、相当額を公定価格において加算することとしている。
- このため、食事の提供に要する費用の徴収に係る特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）第13条第4項を改正し、年収360万円未満相当世帯及び全所得階層の第3子以降の1号認定子ども・2号認定子どもに対する副食費について、保護者から徴収可能な費目から除外した。
- 内閣府令における徴収可能費目の定めは、いわゆる「従うべき基準」であり、各市町村において、子ども・子育て支援法第34条第2項の市町村の条例で定める特定教育・保育施設の運営に関する基準を、内閣府令改正に従って改正することとなるが、市町村における準備期間を考慮し、改正法の施行後1年間は府令で定めた内容を条例で定めたものとみなす経過措置を設けた。

1

マイナンバーの利用関係

- 施設等利用給付認定において、0～2歳の子どもについて住民税非課税世帯であることを把握する際にマイナンバーを利用できるようにするため、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案において番号法に子育てのための施設等利用給付の認定を位置づける改正を行っている。
- マイナンバーを利用して同一市町村内で保有する特定個人情報の内部利用（庁内連携）を行うためには、それに加えて、各自治体において庁内連携条例を整備している必要がある。
マイナンバー制度創設時に国が示しているモデル条例案どおりに、番号法別表第2を引用する形で庁内連携条例を制定している場合は、条例改正の必要はないことを関係部署と確認済。
- また、今般の無償化に伴って新たに生じるマイナンバーを利用する事務としては、①施設等利用給付認定に係る事務、②未移行幼稚園における補足給付事業があり、その具体的な対応として、これらの事務に用いるシステムについては、マイナンバーを保有する前に情報漏洩等のリスクを評価し、その対策について公表する（PIA）必要がある。
- この点について、既存の子どものための教育・保育給付の拡充として行うことも考えられるが、システムに係る利用者数を増加させない観点などから、自治体の判断で、実際のシステムの構成にかかわらず、今回のものを新規のもの（既存とは別のもの）として実施することも可能である。
なお、今般の無償化に伴うPIAを既存システムの拡充として行う場合において、その変更が「重要な変更」にあたるかどうかは、特定個人情報保護評価指針の別表で定めるもの（取り扱う事務の内容や対象となる本人の範囲など）を変更する場合とされている。

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案に伴う自治体の過料条例関係

- 市町村が、子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の内容に関する調査等を行い、保護者や教育・保育を行う者等が、これに対して虚偽の報告等をした場合について、条例で過料を科する規定を設けることができる（子ども・子育て支援法第87条）。子育てのための施設等利用給付についても同様（法第30条の3の改正）としており、過料を科する規定を条例により制定（又は現行の条例を改正）することができる。

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案に伴う認可外保育施設に関する条例関係

- 認可外保育施設については、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく届出がされ、国が定める基準を満たすものに限るが、5年間は届出のみで足りる（国が定める基準を満たしていない施設も対象とする）経過措置を設けるところ、経過措置期間内において、市町村が条例により基準を定める場合、対象施設をその基準を満たす施設に限ることができる。

保育の必要性の認定要件関係

- 子育てのための施設等利用給付の新2号・新3号認定の基準については、保育の必要性の認定基準を条例で制定する必要はない。
 - ※ なお、現行の子どものための教育・保育給付についても、子ども・子育て支援法上は、保育の必要性の認定基準を条例で制定する必要はない。

5

概算払に関する規則関係

- 市町村の判断で、施設等利用費を現物給付化した上で、概算払する場合は、地方自治法施行令第162条に基づく各自治体の会計・財務規則の改正が必要となる。
とりわけ未移行幼稚園の施設等利用給付については、現在の就園奨励費の事務との継続性、利用者の利便性、事業者の負担軽減等の観点から、実情に応じて必要な対応をしていただきたい。

（参考）地方自治法施行令

（概算払）

第百六十二条 次の各号に掲げる経費については、概算払をすることができる。

- 一 旅費
- 二 官公署に対して支払う経費
- 三 **補助金、負担金及び交付金**【就園奨励費（～9月）】
- 四 社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険団体連合会に対し支払う診療報酬
- 五 訴訟に要する経費
- 六 **前各号に掲げるもののほか、経費の性質上概算をもつて支払をしなければ事務の取扱いに支障を及ぼすような経費で普通地方公共団体の規則で定めるもの**【施設型給付費・地域型保育給費等、施設等利用費（10月～）】

認定の種類と利用施設

区追加

認定区分	教育・保育給付認定 (現在の支給認定)	施設等利用給付認定 (新しい認定)
1号	新制度幼稚園 認定こども園(幼稚園枠)	未移行幼稚園
2号	認可保育園等 企業主導型保育事業	認可外保育施設等(企業主導型以外)
3号	認可保育園等 企業主導型保育事業	認可外保育施設等(企業主導型以外)

認可外保育施設に関する条例制定について

区追加

・国制度は経過措置として、指導監督基準を満たしていない場合でも、5年間の猶予期間中は無償化の対象。

・世田谷区では**令和3年4月**より、無償化の対象範囲を『指導監督基準を満たす認可外保育施設』とする条例の制定を目指す。

1～26ページのポイントとお願い

区追加

- ・無償化は子ども・子育て支援法により、全国共通で実施。
- ・自治体が「確認」を行った施設・事業が無償化の対象
→確認申請書の提出をお願いします。(8月30日締切)
- ・「認定」を受けた子どもが無償化の対象
→居住自治体へ「認定」の手続きを行うよう利用者への案内をお願いします。(特に転居した利用者)
- ・世田谷区では無償化の対象範囲を限定する条例制定を検討(令和3年4月施行予定)

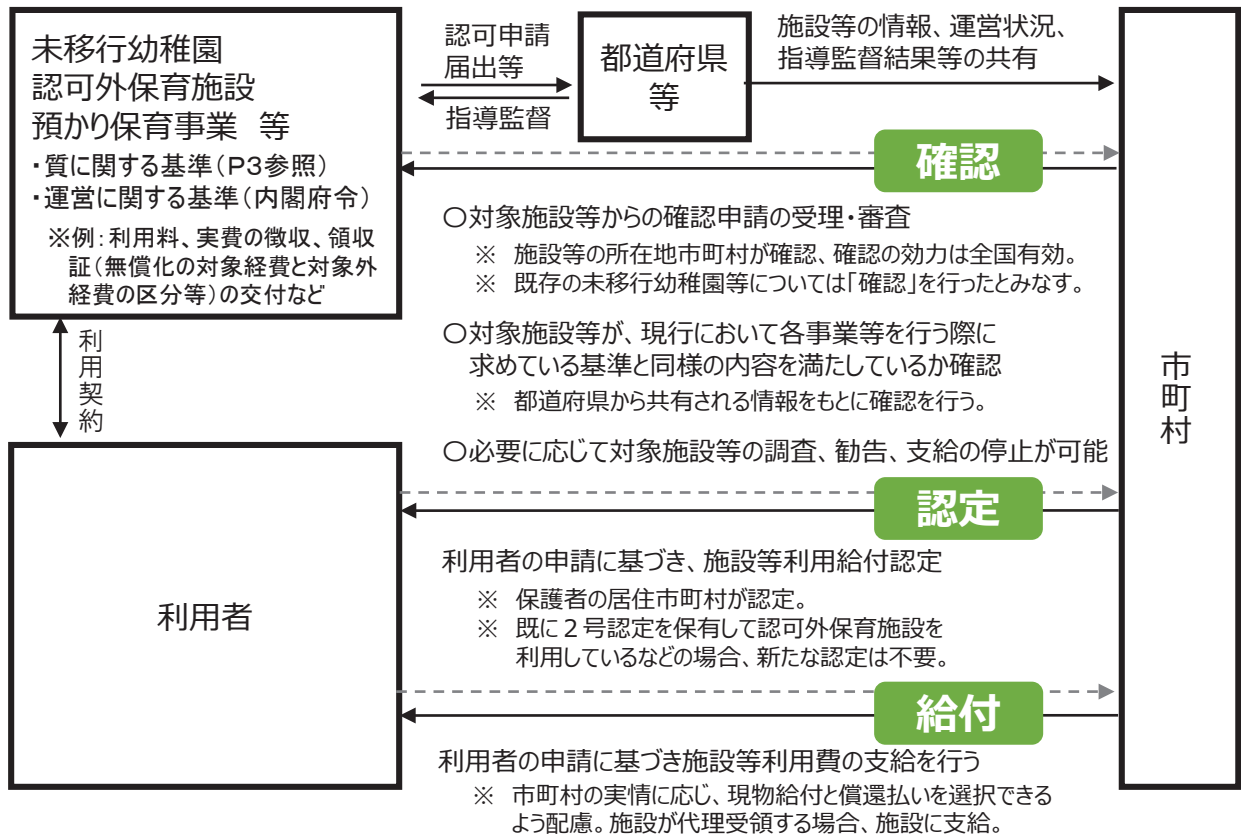
3. 地方自治体の準備にあたっての手続き等について

施設等利用給付事務等の実務フロー

【第 1 版】

令和元年 5 月 3 0 日

【参考】施設等利用給付の「確認」「認定」「給付」の位置付け



1. 特定子ども・子育て支援施設等の確認

(1) 「確認」の趣旨・概要

- 各事業法に基づく認可・届出等に係る都道府県所轄庁において、事業法に基づく未移行幼稚園や認可外保育施設等の適正な運営の確保に一定の責任を持つことを前提としつつ、子ども・子育て支援法に基づき、各市町村において、施設等利用給付を実施する観点から、各事業者が給付対象となること、対象施設等に求める基準（①対象施設等が満たすべき教育・保育等の質、②対象施設等の運営）を満たしていることを把握するとともに、必要に応じて調査等を行う。
- 対象施設等の所在地の市町村が確認を行い、他の市町村においても効力を有する。

(2) 対象施設等に求める基準について

① 対象施設が満たすべき教育・保育等の質の基準

ア. 認定こども園（国立・公立大学法人立）、幼稚園（未移行）、特別支援学校、一時預かり事業

◆学校教育法に基づく設置基準、児童福祉法に基づく事業基準を適用

イ. 認可外保育施設、預かり保育事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業

◆内閣府令で定める基準を適用

◆認可外保育施設は現在の指導監督基準（平成13年厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）と同様の内容を、預かり保育事業は一時預かり事業の基準と同様の内容を、病児保育事業・子育て援助活動支援事業は、現行の地域子ども・子育て支援事業(13事業)において求めている基準と同様の内容を子ども・子育て支援法に基づく内閣府令で定める。

◆対象施設等の基準への適合状況を市町村が確認する際には、各事業法に基づく認可・届出等に係る都道府県所轄庁からの情報を活用することが可能である。

② 施設等が共通で満たすべき運営に関する事項…内閣府令で定める基準

◆対象施設等の運営に関する事項については、現行の子どものための教育・保育給付においては、各自治体の条例で定めているが、子育てのための施設等利用給付においては、条例の制定は不要。

◆対象施設等の運営に関する基準で定める内容としては、現時点では以下の内容を想定しており、市町村は確認の際に、これらの内容が記載されている文書等が整備されているかどうかを把握する。

- ・ 教育・保育等の提供の記録
- ・ 利用料や実費の徴収可能費目及び手続
- ・ 領収証（無償化の対象経費と対象外経費の区分等）等の交付
- ・ 秘密保持
- ・ 諸記録の整備

※子どものための教育・保育給付に係る対象施設等の運営に関する基準のうち、新たな給付の適切な実施に必要なものに限定することとしており、利用定員やサービスの質に関する規定等は設けない予定。

(3) 「確認」に関する事務について

○「確認」に関して、市町村が行う事務としては、子どものための教育・保育給付と同様に、以下のものを想定している。

◆対象施設等からの確認申請・受理・審査（変更・辞退を含む。）、公示

◆必要な範囲での対象施設等の運営に対する調査、不正等を行った施設等の指導監督（勧告、命令、取消）

○できる限り、自治体の負担が過大とならないよう、以下の措置を講じることが可能。

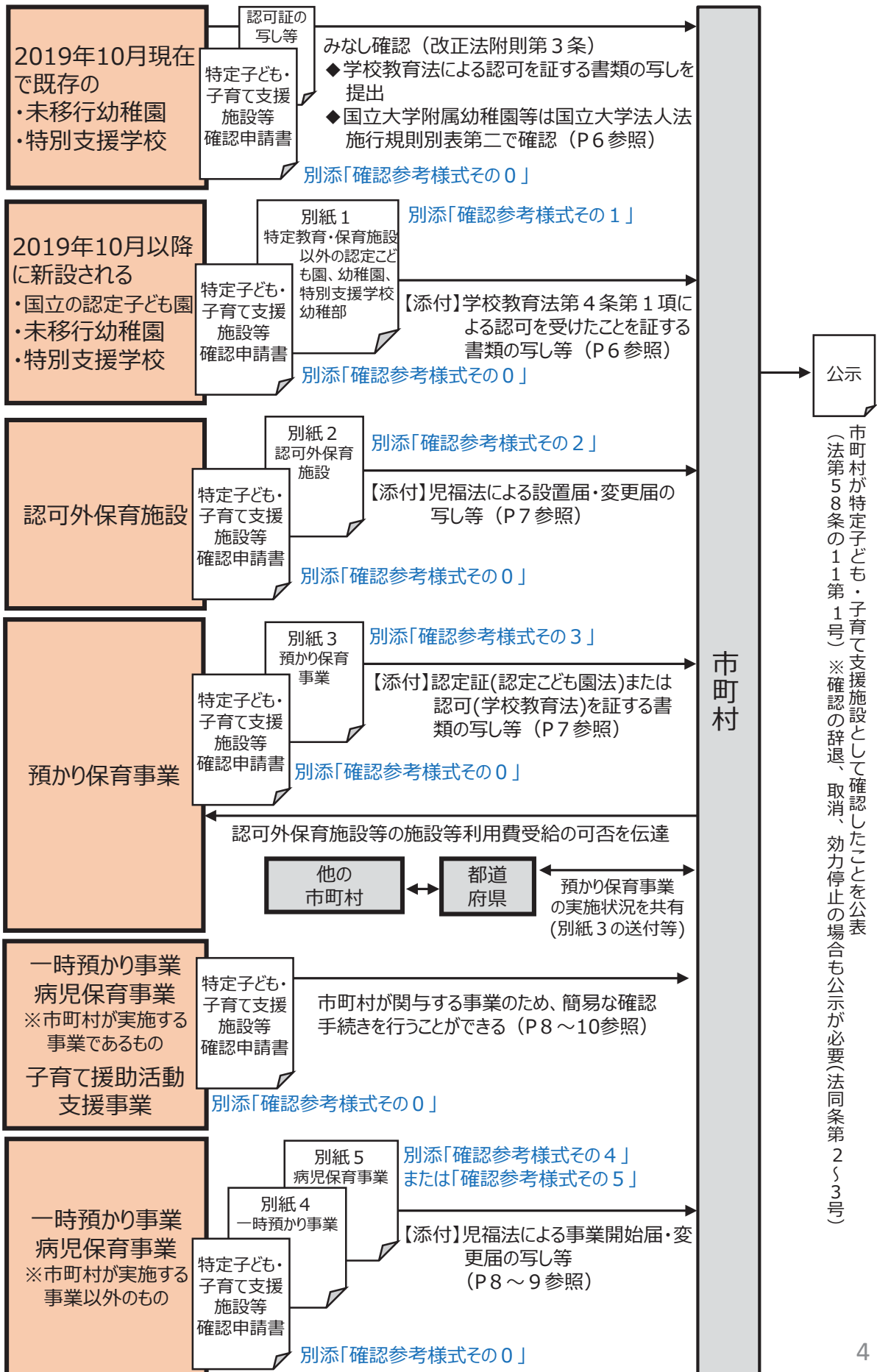
◆既存の未移行幼稚園、特別支援学校については、子ども・子育て支援新制度創設時に保育所、認定こども園、幼稚園について行ったのと同様に、「確認」を行ったとみなす（改正法附則第3条）。

◆例えば、認可外保育施設の「確認」に際して、都道府県が届出等により把握した情報の提供を受け、これを活用することが想定されるが、こうした事務を行う際に必要に応じて、都道府県に協力を求められることを法制上明確化する（法第58条の12）。

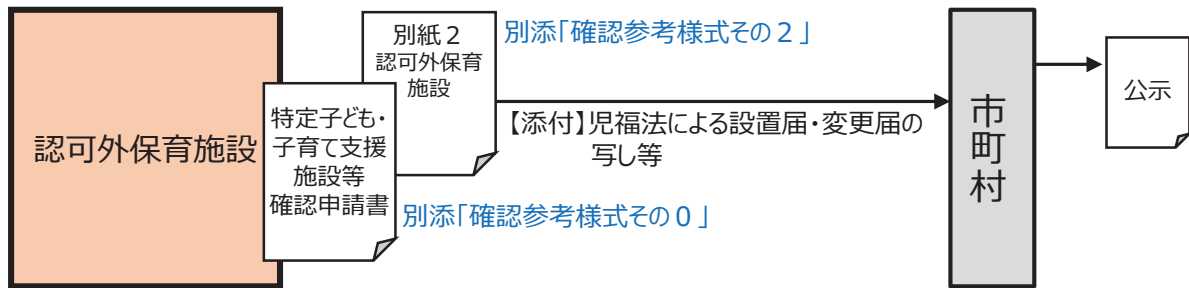
◆自市町村が設置する公立施設等の確認については、市町村の判断により、申請・審査の手続を簡素化して差し支えない。

○認定保護者は、市町村長が「確認」した特定子ども・子育て支援施設等を利用した場合に、施設等利用費が支給される。このため、市町村は、特に2019年10月1日までに、管轄地域内に所在する施設・事業者へ、遅滞なく確認申請書の提出を求め、確認を行い、公示することが必要である。

●確認の全体像



③認可外保育施設



認可外保育施設は、都道府県に児童福祉法に基づく事業開始の届出を行うとともに、市町村に「特定子ども・子育て支援施設等確認申請書（別添「確認参考様式その0」）」と「別紙2 認可外保育施設（別添「確認参考様式その2」）」に必要事項を記入し、遅滞なく確認の申請を行う。

市町村は、申請書に記載されている内容から、児童福祉法に基づく届出がなされており、また法施行規則（内閣府令）に定める基準を満たした施設かどうかを確認する必要があるが、法施行後5年間は、児童福祉法に基づく届出がなされていることを確認すれば足る。

なお、都市部の市町村では、2019年10月までに確認が必要となる認可外保育施設が多く存在するため、特定子ども・子育て支援事業者からの確認申請書及び別紙2の内容から、児童福祉法に基づく届出がなされていることを確認することは、限られた時間の中で困難な場合も想定される。

このため、都道府県が届出等により把握している情報の提供を受け、都道府県が届出等により把握した情報の提供を活用するなど効率的な確認事務を行う必要がある。なお、市町村は確認事務の執行及び権限の行使に関し都道府県に協力を求めることができる（法第58条の12）。

[特定子ども・子育て支援施設等確認申請書において確認する事項] ※全施設・事業共通

- 1 申請者に関する事項（設置主体、設置者・事業者名、主たる事務所の所在地、代表者）
- 2 施設・事業に関する事項（施設・事業の種類、事業開始(予定)年月日）

[特定子ども・子育て支援施設等確認申請書に添付する書類] ※全施設・事業共通

- 1 定款、寄附行為等及びその登記事項証明書等
- 2 役員の氏名、生年月日及び住所の一覧
- 3 法第58条の10第2項に規定する申請をすることができない者に該当しないことを誓約する書面

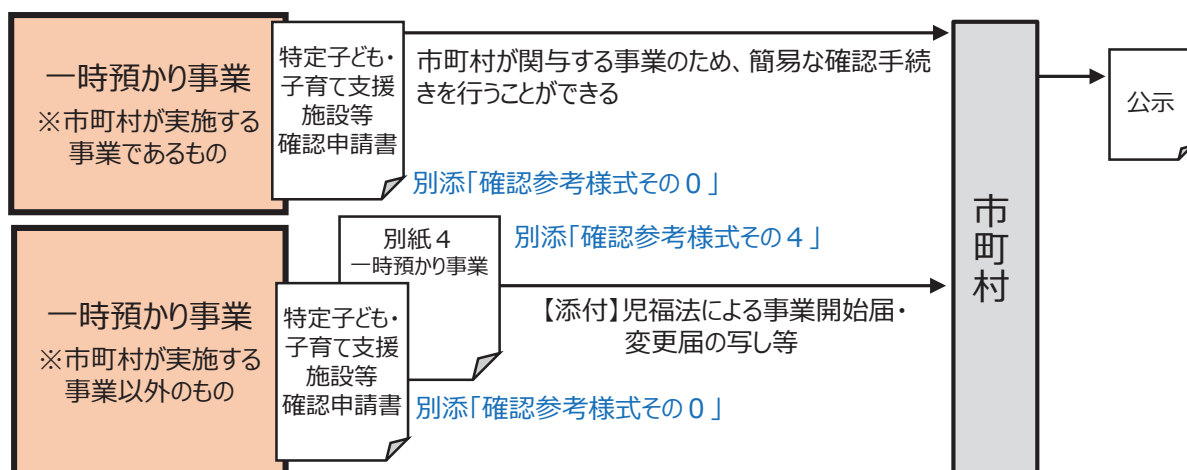
[別紙2において確認する事項]

- 1 届出等に関する事項（届出年月日、設置(予定)年月日、指導監督基準を満たす証明書の有無など）
- 2 施設に関する事項（施設の種類、名称、所在地、管理者）
- 3 運営に関する事項（開所時間・保育提供可能時間、提供するサービス内容、利用料金等、入所定員、職員の配置）

[別紙2に添付する書類]

- 1 児童福祉法第59条の2の規定により届け出た認可外保育施設設置届及び変更届の写し
（上記記載事項の最新の状況を確認するため必要なものの抜粋で差し支えない）
- 2 料金表及び利用案内・パンフレット
- 3 認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の写し又は基準への適合（見込み）状況を説明する書類

⑤一時預かり事業



一時預かり事業は、地域子ども・子育て支援事業など市町村又はその委託を受けた者が実施する事業である場合は、簡易な確認手続きで足りる。例えば、市町村自身が実施する場合は、担当課同士で事業内容を確認した上で、問題がなければ公示手続きにおける決裁等で代用することが考えられる。また、市町村の委託を受けた者が実施する場合には、地域子ども・子育て支援事業の委託契約の際や、法施行時等に、事業者の簡易な確認申請方法として、「特定子ども・子育て支援施設等確認申請書」のみの提出を受ける（別紙4の提出は求めない）手法が考えられる。

一方で、市町村が実施する事業ではない場合は、児童福祉法に基づき、都道府県に一時預かり事業の届出が適法になされた事業であることを確認する必要がある。市町村は施設・事業から「特定子ども・子育て支援施設等確認申請書」と「別紙4 一時預かり事業(別添「確認参考様式その4」)」の提出を受ける。

なお、幼稚園等で行う一時預かり事業は預かり保育事業として確認の申請が必要のため、一時預かり事業としての確認申請は不要である。

[特定子ども・子育て支援施設等確認申請書において確認する事項] ※全施設・事業共通

- 1 申請者に関する事項（設置主体、設置者・事業者名、主たる事務所の所在地、代表者）
- 2 施設・事業に関する事項（施設・事業の種類、事業開始(予定)年月日）

[特定子ども・子育て支援施設等確認申請書に添付する書類] ※全施設・事業共通

- 1 定款、寄附行為等及びその登記事項証明書等
- 2 役員の氏名、生年月日及び住所の一覧
- 3 法第58条の10第2項に規定する申請をすることができない者に該当しないことを誓約する書面

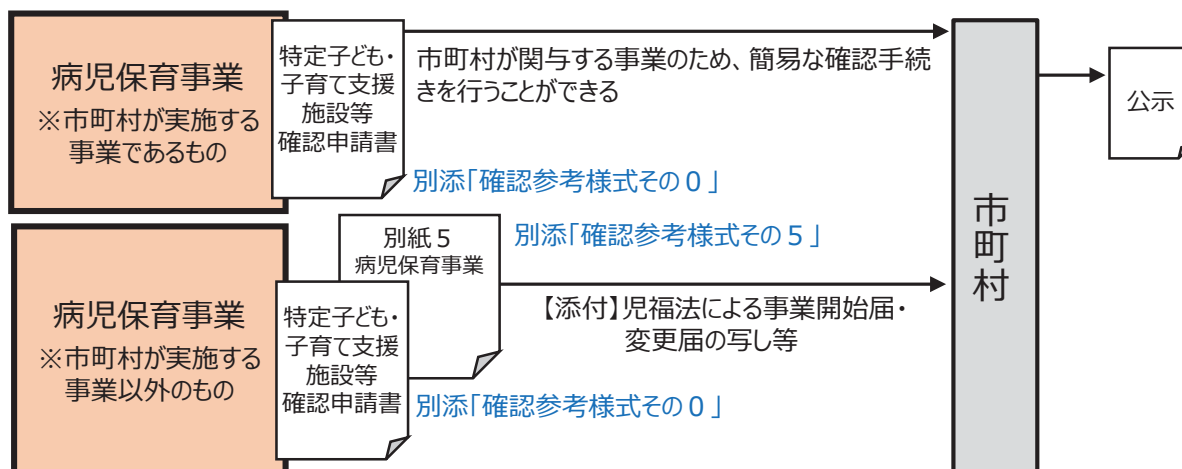
[別紙4において確認する事項]

- 1 事業所に関する事項（施設の種別、事業の種別、名称、所在地、事業の管理者）
- 2 運営に関する事項（職員の定数及び職務の内容、利用定員、利用料金）

[別紙4に添付する書類]

- 1 児童福祉法第34条の12の規定により届け出た一時預かり事業開始届及び変更届の写し（上記記載事項の最新の状況を確認するため必要なものの抜粋で差し支えない）
- 2 料金表及び利用案内・パンフレット

⑥病児保育事業



病児保育事業についても、前頁の一時預かり事業と同様に、地域子ども・子育て支援事業など市町村又はその委託を受けた者が実施する事業である場合は、簡易な確認手続きで足る。例えば、市町村自身が実施する場合は、担当課同士で事業内容を確認した上で、問題がなければ公示手続きにおける決裁等で代用することが考えられる。また、市町村の委託を受けた者が実施する場合には、地域子ども・子育て支援事業の委託契約の際や、法施行時等に、事業者の簡易な確認申請方法として、「特定子ども・子育て支援施設等確認申請書」のみの提出を受ける（別紙5の提出は求めない）手法が考えられる。

一方で、市町村が実施する事業ではない場合は、児童福祉法に基づき、都道府県に病児保育事業の届出が適法になされた事業であることを確認する必要があり、市町村は施設・事業から「特定子ども・子育て支援施設等確認申請書」と「別紙5 病児保育事業(別添「確認参考様式その5」)」の提出を受ける。

[特定子ども・子育て支援施設等確認申請書において確認する事項] ※全施設・事業共通

- 1 申請者に関する事項（設置主体、設置者・事業者名、主たる事務所の所在地、代表者）
- 2 施設・事業に関する事項（施設・事業の種類、事業開始(予定)年月日）

[特定子ども・子育て支援施設等確認申請書に添付する書類] ※全施設・事業共通

- 1 定款、寄附行為等及びその登記事項証明書等
- 2 役員の氏名、生年月日及び住所の一覧
- 3 法第58条の10第2項に規定する申請をすることができない者に該当しないことを誓約する書面

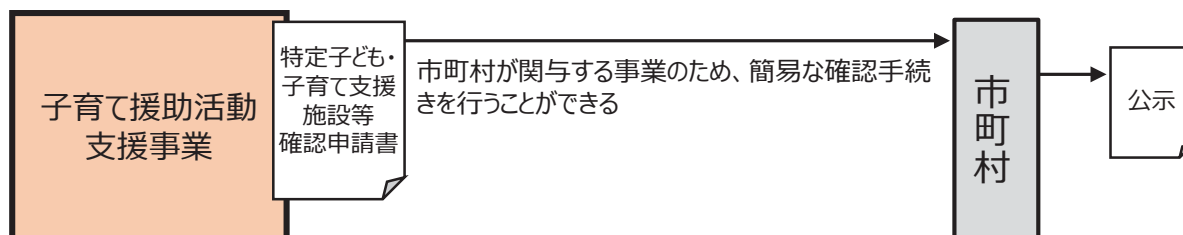
[別紙5において確認する事項]

- 1 事業所に関する事項（施設の種類、事業の種別、名称、所在地、事業の管理者）
- 2 運営に関する事項（開設時間、利用定員、対象年齢、利用料金、職員の定数及び職務の内容、協力機関・指導医の状況）
- 3 設備に関する事項（保育室等の面積）

[別紙5に添付する書類]

- 1 児童福祉法第34条の18の規定により届け出た病児保育事業開始届及び変更届の写し（上記記載事項の最新の状況を確認するため必要なものの抜粋で差し支えない）
- 2 料金表及び利用案内・パンフレット
- 3 施設の図面（保育室などの配置がわかるもの）

⑦子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）



子育て援助活動支援事業については、①緊急救命講習、②事故防止に関する講習が適切に実施されているかどうか確認することが主たる目的となるが、法第7条第10項第8号において、市町村が実施するものであること（内閣府令で、市町村又はその委託等を受けた者が行うものであることを規定予定）としていることから、確認の手続は簡易な確認手続きで足る。

簡易な確認手続きについては、市町村自身が実施する場合には、市町村内の担当部局間において、研修の実施状況など基準適合の状況などを確認し、公示手続の決裁をもって確認を代用することが考えられるが、委託等を受けた者が行う場合は、「特定子ども・子育て支援施設等確認申請書」のみの提出を受けることが考えられる。

（5）「公示」について

法第58条の11により、市町村は、確認をしたときは、遅滞なく、当該特定子ども・子育て支援を提供する施設について公示しなければならない（確認をしたときのほか、確認の辞退があったとき、確認を取り消し、又は確認の全部若しくは一部の効力を停止したときも同様。）。

なお、法第58条の11の内閣府令で定める公示すべき事項は、法施行規則に定めるところにより、次のものである。

- ◆ 特定子ども・子育て支援提供者の名称
- ◆ 特定子ども・子育て支援を提供する施設等の名称及び所在地
- ◆ 確認をした年月日（取消しや確認の辞退があった場合は、当該年月日）
- ◆ 確認の全部又は一部の効力を停止した場合にあっては、その内容と期間
- ◆ 子ども・子育て支援施設等の種類
- ◆ 預かり保育事業については、一定の要件を満たしているかどうかの別

（6）「確認」の参考様式について

子ども・子育て支援施設等のうち、市町村に確認の申請を要する施設・事業が確認の申請を行う際には、市町村指定の様式が必要になることが想定される。国では、市町村で様式を検討する負荷を軽減できるよう、内閣府令で定める確認項目を様式に落とし込み、これを「確認参考様式」としたので参考にされたい。

- ◆ 確認参考様式その0 特定子ども・子育て支援施設等確認申請書
- ◆ 確認参考様式その1 別紙1 特定教育・保育施設以外の認定こども園、幼稚園、特別支援学校幼稚部
- ◆ 確認参考様式その2 別紙2 認可外保育施設
- ◆ 確認参考様式その3 別紙3 預かり保育事業
- ◆ 確認参考様式その4 別紙4 一時預かり事業
- ◆ 確認参考様式その5 別紙5 病児保育事業
- ◆ 確認参考様式その6 特定子ども・子育て支援施設等確認変更届
- ◆ 確認参考様式その7 特定子ども・子育て支援施設等確認辞退届

2. 施設等利用給付認定

(1) 教育・保育給付認定と施設等利用給付認定との違いについて

- 教育・保育給付認定において、保育の必要性がある小学校就学前子どもについては、3号認定は満3歳未満の子ども、2号認定は満3歳以上の子どもとされている（法第19条第1項）。併せて、保育必要量（保育標準時間・保育短時間）の認定も行うこととされている（法第20条第3項）。また、支給認定証を保護者の申請に応じて交付する仕組みとされている（法第20条第4項、施行規則第4条の2）。
- これに対し、施設等利用給付認定において、保育の必要性がある小学校就学前子どもについては、新3号認定は満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子ども（※）、新2号認定は満3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した子どもとされている（法第30条の4）。保育必要量の認定はない。また、支給認定証は交付せず、認定内容を保護者に通知する仕組みとされている（法30条の5第3項）。
※施設等利用給付3号認定は、保育の必要性以外にも住民税非課税世帯の子どもであることも要件としている。
- なお、教育・保育給付認定においては、3号認定子どもが満3歳に達した場合の2号認定への職権変更認定について、年度末日まで一括して通知すれば足りることとしている（施行規則第12条第1項ただし書）。
- 制度開始後もこれらの取扱いには変更がなく、引き続き簡素な運用を行うことが可能であるため、改めて留意されたい。

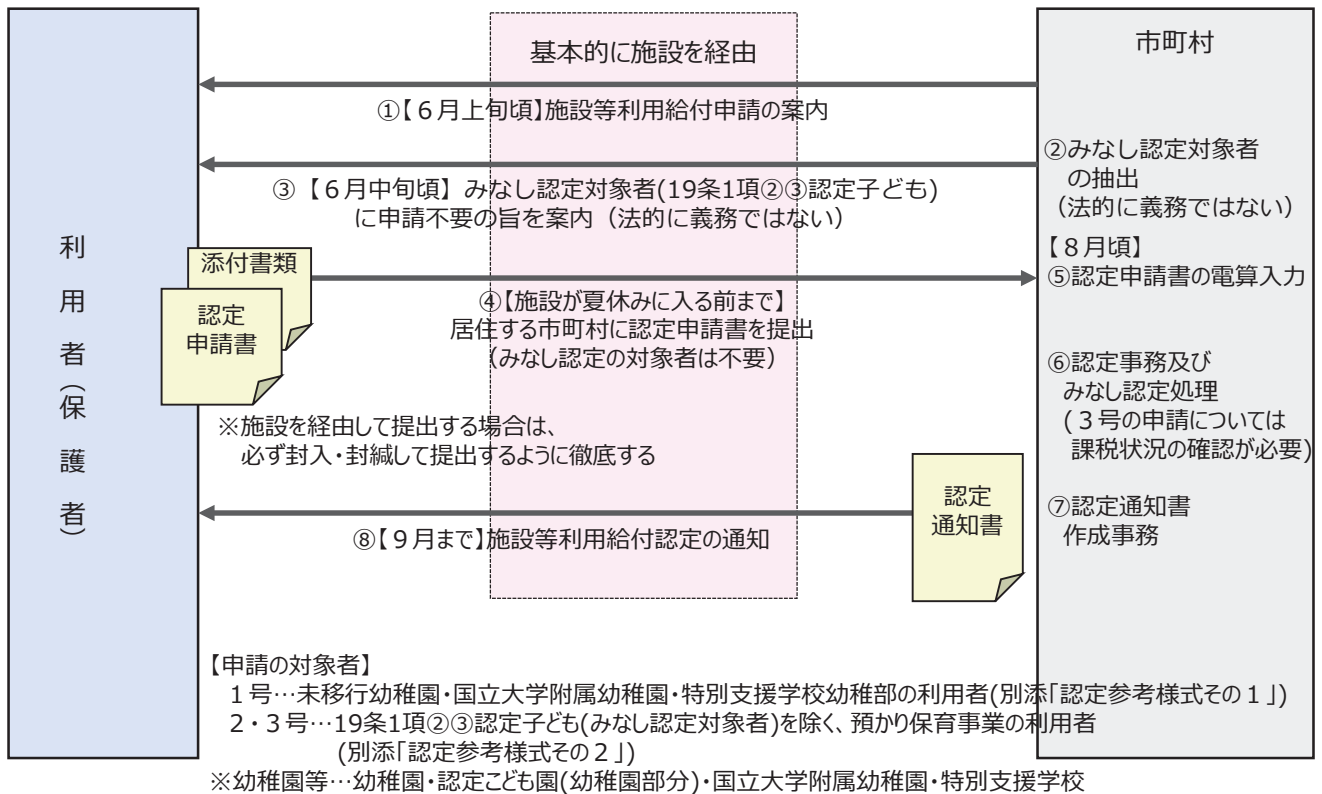
(2) 施設等利用給付認定を受けられない者

- 教育・保育給付において、2号認定又は3号認定を受けている子どもであって、当該子どもに係る施設型給付費等の支給を受けている場合や、企業主導型保育事業を利用している場合（保育所並みの開所が確保された施設等を利用している場合）には、当該子どもは施設等利用給付認定を受けることができない（第30条の4柱書）。
※施設型給付費等の支給を受けている子どものうち、特別利用教育を受けている子どもは除く。

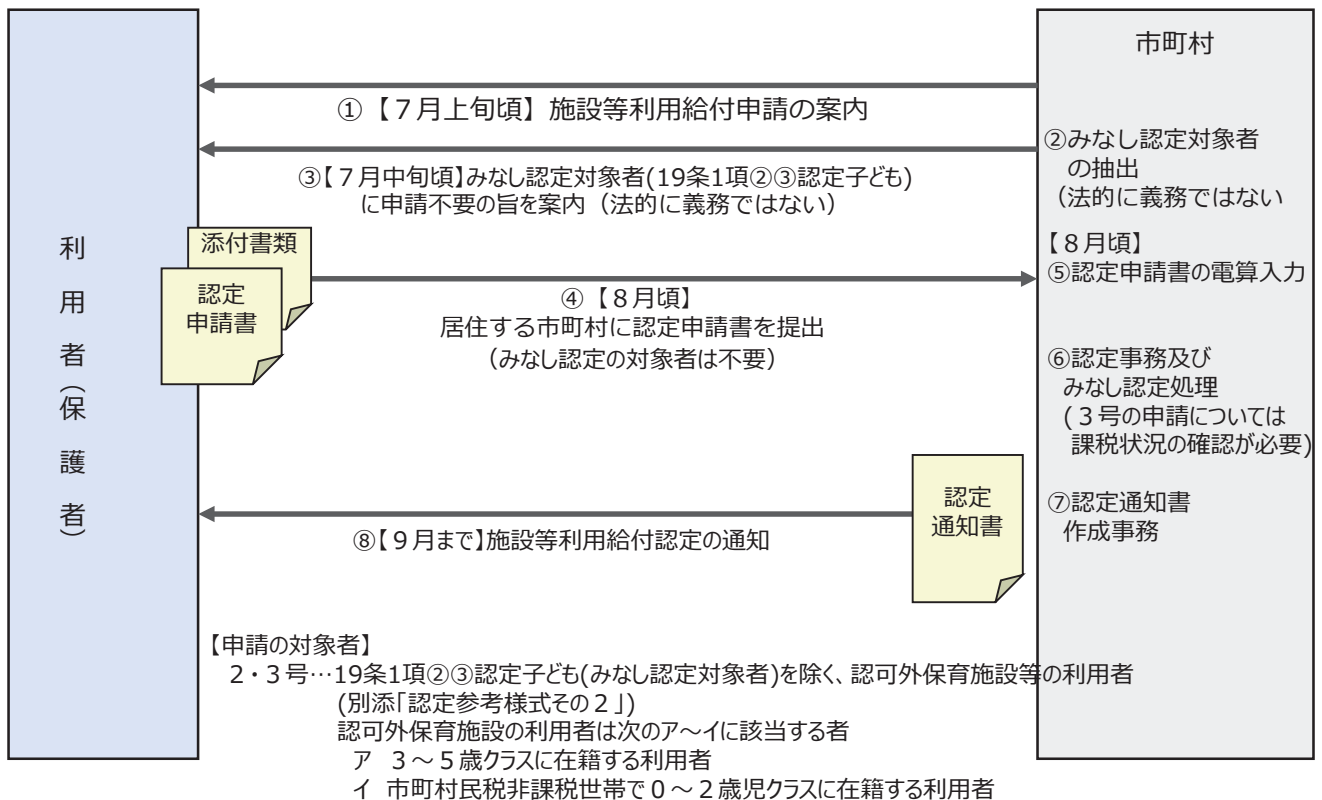
(3) 教育・保育給付認定と施設等利用給付認定との関係

- 他方、教育・保育給付において、2号認定又は3号認定を受けている子どもであって、利用調整の結果、認可保育所等に入所できず、認可外保育施設等を利用している場合、当該子どもに関しては、施設等利用給付認定を受けたものとみなすため、施設等利用給付認定を申請することは不要（第30条の5第7項）。
（当該教育・保育給付における3号認定又は2号認定を、施設等利用給付認定における新3号認定又は新2号認定とみなすこととしている。なお、新3号認定については、住民税非課税世帯の子どもである場合に限る。）
第30条の5第7項により、みなし認定を適用した場合であっても、認定保護者に対する施設等利用給付認定の通知（法30条の5第3項）は必要である。
- 利用施設等の組合せによっては、教育・保育給付認定と施設等利用給付認定の両方の認定を受ける必要がある。具体的には、新制度幼稚園等（認定こども園の1号認定子どもを含む。）と当該預かり保育事業を利用している場合、教育・保育給付においては1号認定を、施設等利用給付認定においては新2号認定（満3歳入園児は新3号認定）を受けることとなる。

① 制度開始前(2019年10月以前)の基本的な流れ (幼稚園等利用の場合)

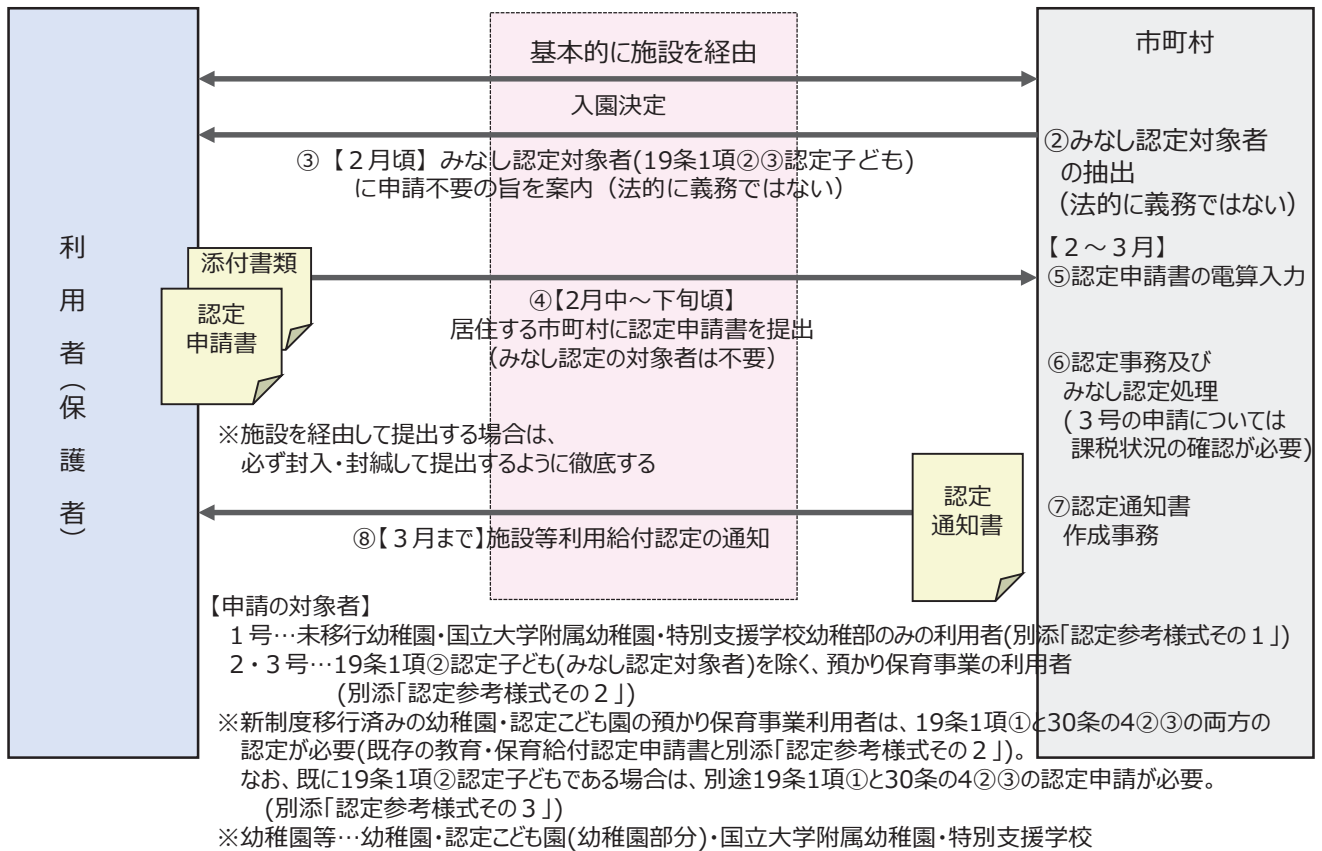


② 制度開始前(2019年10月以前)の基本的な流れ (認可外保育施設等利用の場合)

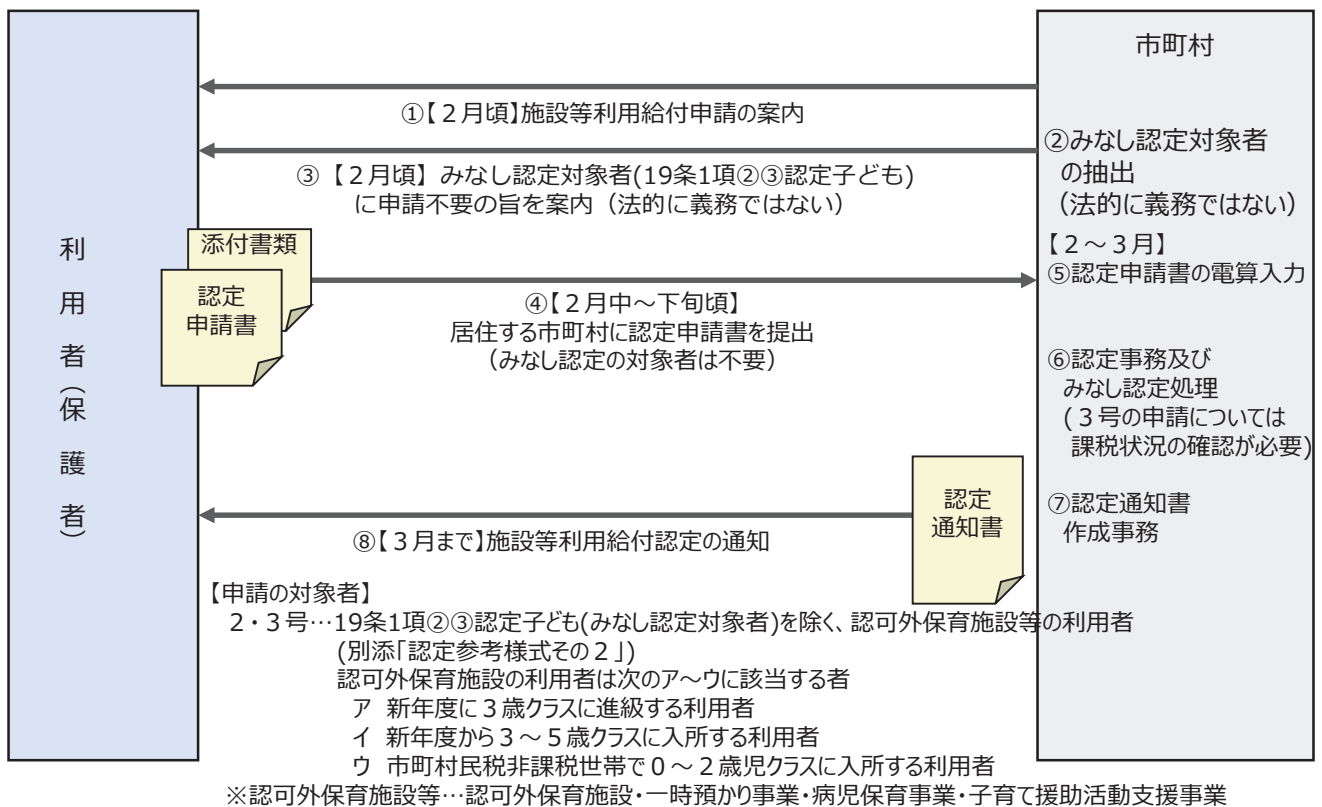


※認可外保育施設等…認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育事業・子育て援助活動支援事業

③新年度(2020年度)以降の基本的な流れ（幼稚園等利用の場合）



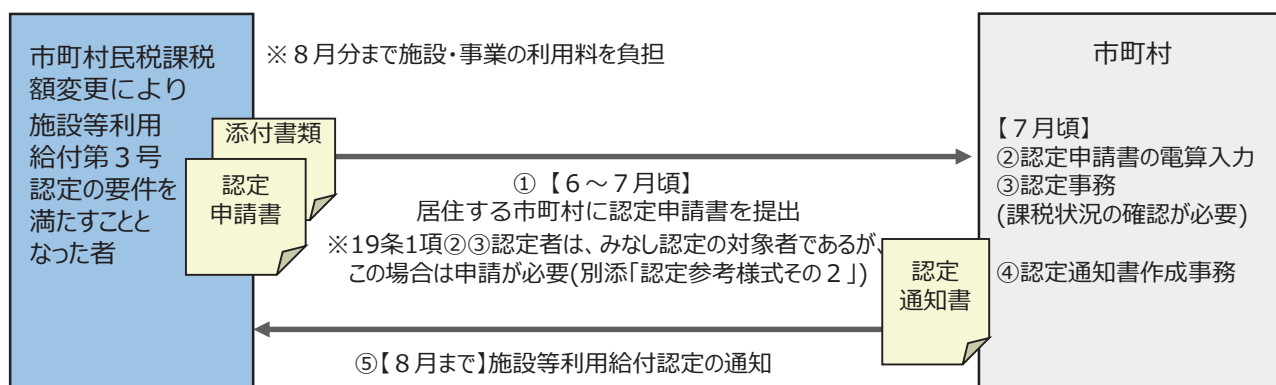
④新年度(2020年度)以降の基本的な流れ（認可外保育施設等利用の場合）



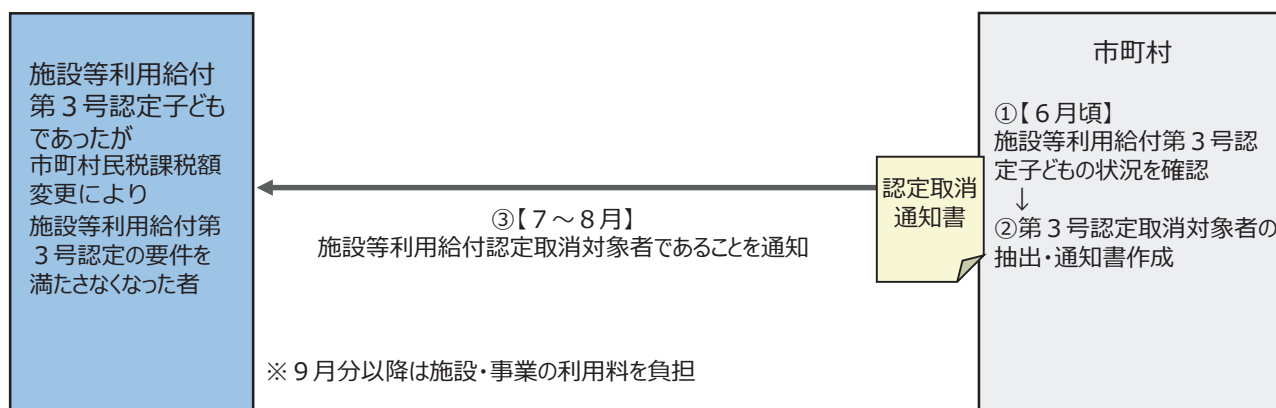
(4) 市町村民税課税額の変更に伴う処理

- 毎年6月に市町村民税課税額が変更されることに伴い、市町村は次の行為を行う必要が生じる。
 - ① 施設等利用給付第3号の要件を満たすこととなる子どもへの認定（申請に基づき認定事務を行う）
 - ② 施設等利用給付第3号の要件を満たさなくなる子どもへの認定取消
- この場合は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の利用者と同様に、9月分から施設等利用費の支給を開始または終了するものとするが、市町村においては、
 - ①については、6～7月頃に認定の申請を受け付け、8月までに認定処理を行い、その旨を通知する。
 - ②については、市町村が認定した施設等利用給付第3号認定子どもの世帯状況を確認し、6月以降、市町村民税課税世帯となっている場合には、認定取消処理を行い、その旨を通知する。

①市町村民税課税額の変更に伴い施設等利用給付第3号の要件を満たすこととなった子どもへの認定（申請に基づく）



②市町村民税課税額の変更に伴い施設等利用給付第3号の要件を満たさなくなった子どもへの認定取消



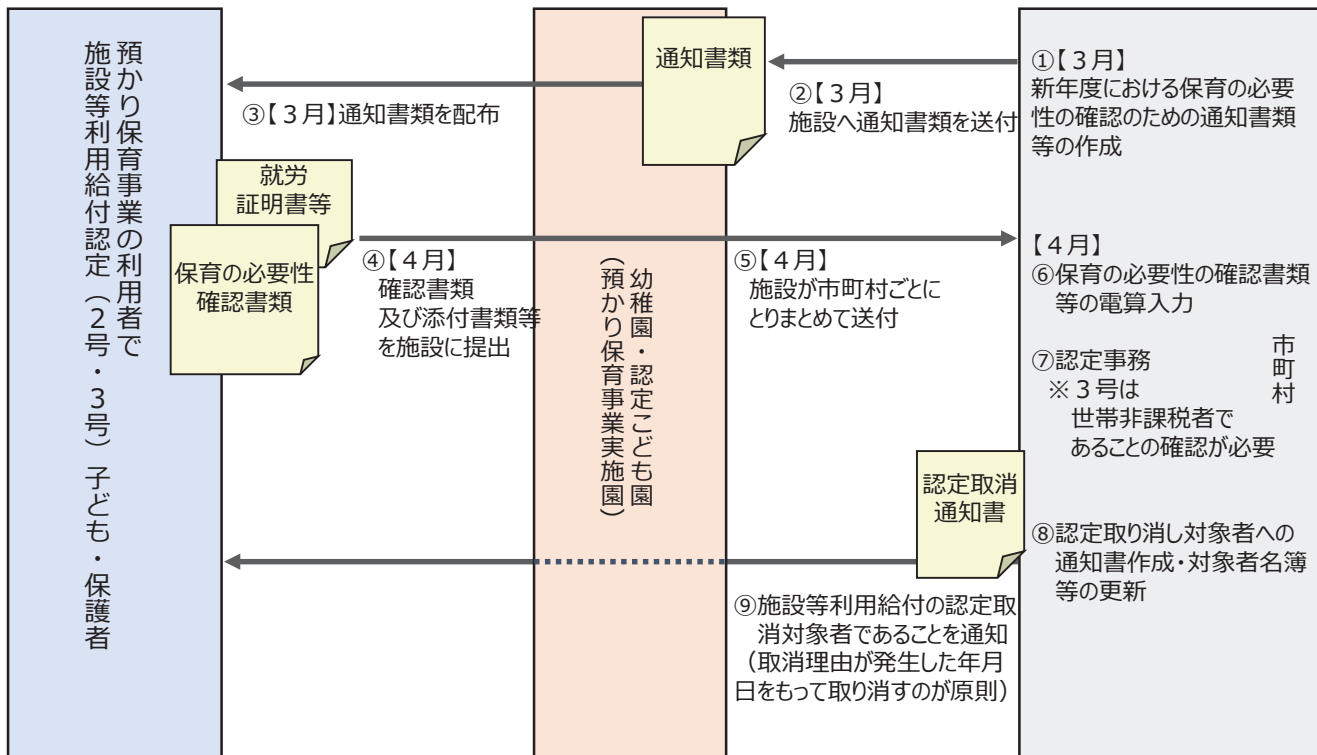
(5) 翌年度以降における保育の必要性の確認（現況確認）

教育・保育給付認定子どもと同様に、施設等利用給付認定子どもについても、引き続き保育の必要性を有しているか否かを確認する必要がある。

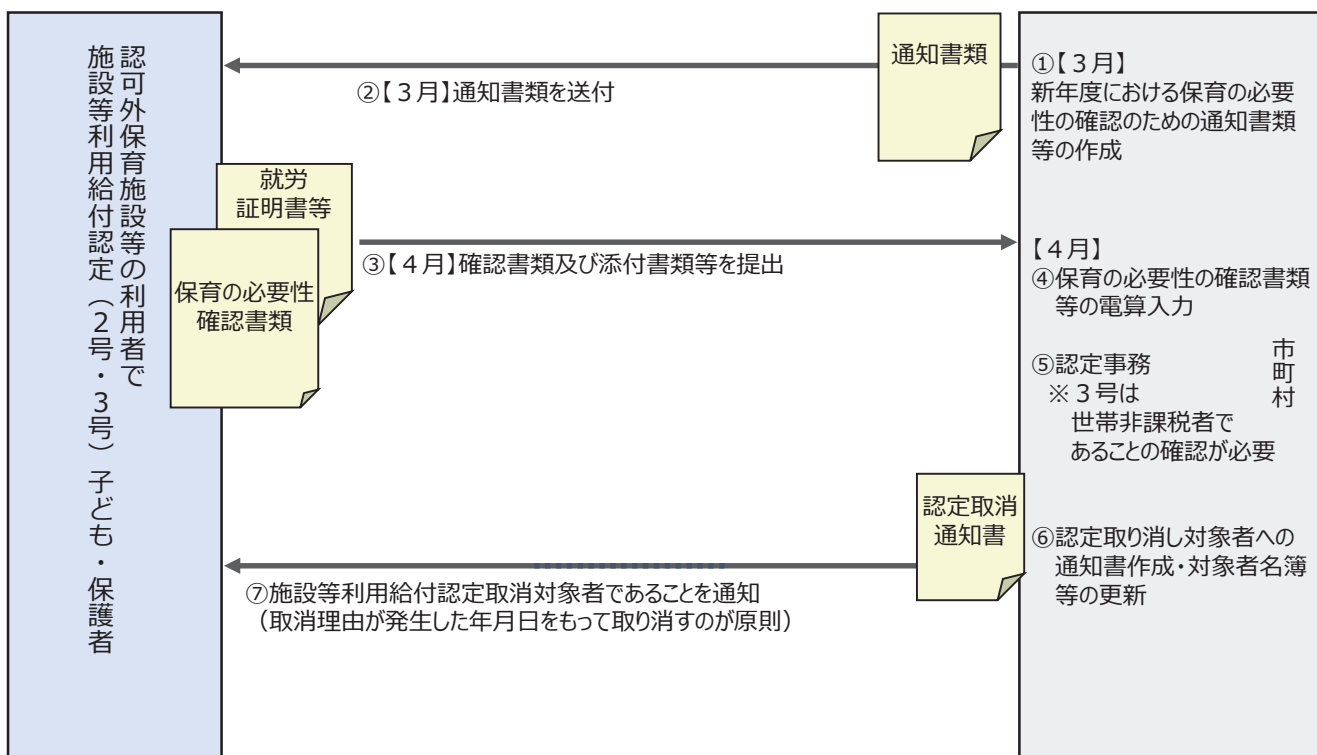
特に、過年度に施設等利用給付認定を受けたが、翌年度以降に認可外保育施設を利用して施設等利用費を請求する場合も想定されることから、現況確認は年度のなるべく早い段階で行うことが望ましい。

各市町村におかれては、現在の現況確認調査を踏襲するなど、効率的な手法により実施されたい。

【預かり保育事業利用者の例】

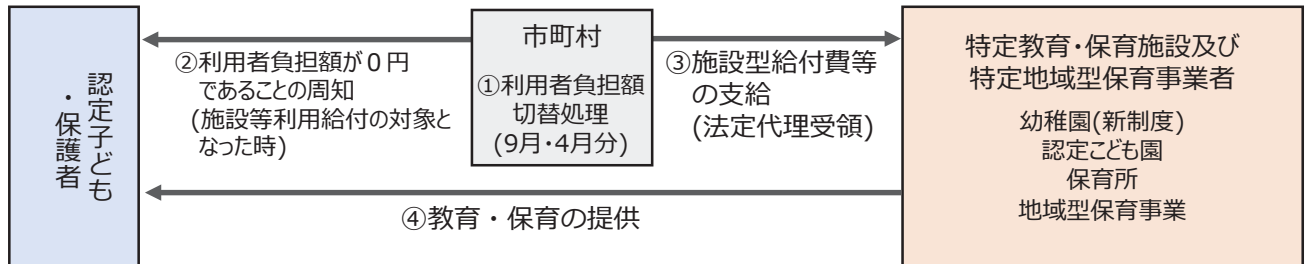


【認可外保育施設等の利用者の例】



3. 施設等利用費の支払い

(1) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の場合（現物給付）



- ① 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者（施設型給付、特例施設型給付、地域型保育給付、特例地域型保育給付の対象施設及び事業者）においては、子ども・子育て支援法施行令で定める利用者負担額(保育料・利用料)を0円とすることで、幼児教育・保育の無償化を実施することになる。
- ② 利用者負担額切替処理について
- 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の利用に係る利用者負担額については、4～8月分は世帯の前年度市町村民税所得割課税額、9～3月分は現年度市町村民税所得割課税額により決定しており、自治体では利用者負担額を9月分から、または4月分からそれぞれ切り替える処理を実施している。
 - 幼児教育・保育の無償化の実施にあたり、自治体のこれら処理においては、新たに次の処理が必要になる。
 - ◆ 9月切替処理（※初年度は10月分から対象者全員の利用料を無償化する処理が必要）
 - ア. 現年度市町村民税所得割課税額により、新たに市町村民税世帯非課税者となった教育・保育給付3号認定子ども(年度途中で満3歳になり、引き続き3号給付を受ける子どもを含む。以下同じ。)に対して、利用者負担額を0円とする処理を行う
 - イ. 現年度市町村民税所得割課税額により、現年度に市町村民税世帯非課税者でなくなった教育・保育給付3号認定子どもに対して、新たな利用料を設定する処理を行う
 - ウ. 上記処理により、利用者負担額が変更される認定保護者に、その旨を周知する
 - ◆ 4月切替処理
 - ア. 4月から教育・保育給付1号・2号認定子どもとなる者を対象に利用料を0円とする処理を行う
 - イ. 上記処理により、利用者負担額が変更される認定保護者に、その旨を周知する

(2)償還払い（施設がとりまとめる場合を含む）

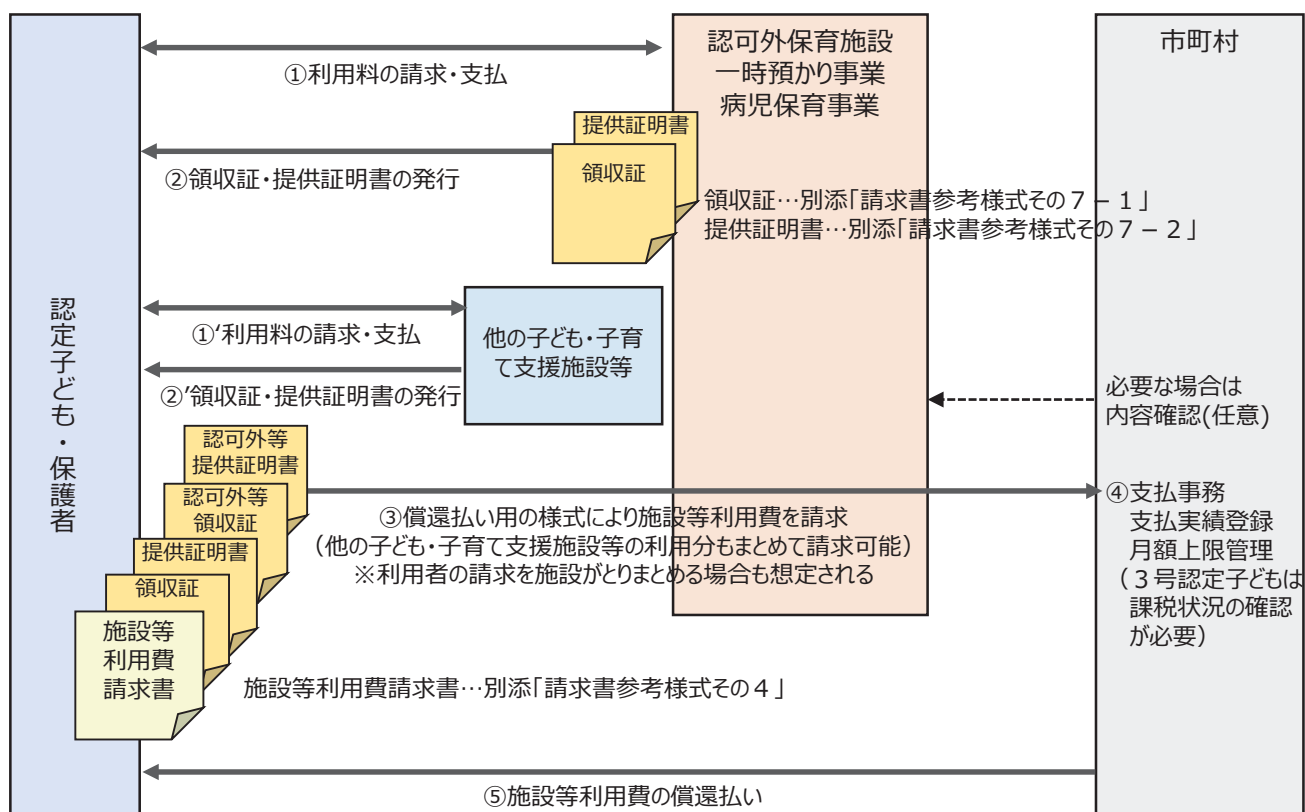
○施設等利用費の支払いは、子ども・子育て支援法第30条の11第1項で定めたとおり、市町村が施設等利用給付認定を行った認定子どもが、市町村長が確認した子ども・子育て支援施設等から「特定子ども・子育て支援」を受けた場合に、保護者に対して行うものとしており、償還払いによる支払いを基本としている。

○施設等利用給付は、「特定子ども・子育て支援」を受けた事実に基づいて支払うものであり、認定子どもごとに利用した施設・事業を特定し、認定保護者が施設に支払った利用料を領収証等で確認する必要がある。このため、子どものための教育・保育給付において施設・事業者が給付費の請求を行っているのと同様に、認定保護者（施設がとりまとめる場合にあつては当該施設）が市町村に対して請求を行うことで円滑な給付が可能になる。なお、償還払いの請求は下のパターンが考えられる。

○償還払いによる施設等利用費の支払いについては、市町村の実情に応じて決定するものであるが、可能な限り、初年度は年内、遅くとも年度内に1回目の支給を行い、また、償還払いの頻度は年4回以上とすることが望ましい。

利用先	認定種別	利用料(保育料)	預かり保育	
			在籍園の預かり保育の利用料	一定条件による認可外保育施設等の利用料
幼稚園（新制度） 認定こども園	19条1項① 30条の4②③	—	②	②
幼稚園（新制度） ※特別利用教育	19条1項② 30条の4②③	—		
幼稚園（未移行）	30条の4①	①	—	—
国立大学附属幼稚園 特別支援学校幼稚部	19条1項② 30条の4②③	①	②	②
認可外保育施設 一時預かり事業 病児保育事業	19条1項②③ 30条の4②③	③	—	—
子育て援助活動支援事業	19条1項②③ 30条の4②③	④	—	—

③認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育事業の施設等利用費



- ◎施設等利用給付第2号または第3号認定子どもが、認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育事業が行う「特定子ども・子育て支援」を利用した場合に、これに要する費用を請求する。
- ◎認可外保育施設等を利用する認定子どもは、第2号認定子どもの場合は月額3.7万円、第3号認定子どもの場合は4.2万円を上限として、施設等利用費が支給される。
- ②施設・事業は、「特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証(別添「請求書参考様式その7-1」)」と「特定子ども・子育て支援提供証明書(別添「請求書参考様式その7-2」)」を認定保護者に発行する。
- ③請求は、認定保護者の償還払い請求(別添「請求書参考様式その4」)となるが、施設・事業が認定保護者の請求を在籍児童の居住地ごとにとりまとめ、自治体に送付する場合も想定される。
- ③～⑤当該認定子どもは、市町村が確認した他の認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業を利用した場合も、上限額の範囲内で施設等利用費の支給対象となる。このため、市町村は、認定子どもがこれら施設・事業を一月内にどのように使用し、どのように利用費が支払われたかを把握しなければ適切な施設等利用費の支払い事務ができないため、市町村は、認定保護者がこれら施設・事業の利用に要した利用料の合計と内訳を請求書に記して施設等利用費を請求する際に、利用した施設・事業が発行した、「特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証(別添「請求書参考様式その7-1」)」と「特定子ども・子育て支援提供証明書(別添「請求書参考様式その7-2」)」の添付を要請するなど、認定子どもごとに利用実績と月額上限管理を着実にしながら、施設等利用費を支払う。

(3) 法定代理受領（代理請求）

- 施設等利用費の支払いは、子ども・子育て支援法第30条の11第1項で定めたとおり、市町村が施設等利用給付認定を行った認定子どもが、市町村長が確認した子ども・子育て支援施設等から「特定子ども・子育て支援」を受けた場合に、保護者に対して行うものとしており、償還払いによる支払いを基本としているが、子ども・子育て支援法第30条の11第3項に、事業者による法定代理受領を認めている。
- 施設等利用給付は、「特定子ども・子育て支援」を受けた事実に基づいて支払うものであり、認定子どもごとに利用した施設・事業を特定し、認定保護者が施設に支払った利用料を領収証等で確認する必要がある。このため、法定代理受領の場合においては、「特定子ども・子育て支援」を提供した事業者から、市町村に対して請求を行うことで円滑な給付が可能になる。なお、法定代理受領の請求は、下のパターンが考えられる。

特定子ども・子育て支援施設等	認定種別	利用料(保育料)	預かり保育	
			預かり保育の利用料	一定条件による認可外保育施設等の利用料
幼稚園（新制度） 認定こども園	19条1項① 30条の4②③	—	—	—
幼稚園（新制度） ※特別利用教育	19条1項② 30条の4②③	—		
幼稚園（未移行） 国立大学附属幼稚園 特別支援学校幼稚部	30条の4① 19条1項② 30条の4②③	① ①	— —	— —
認可外保育施設	19条1項②③ 30条の4②③	②	—	—
一時預かり事業 病児保育事業 子育て援助活動支援事業	19条1項②③ 30条の4②③	②	—	—

- 幼稚園・認定こども園・国立大学附属幼稚園・特別支援学校の預かり保育事業の施設等利用費の法定代理受領について実務フローを示していない理由

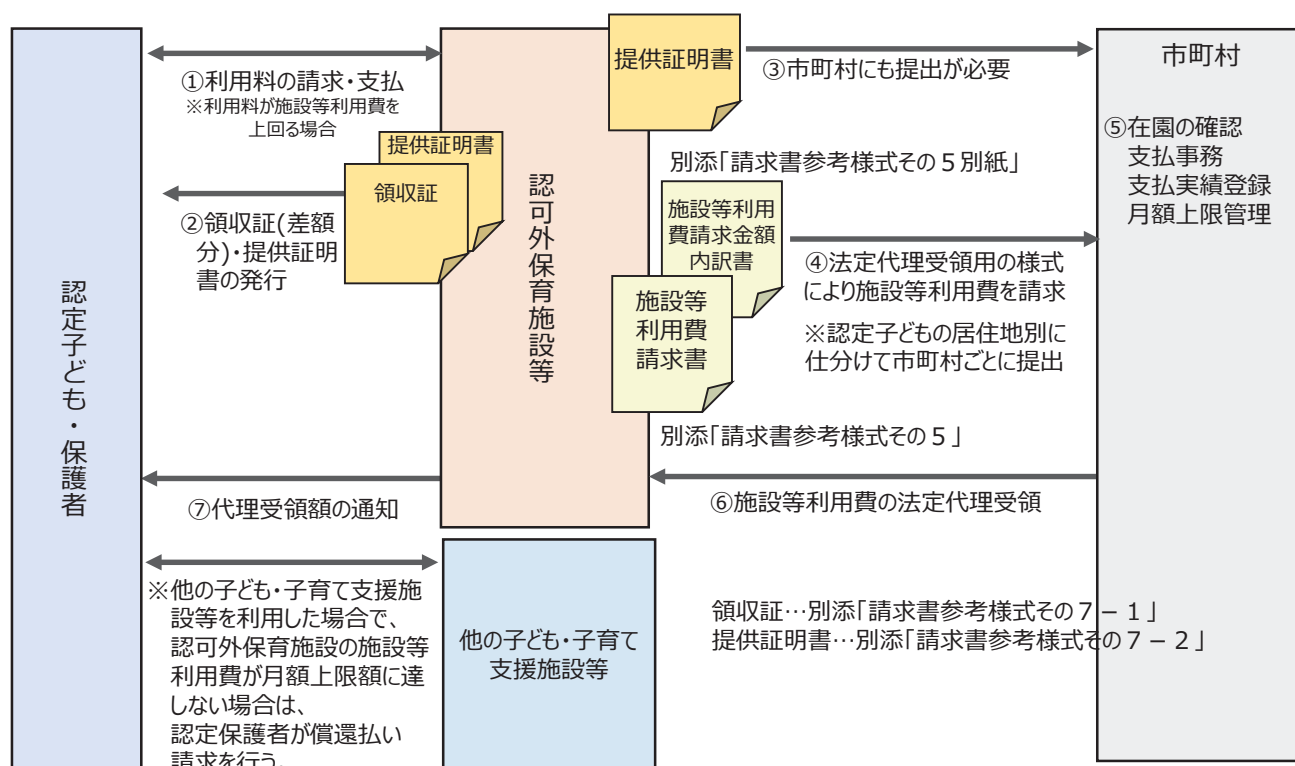
施設等利用費は、子ども・子育て支援法第30条の11第3項において法定代理受領が認められているが、これは、事業者が認定保護者に代わって請求・受領するものであることから、預かり保育事業の利用料を幼稚園等が保護者に代わって市町村に請求すること自体は可能である。

しかしながら、預かり保育事業を利用する認定子どもは、一定の条件に合致した場合に、認可外保育施設等の施設等利用費を上限額の範囲内で受給できるため、市町村は、預かり保育事業と認可外保育施設の施設等利用費を月額上限額(1.13万円または1.63万円)の範囲内で合算して支払わなければならないことから、仮に幼稚園等が預かり保育事業利用分を保護者に代わって代理請求しても、認可外保育施設の利用がある場合は、認定保護者はその分を別途請求する必要があり、市町村の事務は請求のタイミングや過誤請求等により、事務が非常に煩雑となるおそれがある。

また、認可外保育施設の利用が施設等利用費の対象にならない場合であっても、預かり保育事業の施設等利用費は、上限額を日額450円×利用日数で計算する仕組みのため、仮に幼稚園等が預かり保育事業利用分を保護者に代わって代理請求した場合、幼稚園等は認定子どもごとの利用日数が確定した段階で、施設等利用費と幼稚園等が設定する預かり保育事業の利用料との差額を認定保護者に請求する事務が生じる。

したがって、預かり保育事業の施設等利用費を幼稚園等が代理請求する方式をとっても、市町村・幼稚園等の双方にメリットはあまりないと考えられることから、預かり保育事業と認可外保育施設の施設等利用費の請求は、認定保護者の償還払い請求によることが現実的と考えられるため、預かり保育事業の施設等利用費の法定代理受領について実務フローを示していない。

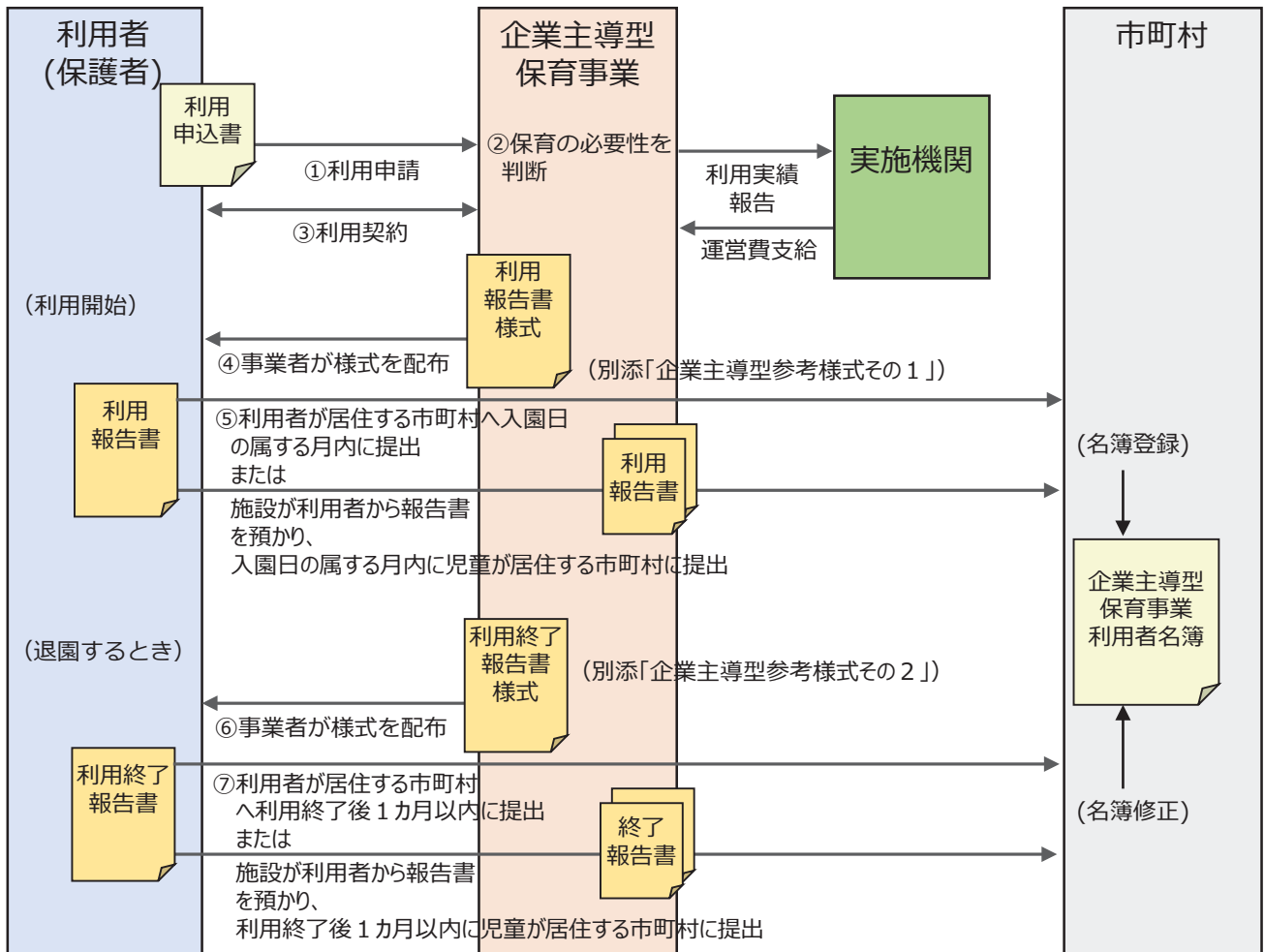
②認可外保育施設等の施設等利用費



- ◎施設等利用給付第2号または第3号認定子どもが、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業が行う「特定子ども・子育て支援」を利用した場合に、これに要する費用を事業者が認定保護者に代わって請求する。
- ◎認可外保育施設等を利用する認定子どもは、第2号認定子どもの場合は月額3.7万円、第3号認定子どもの場合は4.2万円を上限として、施設等利用費が支給される。
- ②施設・事業は、「特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証(別添「請求書参考様式その7-1」)」と「特定子ども・子育て支援提供証明書(別添「請求書参考様式その7-2」)」を認定保護者に発行する(領収証は差額分)。
- ③法定代理請求の場合、施設等は「特定子ども・子育て支援提供証明書」を認定保護者のほか、市町村にも提出が必要となる(運営基準第57条)。
- ④施設・事業が、保護者に代わって行う代理請求は、認定子どもの居住する市町村ごとに行う。
- ④当該認定子どもは、市町村が確認した他の認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業を利用した場合も、上限額の範囲内で施設等利用費の支給対象となる。このため、市町村は、認定子どもがこれら施設・事業を一月内にどのように使用し、どのように利用費が支払われたかを把握しなければ適切な施設等利用費の支払い事務ができない。そのため、市町村は認定子どもごとに利用実績と月額上限管理を着実に行う必要があることに注意が必要である。なお、「請求書参考様式その5」では施設・事業が月ごとに請求することができるよう整理しており、請求額の内訳を「施設等利用費請求金額内訳書(別添「請求書参考様式その5別紙」)」に記入できるようにしている。
- ⑤施設等利用費の月額上限管理について
認可外保育施設等の場合は、施設等利用費を認定保護者に代わって代理請求(法定代理受領)することができる。例えば、認定保護者が認可外保育施設のほか、一時預かり事業・病児保育事業・子育て援助活動支援事業を利用した場合で、認可外保育施設が施設等利用費を代理請求する場合、認定保護者は、認可外保育施設の利用料を除いた施設等利用費を償還払い請求することが想定されるため、市町村は月額上限管理を適切に実施する必要がある。
- ⑤例えば、第2号認定子どもが認可外保育施設を利用しており、その利用料が月額3.7万円(第3号認定子どもは4.2万円)を上回る場合が想定される。この場合には、施設等利用費は月額上限額となるため、認定保護者が認可外保育施設以外の利用分を請求しても、月額上限額を超え、償還される金額は0円であることを予め認定保護者に周知しておく必要がある。
- ⑦認可外保育施設等は、施設等利用費の支払いを受けた場合は、認定保護者に対して代理受領額を通知する(運営基準第57条)。通知は通知書の送付や掲示等、任意の手法で足り、例えば1年度に1回の通知等、簡易な方法でも構わない。

5. 企業主導型保育事業を利用する児童の把握について

※企業主導型保育事業を利用する児童は、施設等利用給付を受けることはできない。



※小学校入学のため卒園する場合は、市町村で把握できるため、終了報告は不要

【事業の利用開始】

- ①企業主導型保育事業の利用を申請【利用者→事業者】
- ②事業者は保育の必要性を判断し、必要性のある場合は利用契約を締結

【市町村への利用開始の報告】

- ④事業者は新たに入園した児童の保護者に「利用報告書」の様式（別添「企業主導型参考様式その1」）を配付
- ⑤保護者は「利用報告書」に必要事項を記入し、市町村または事業者に提出する
「利用報告書」を事業者が預かる場合、事業者は児童が居住する市区町村ごとにまとめて提出する
市町村は、「利用報告書」が入園日の属する月内に市町村に到達するよう、保護者・事業者に周知する
（報告に基づき、市町村において、企業主導型保育事業の利用者を管理する）

【市町村への利用終了の報告】

- ⑥事業者は利用終了（退園）する児童の保護者に「利用終了報告書」の様式（別添「企業主導型参考様式その2」）を配付
- ⑦保護者は「利用終了報告書」に必要事項を記入し、市町村または事業者に提出する
「利用終了報告書」を事業者が預かる場合、事業者は児童が居住する市区町村に提出する
市町村は、「利用終了報告書」が退園後1カ月以内に市町村に到達するよう、保護者・事業者に周知する
（小学校入学のため卒園する場合は、市町村で把握できるので報告は不要。その場合は市町村で名簿を修正する）

※2019年10月からの制度実施にあたっては、

8～9月頃に、企業主導型保育事業から児童の居住する市町村へ、10月1日現在の在園児の氏名・住所・生年月日等を報告する方向。
（報告書様式は、国で参考様式（別添「企業主導型参考様式その3」）を作成。企業主導型保育事業者に配付することを予定）

28～47ページのポイントとお願い

区追加

- ・9月末までに世田谷区が「確認」したことを公示します。
→確認申請書の提出をお願いします。(8月30日締切)
- ・利用者から区への施設等利用費の請求には「領収書」「提供証明書」の添付が必要
→「領収書」「提供証明書」の発行をお願いします。
- ・企業主導型保育事業について、利用状況は利用者から区へ報告(施設 区のやりとりは生じない想定)
- ・請求に関する各種様式は現在作成中

5. 無償化の対象となる 施設・事業ごとの留意 点について

(2) 幼稚園等における 預かり保育について

預かり保育事業における施設等利用費の給付について

対象者

幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部（以下「幼稚園等」という。）の在籍園児のうち、以下に該当する子ども

- ① 満3歳以後の最初の3月31日を経過した保育の必要性のある子ども（新2号）
- ② 満3歳児（①以外の子ども）のうち、保育の必要性があり、かつ市町村民税非課税世帯の子ども（新3号）

無償化上限額 ※金額は全て月額（以下同じ）

利用者の利用日数×450円を支給限度額（下記の額が支給額の上限）として、預かり保育の利用に要した費用を支給（次頁参照）

- ① の子どもの支給限度額 ⇒ 1.13万円（認可保育所の利用料の全国平均額（月額3.7万円）と幼稚園等の無償化上限額（2.57万円）の差額）
- ② の子どもの支給限度額 ⇒ 1.63万円（認可保育所の利用料の全国平均額（月額4.2万円）と幼稚園等の無償化上限額（2.57万円）の差額）

支払い方法

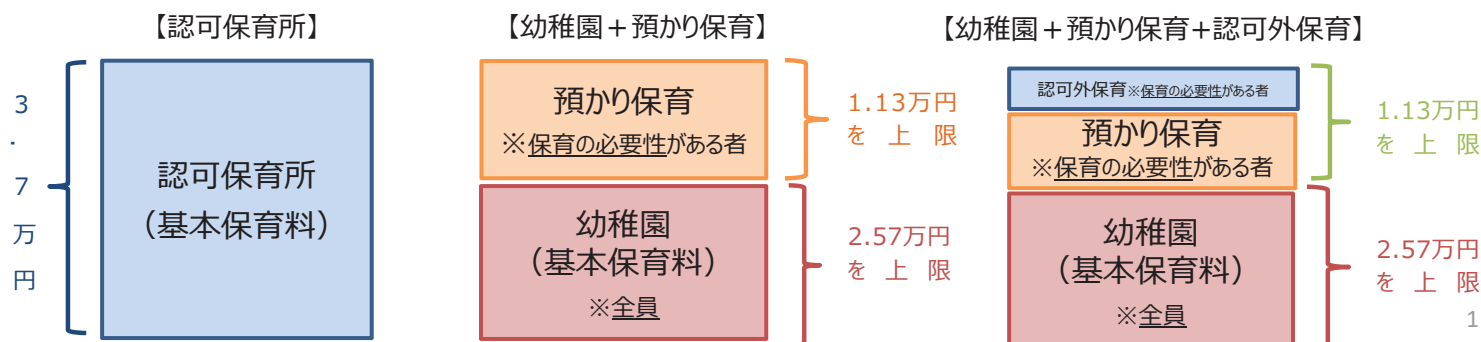
償還払いが通常と考えられるが、市町村の判断で現物給付も可

幼稚園等利用者の認可外保育施設等の利用について

- ・ 幼稚園等が預かり保育を実施していない場合や、預かり保育が十分な水準ではない場合（教育時間を含む平日の預かり保育の提供時間が8時間未満又は開所日数200日未満）に限り、認可外保育施設等の利用も無償化の対象
- ・ その場合の上限額は預かり保育の無償化上限額（1.13万円又は1.63万円）から預かり保育の無償化支給額を差し引いた額

預かり保育の実施基準

幼稚園教育要領等に基づき実施し、一時預かり事業同様の年齢別職員配置基準を満たすことが必要。また、更なる質の確保・向上のため、一時預かり事業（幼稚園型）と同様の施設・設備等の基準を満たすよう都道府県等の幼稚園等所管部局が指導・監督。



預かり保育事業の利用日数に応じた支給額算定の方法について

算定方法のポイント：月毎に利用日数×450円を支給限度額として預かり保育の利用に要した費用を支給

- 預かり保育の利用日数×日額単価（450円）で月毎に個人の支給限度額を計算
（支給限度額の上限は3歳児以上は11,300円、住民税非課税世帯の満3歳児になった後の最初の3月31日までの間にある者については、16,300円）。当該支給限度額と支払った利用料実績額を月毎に比較して、小さい方を支給額とする（償還払いが通常と考えられるが、市町村の判断で現物給付も可）
- 園は保護者に対して利用日数等と領収額を明記した領収証+提供証明書を発行し、保護者は給付請求書にそれらを添付して申請
- なお、利用料の設定方法については、基本的に引き続き各園での自由設定であり、例えば、時間・日・月単位で設定可能（※ただし、一時預かり事業（幼稚園型）等の補助事業を受託している場合は市区町村が設定している場合有）。

月内の支給額算定例①【時間設定】

【前提①】ある園の預かり保育利用料設定
100円/時間

【前提②】ある園児の利用日数
20日（1日3時間）

≪各月支給限度額≫…A
450円×20日=9,000円

≪各月利用実績≫…B
100円/時間×3時間×20日=6,000円

≪支給額の算出≫

5↑ A9,000円 > B6,000円であることから、
6,000円を支給

月内の支給額算定例②【日額設定】

【前提①】ある園の預かり保育利用料設定
400円/日

【前提②】ある園児の利用日数
20日

≪各月支給限度額≫…A
450円×20日=9,000円

≪各月利用実績≫…B
400円×20日=8,000円

≪支給額の算出≫

A9,000円 > B8,000円であることから、
8,000円を支給

月内の支給額算定例③【月額設定】

【前提①】ある園の預かり保育利用料設定
10,000円/月

【前提②】ある園児の利用日数
18日

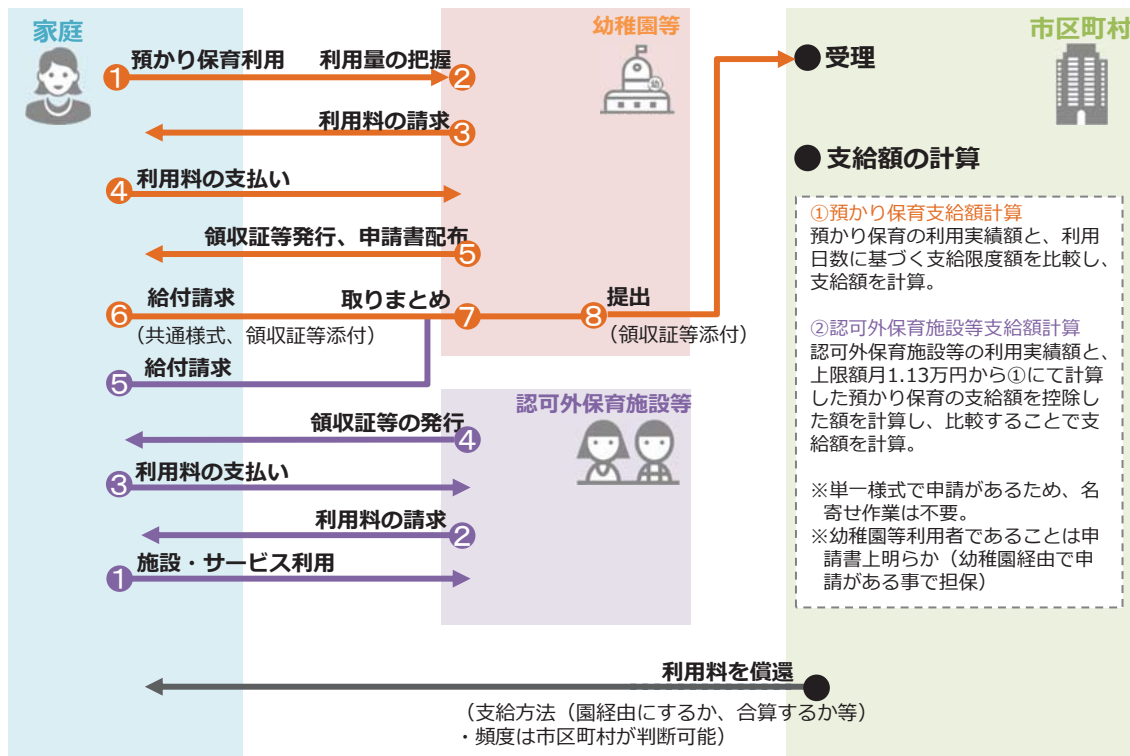
≪各月支給限度額≫…A
450円×18日=8,100円

≪各月利用実績≫…B
10,000円

≪支給額の算出≫

A8,100円 < B10,000円であることから、
8,100円を支給

- 幼稚園等（幼稚園及び認定子ども園（1号認定））の利用者で保育の必要性のある者のうち、「認可外保育施設等」が無償化の対象となる者については、①幼稚園利用希望者は、本来在籍園の「預かり保育」によりニーズが充足されると考えられること、②今回の措置が、待機児童問題により認可保育所に入ることができない子供に対する代替的な措置として講じられたことに鑑み、「**教育時間を含む平日の預かり保育の提供時間数が8時間未満又は開所日数200日未満**」の要件を満たす幼稚園等に通う利用者に限ることとする。
- また、「預かり保育」と「認可外保育施設」に係る請求を単一の様式にて在籍園で取りまとめて申請を行うこととし、申請が別々に提出された場合のいわゆる「名寄せ」（対象者の把握等）に係る市区町村の事務負担を軽減。（預かり保育の利用がなく認可外保育施設等のみの利用の場合も、幼稚園等の利用者については幼稚園等を経由して提出して頂くことを想定。）



1

幼稚園等利用者の認可外保育施設等の無償化の取扱いについて（概要）

【ポイント】

- 幼稚園等が預かり保育を実施していない場合や、預かり保育が十分な水準ではない場合（教育時間を含む平日の預かり保育の提供時間数が8時間未満又は年間（平日・長期休業中・休日の合計）開所日数200日未満）に限り、**認可外保育施設等の利用も無償化の対象**
- 認可外保育の無償化に係る給付額は、預かり保育の無償化上限額（月額1.13万円又は1.63万円）から預かり保育の無償化給付額を差し引いた額。
- 基本的には、園は保護者が提出する給付請求書・領収証・提供証明書（認可外保育施設等を含む）をまとめて市町村に提出。

【申請パターン】

各園における預かり保育の実施状況	預かり保育に係る無償化の給付額	認可外保育施設等に係る無償化の上限額
預かり保育を実施していない場合	—	1.13万円（※）
平日8時間以上かつ年間200日以上の預かり保育を実施していない場合	利用しない（預かり保育を利用しているが、給付申請しない場合を含む）	1.13万円（※）
	0.8万円（例）	1.13万円（※） - 0.8万円 = 0.33万円
	1.13万円（※）【給付上限額】	1.13万円（※） - 1.13万円 = 0円
平日8時間以上かつ年間200日以上の預かり保育を実施している場合	利用しない（預かり保育を利用しているが、給付申請しない場合を含む）	各園で十分な水準の預かり保育が実施されていることを踏まえ、預かり保育の利用状況に関わらず、認可外保育施設等の利用料は無償化の対象外
	0.8万円（例）	
	1.13万円（※）【給付上限額】	

（※）給付限度額の上限は3歳児以上は11,300円、住民税非課税世帯の満3歳児になった後の最初の3月31日までの間にある者については、16,300円

預かり保育事業に加えて認可外保育施設等を利用する場合の給付額算定の方法について

算定方法のポイント：預かり保育の無償化上限額（1.13万円又は1.63万円）から預かり保育の無償化給付額を差し引いた額を給付

- 預かり保育の利用日数×日額単価（450円）で**毎月**に個人の給付限度額を計算
 （給付限度額の上限は3歳児以上は11,300円、住民税非課税世帯の満3歳児になった後の最初の3月31日までの間にある者については、16,300円。当該給付限度額と支払った利用料実績額を毎月と比較して、小さい方を給付額とする）
- 預かり保育の無償化限度額（1.13万円又は1.63万円）－預かり保育の無償化給付額で算出された額の範囲内で他のサービス部分を給付（他のサービスの給付限度額は日ごとの管理は不要）

月内の給付額算定例①【預かり保育+認可外保育施設】

≪算定例の前提≫

4歳児が預かり保育を月15日利用し、認可外保育施設を月5日利用
 ・預かり保育利用料 400円/日
 ・認可外保育利用料 3,000円/日

≪預かり保育の無償化給付額≫

（実利用料） （給付限度額）
 400円×15日=6,000円 < 450円×15日=6,750円
 ⇒実利用料の方が小さいため、6,000円を給付

≪当月の認可外保育施設等の利用に係る給付限度額≫

11,300円－6,000円=5,300円

≪認可外保育施設の無償化給付額≫

（実利用料） （給付限度額）
 3,000円×5日=15,000円 > 5,300円

⇒給付限度額の方が小さいため、5,300円を支給。
 ⇒預かり保育と合計で11,300円が給付される。

月内の給付額算定例②【預かり保育なし+一時預かり+ファミサポ】

≪算定例の前提≫

4歳児が預かり保育を利用せず、一時預かりを一日3時間・月5日、ファミサポを一日3時間・月5日利用
 ・一時預かり事業利用料 1,000円/時間
 ・ファミサポ利用料 700円/時間

≪預かり保育の無償化給付額≫ 0円

≪当月の認可外保育施設等の利用に係る給付限度額≫

11,300円－0円=11,300円

≪一時預かり事業・ファミサポの無償化給付額≫

一時預かり事業：1,000円×3時間×5日=15,000円①
 ファミサポ：700円×3時間×5日=10,500円②
 ①+②=25,500円

（実利用料） （給付限度額）
 25,500円 > 11,300円

⇒給付限度額の方が小さいため、11,300円を支給。

3

（参考）預かり保育事業の無償化に係る令和元年度予算の積算人数

1号認定子ども	68万人	うち保育の必要性のある利用者	27万人
未移行私立幼稚園等	72万人	〃	29万人
			計56万人

※1号認定子ども及び未移行私立幼稚園等において、約4割が保育認定事由により預かり保育事業を利用するものと想定。

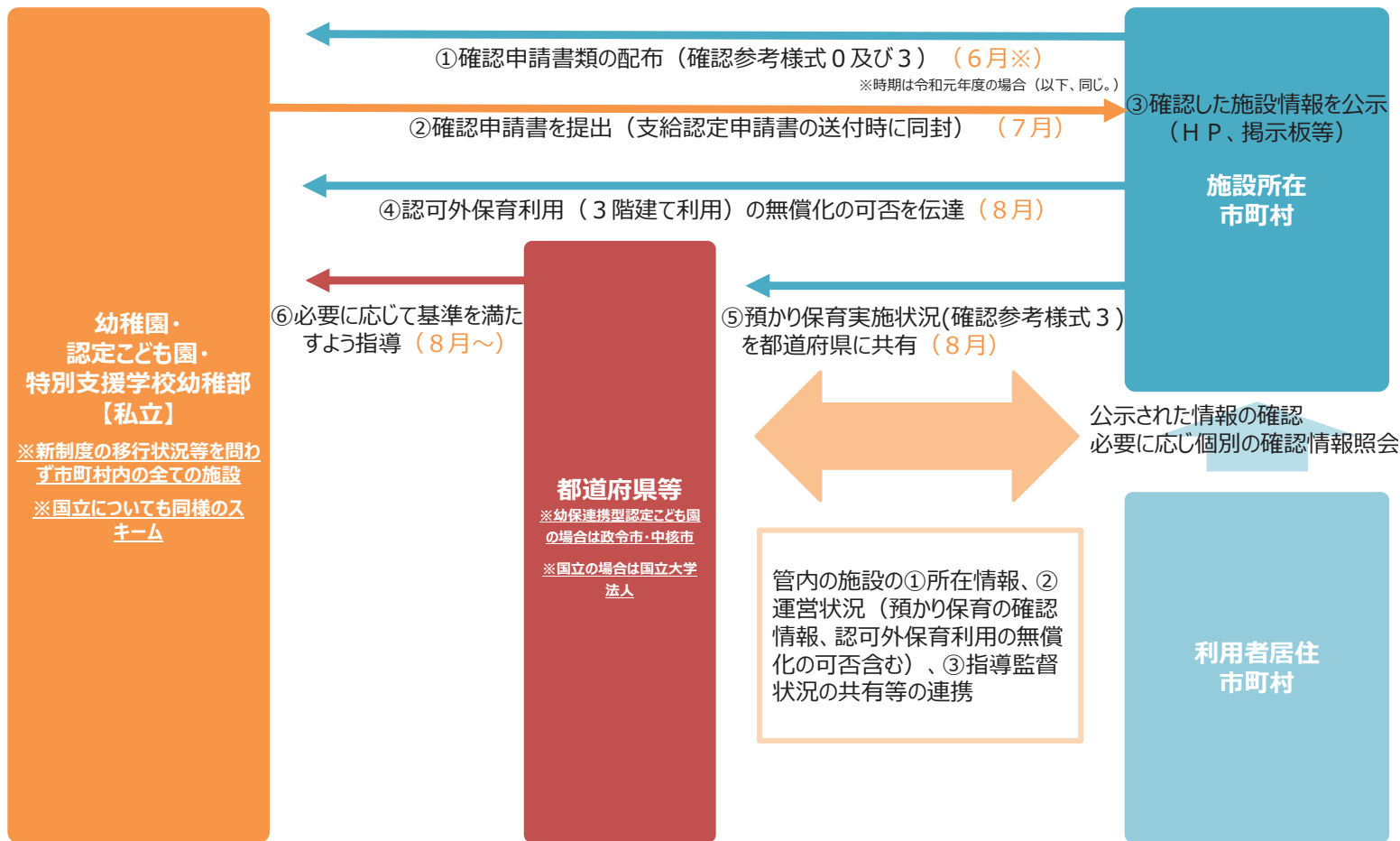
（参考1）幼稚園・幼稚園型認定こども園における預かり保育の実施状況（H28文部科学省調べ）

	実施園数	実施園数のうち、私学助成（特別補助）を受けている園数	実施園数のうち、一時預かり事業（幼稚園型）を実施している園数
公立	2,549園（66.0%）	—	928園（36.4%）
私立	6,532園（96.5%）	4,464園（70.3%）	921園（14.5%）
合計	8,901園（85.2%）	4,464園（50.2%）	1,849園（20.8%）

※実施園数の割合は調査回答園数に占める割合。私学助成を受けている園数及び一時預かり事業を実施している園数の割合は実施園数に占める割合。

（参考2）預かり保育の利用者の割合及び保育認定事由のある利用者の割合（H28文部科学省調べ）

	公立	私立	合計
預かり保育の利用者割合	45.5%	71.6%	67.2%
保育認定事由（就労等）あり	24.8%	35.6%	33.8%
保育認定事由（就労等）なし	20.8%	36.1%	33.5%



預かり保育事業に関する「内閣府令で定める基準」及び都道府県の指導・監督について

■施設所在市町村が確認する基準（内閣府令で定める基準）

【配置基準】 3歳児 20：1、4・5歳児 30：1（預かり保育園児数／職員数）

【職員要件】 ・配置基準上必要になる担当職員の2分の1以上（当分の間、3分の1以上）を保育士、幼稚園教諭免許状所有者とすること。
 ・担当職員について、預かり保育に従事している間は、専ら当該事業に従事すること。 ※教育課程担当職員が対応可

【教育内容】 幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領又は特別支援学校幼稚部教育要領に準じて行うこと。

※認可施設として当然の内容のため詳細な確認は不要

【設備】 食事の提供を行う場合においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えること。

■利用者居住市町村が給付に当たってチェックが必要な内容（3階建て利用の判定）

・各園における預かり保育の実施時間数・実施日数

（平日8時間（教育時間を含む）、年間（平日・長期休業中・休日の合計）200日以上の預かり保育の実施予定となっているかをチェックし、認可外保育利用に係る給付（3階建て利用）の可否を判断）

■都道府県が指導監督する内容（各都道府県に通知で発出）

・内閣府令で定める基準については、最低限満たすべき基準として指導監督

・満たすべき基準に加え、預かり保育の質の確保・向上の観点から望ましい基準として以下の事項を指導監督

【職員要件】 有資格者以外の職員についても、子育て支援員又は隣接免許状の所有者を配置すること

【面積基準】 子供1人当たり1.98平米の保育室を備えること

(3) 認可外保育施設等について

認可外の居宅訪問型保育事業者の 資格・研修受講の基準

2019年（令和元年）5月8日

社会保障審議会 児童部会

子どもの預かりサービスの在り方に関する専門委員会

認可外の居宅訪問型保育事業の資格・研修受講の基準

- 認可外の居宅訪問型保育事業の保育従事者は、原則1：1、かつ、乳幼児宅で保育する特性を踏まえ、保育士又は看護師以外の従事者について、一定の研修受講を要件とすることが適当である。
- 幼児教育・保育の無償化との関係では、5年間の猶予期間中は基準に適合しない認可外の居宅訪問型保育事業者も無償化の対象となる。しかし、5年間の猶予期間中に計画的な研修受講を推奨し、質の確保・向上を図ることが必要である。

項目	認可外保育施設指導監督基準		改正後 (認可外の居宅訪問型保育事業)
	認可外保育施設 (1日6人以上の乳幼児を保育)	認可外の居宅訪問型保育事業 (いわゆるベビーシッター/ 1人の乳幼児を居宅で保育)	
職員	○配置基準(乳幼児)：(保育士) 0歳児 3：1、1・2歳児 6：1 3歳児 20：1、4歳以上児 30：1 ○職員：保育者の3分の1以上が 保育士又は看護師資格が必要	○配置基準 ・原則1：1 ○職員：基準なし (望ましい基準のみ)	○配置基準 ・原則1：1 ○職員： 保育士、看護師 又は 一定の研修を受講した者 ※「一定の研修」については別紙
設備	○全年齢共通 ・ 保育室 1.65㎡以上/人 ・ 調理室、便所	—	—
非常災害に 対する措置	○消火用具、非常口の設置 ○定期的な訓練の実施	—	—
児童の処遇	○保育の内容 ・ 保育所保育指針に準じて行う。 ○給食 ○健康管理・安全確保 ○利用者への情報提供 ○帳簿の整備 等	(同左) ※一部適用除外	(同左) ※一部適用除外

認可外の居宅訪問型保育事業の従事者に受講を求める「一定の研修」について

- 認可の居宅訪問型保育事業で受講を求めている基礎研修の内容（下表）、すなわち**20時間程度の講義と1日以上**の演習の受講を求めることを基本とすることが適当である。
- 具体的な研修としては、以下が考えられる。
 - ① 地方自治体を実施する認可の居宅訪問型保育事業に係る研修や子育て支援員研修（地域保育コース）※1
 - ② （公社）全国保育サービス協会※2が実施する居宅訪問型保育研修
 - ③ 民間の居宅訪問型保育事業者の自社研修や民間研修事業者が実施する居宅訪問型保育研修であって、①又は②と同等と認められる研修
 - ※1 子育て支援員研修（地域保育コース）：小規模保育事業の保育従事者、家庭的保育補助者、一時預かり事業保育従事者等のための研修で、約30時間の講義+2日以上の実習（見学）又は演習
 - ※2 全国保育サービス協会：96のベビーシッター事業者（ベビーシッター数：20,855人）が加盟（平成29年度）
- 上記③については、都道府県、指定都市又は中核市が、厚生労働省が示す統一的な内容及びその確認方法※3に基づき、①又は②と同等の研修として認めることが必要であり、運用の詳細については、引き続き検討が必要である。
 - ※3 ①の研修については、厚生労働省の通知で、既にかリキュラム・時間数や内容等が示されている。

科目名	時間数		時間数
1. 居宅訪問型保育の基礎を理解するための科目		⑪安全の確保とリスクマネジメント	1時間
①居宅訪問型保育の概要	1時間	⑫居宅訪問型保育者の職業倫理と配慮事項	1.5時間
②乳幼児の生活と遊び	1時間	⑬居宅訪問型保育における保護者への対応	1.5時間
③乳幼児の発達と心理	1.5時間	⑭子ども虐待	1時間
④乳幼児の食事と栄養	1時間	⑮特別に配慮を要する子どもへの対応	1.5時間
⑤小児保健Ⅰ	1時間	3. 研修を進める上で必要な科目	
⑥小児保健Ⅱ	1時間	⑯実践演習	1～2日
⑦心肺蘇生法（実技講習）	2時間	4. 自治体の制度や地域の保育事情等を理解するための科目	
2. 居宅訪問型保育の実際を理解するための科目		⑰実施自治体の制度について	1時間
⑧居宅訪問型保育の保育内容	2時間	計	20時間 + 1日以上の実践演習
⑨居宅訪問型保育における環境整備	1時間		
⑩居宅訪問型保育の運営	1時間		

参考資料

認可外保育施設に係る資格・研修受講等の基準（現行）

- 認可外の保育事業については、乳幼児の年齢に応じた保育従事者の配置数は、認可保育所と原則同じ基準。（0歳児3：1、1・2歳児6：1、3歳児20：1、4歳以上児30：1）
- その上で、保育士等の資格保有者の割合を規定。（1日6人以上の乳幼児を保育する施設は保育士又は看護師1／3以上）
- 認可外の居宅訪問型保育事業や1日に保育する乳幼児が5人以下の家庭的保育事業については、現在の児童福祉法の指導監督基準では、保育士、看護師（又は家庭的保育者）の配置が望ましい、とされている。
- 都道府県等による指導監督については、1日6人以上の乳幼児を保育する認可外保育施設は、年1回以上の監査が原則であるが、
 - ・1日に5人以下の乳幼児を保育する家庭的保育事業は年1回以上の監査の努力義務、
 - ・認可外の居宅訪問型保育事業は都道府県等が必要と判断する場合に実施、と整理。

現行の指導監督基準	認可外の居宅訪問型保育事業 (いわゆるベビーシッター／1人の乳幼児)	認可外の家庭的保育事業 (1日5人以下の乳幼児)	認可外保育施設 (1日6人以上の乳幼児)
資格要件	・ 保育士又は看護師の配置が望ましい (通知)	・ 保育士、看護師又は家庭的保育者の配置が望ましい (通知)	
研修受講	・ 研修受講状況の届出義務 (省令) ・ 都道府県知事等が定める者の実施する研修を5年に1回程度受講することを促す (通知)	・ 研修受講状況の届出義務 (省令) ・ 都道府県知事等が定める者の実施する研修を5年に1回程度受講することを促す (通知)	・ 保育士又は看護師1／3以上 (通知)
資格・研修受講等の情報開示	※ 施設・サービスの内容全般について、書面による提示等がなされているか (通知)	・ 保育士その他の職員の配置数、勤務体制の揭示 (省令)	・ 保育士その他の職員の配置数、勤務体制の揭示 (省令)
指導監督	・ 都道府県が必要と判断する場合に指導を行うこと (通知)	・ できる限り年1回以上行うよう努力すること (通知)	・ 年1回以上行うことを原則とする (通知)

4

認可外保育施設に係る保育内容・健康管理・安全確保等の基準（現行）

- 保育内容、健康管理、安全確保、利用者への情報提供、備える帳簿等の基準については、基本的に1日6人以上の乳幼児を保育する認可外保育施設と同じ基準が適用される。
- 認可外の居宅訪問型保育事業で適合を求めることが難しい一部の項目（例：乳幼児の健康診断、施設への掲示、必要な遊具等の備え付け等）について、適用しないことができることとしている。

現行の指導監督基準	認可外の居宅訪問型保育事業 (いわゆるベビーシッター／1人の乳幼児)	認可外の家庭的保育事業 (1日5人以下の乳幼児)	認可外保育施設 (1日6人以上の乳幼児)
保育内容	「必要な遊具、保育用品の備え付け」 「保育室の見学」は適用しないことができるが、それ以外の項目は適切な対応が必要	・ 保育所保育指針を踏まえた適切な保育の実施 ・ 保育従事者の人間性と専門性の向上 ・ 乳幼児の人権への配慮 ・ 保護者との連絡	等
給食	適用しないことができるが、食事の提供を行う場合には、適切な対応が必要	・ 調理室（家庭的保育事業においては、調理設備）があり、適切な衛生管理がなされているか ・ 乳幼児の年齢、発達、健康状態等に配慮した食事内容	等
健康管理 安全確保	「毎月の乳幼児の発育チェック」「乳幼児の健康診断」「医薬品等の整備」は適用しないことができるが、それ以外の項目は適切な対応が必要	・ 乳幼児の健康状態の観察、発育チェック ・ 乳幼児の健康診断 ・ 職員の健康診断 ・ 感染症への対応 ・ 乳幼児突然死症候群の予防 ・ 安全確保（賠償責任保険加入等）	等
利用者への 情報提供	必要なサービス内容について書面による提示等がされているか	・ 施設・サービスに関する内容の掲示 ・ 契約内容の書面による交付、契約内容等の説明	等
備える帳簿	(施設と同じ)	・ 職員に関する書類等の整備 ・ 利用乳幼児に関する書類等の整備	

東京都のベビーシッター利用支援事業の研修要件

【従事要件】

- 1 本事業の参画事業者として認定されたベビーシッター事業者に所属していること。
- 2 「東京都居宅訪問型保育基礎研修」及び「ガイドダンス研修」を修了していること。
ただし、居宅訪問型保育基礎研修については、保有する資格等に応じ、一部科目の受講を免除又は補足研修の受講をもって代えることができる。(詳細は下表のとおり)

(○:受講が必要 ー:受講免除)

※ACSA:公益社団法人全国保育サービス協会

科目	所要時間	原則 (右の資格等に 該当しない場合)	一部受講免除 又は 補足研修受講対象						
			東京都又はACSA の居宅訪問型保育 基礎研修修了者 (※2)	ACSA ベビーシッター養成 (新任)研修+現任 研修修了者	ACSAの 認定ベビーシッター 資格保有者	子育て支援員専門 研修(地域保育コ ース)修了者(※3)	保育士	東京都内の地域型 の家庭的保育者 (※4)	看護師で一定の保 育経験を有する者 (※5)
1 居宅訪問型保育の概要	1時間	○				○			
2 乳幼児の生活と遊び	1時間	○							
3 乳幼児の発達と心理	1.5時間	○							
4 乳幼児の食事と栄養	1時間	○							
5 小児保健Ⅰ	1時間	○							
6 小児保健Ⅱ	1時間	○							
7 心肺蘇生法(実技講習)	2時間	○							
8 居宅訪問型保育の保育内容	2時間	○				○			
9 居宅訪問型保育における環境整備	1時間	○							
10 居宅訪問型保育の運営	1時間	○				○			
11 安全の確保とリスクマネジメント	1時間	○							
12 居宅訪問型保育者の職業倫理と配慮事項	1.5時間	○							
13 居宅訪問型保育における保護者への対応	1.5時間	○				○			
14 子ども虐待	1時間	○							
15 特別に配慮を要する子どもへの対応	1.5時間	○							
16 実践演習Ⅰ 保育技術(お世話編)	1~2日	○				○			○
17 実践演習Ⅱ 保育技術(遊び編)		○				○			○
ガイドダンス研修(事業の説明) ※11月以降、実施予定	1~2時間	○	○	○	○	○	○	○	○
補足研修(※1) ※11月以降、実施予定	半日~1日	ー	ー	ー	○(※6)	ー	○	○	○

(※1)補足研修は、基礎研修のうち、居宅訪問型保育に特化した1、8、9、10の4科目を半日から1日に集約して実施。他に受講を希望する科目があれば、科目ごとに受講することも可。

(※2)基礎研修は、平成27年度以降、東京都又は公益社団法人全国保育サービス協会が実施したものに限り。

(※3)子育て支援員研修は、東京都が実施するものに限らず対象とする。

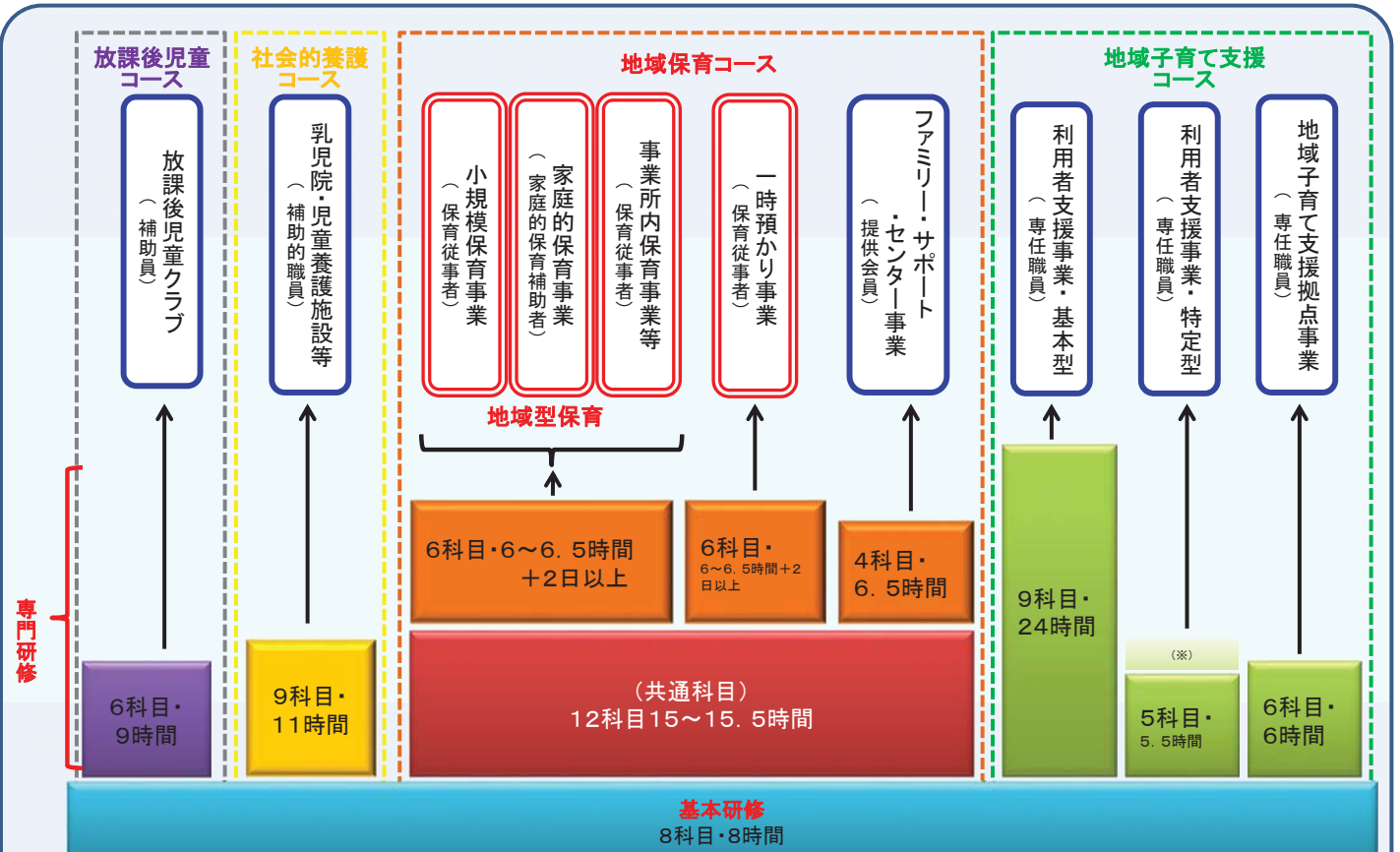
(※4)東京都が実施する家庭的保育者研修を修了し、区市町村が認定した地域型の家庭的保育者(退職者を含む。)を指す。

(※5)「一定の保育経験」とは、子ども・子育て支援新制度における保育所、認定こども園及び地域型保育事業での乳幼児の保育経験を指す。

(※6)公益社団法人全国保育サービス協会の認定ベビーシッター資格保有者のうち、現在ベビーシッターとして活動している者は、補足研修の受講を免除する。

6

子育て支援員の研修体系について



※「利用者支援事業・特定型」については、自治体によって、実施内容に違いが大きい可能性があるため、地域の実情に応じて科目を追加することを想定。

注)主事業従事者を記載したものであり、従事できる事業はこれらに限られない(障害児支援の指導員等)。

注)二重線枠は、研修が従事要件となる事業。実線枠は、研修の受講が推奨される事業。

認可外保育施設の 質の確保・向上の充実強化について

幼児教育無償化の制度の具体化に向けた方針の概要（抜粋）

平成30年12月28日 関係閣僚合意

1. 総論（略）

2. 対象者・対象範囲等（抜粋）

（3）認可外保育施設等

- 3～5歳：保育の必要性の認定を受けた場合、認可保育所における保育料の全国平均額（月額3.7万円）までの利用料を無償化
 - ※ 認可外保育施設のほか、一時預かり事業、病児保育事業及びファミリー・サポート・センター事業を対象
 - ※ 上限額の範囲内において、複数サービス利用も可能。また、幼稚園が十分な水準の預かり保育を提供していない場合などには、幼稚園利用者が認可外保育施設等を利用する場合も無償化の対象
 - ※ 都道府県等に届出を行い、国が定める認可外保育施設の基準を満たすことが必要。ただし、経過措置として5年間の猶予期間を設定
- 0～2歳：保育の必要性があると認定された住民税非課税世帯の子供たちを対象として、月額4.2万円までの利用料を無償化

● 認可外保育施設等における質の確保・向上に向けて以下の取組を実施

- ・ 児童福祉法に基づく都道府県等の指導監督の充実等
（①届出対象である認可外保育施設の範囲の明確化と周知、②認可施設への移行支援、③ベビーシッターの指導監督基準の創設等）
- ・ 給付の実施主体となる市町村における対象施設の把握、給付に必要な範囲での施設への関与等について必要な法制上の措置
- ・ 都道府県と市町村の間の情報共有等の強化のための方策
- ・ 5年間の経過措置について、法施行後2年を目途に見直す旨の検討規定
- ・ 6. の協議の場での議論を踏まえ、地方自治体の実情に応じた柔軟な対応を可能とすることも含め、必要な措置を検討

3. 財源（略）

4. 就学前の障害児の発達支援（略）

5. 実施時期

- 2019年10月1日

6. その他（抜粋）

- 国と地方自治体のハイレベルによる協議の場を設置。加えて、引き続き、自治体の事務負担軽減等に向けた検討



①

届出対象外施設

- ・ 事業所内保育施設 ※ただし、企業主導型保育事業は現行でも届出対象（企業や病院などにおいて、その従業員の乳幼児を預かる施設）
- ・ 店舗等において顧客の乳幼児を対象にした一時預かり施設
- ・ 親族間の預かり合い（設置者の四親等以内の親族が対象）
- ・ 設置者の親族、親族に準じた密接な人的関係がある者による預かり
- ・ 一時預かり事業、病児保育事業を行う施設
- ・ 半年を限度として臨時に設置される施設

等

企業主導型保育事業以外も届出対象とする（※）

届出対象外の認可外保育施設であることを、4月5日付け局長通知で改めて周知

（※）新たに届出対象となる事業所内保育施設について、9/30までに届出することとする経過措置を設けるとともに、すでに条例等に基づき届出を行っている施設については、改めての届出は不要としている。

②

これに加え、認可外保育施設における掲示事項に、提供するサービス内容及び当該サービスの内容及び当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項を変更したことがある場合にあつては、直近の変更内容及びその理由を追加。

⇒ ①及び②について、児童福祉法施行規則の一部を改正する省令を3月29日に公布。

①については、7月1日施行、②については、4月1日施行であり、改正の趣旨等については、4月5日に、「児童福祉法施行規則の一部を改正する省令の公布について」（子発0405第2号厚生労働省子ども家庭局長通知）を発出しており（2ページ目以降参照）、適切に対応されたい。

子発 0405 第 2 号
平成 31 年 4 月 5 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省子ども家庭局長
(公 印 省 略)

児童福祉法施行規則の一部を改正する省令の公布について

平成 31 年 3 月 29 日に別添のとおり児童福祉法施行規則の一部を改正する省令（平成 31 年厚生労働省令第 47 号。以下「改正省令」という。）が公布されたところであるが、改正の趣旨及び内容、留意事項等は下記のとおりであるので、御了知の上、各都道府県におかれては、貴管内市町村（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。）に周知を図るとともに、その運用に遺漏なきようにされたい。

なお、本通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

記

第一 改正の趣旨及び内容

1 事業所内保育施設の届出対象化について

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 59 条の 2 第 1 項において、法第 6 条の 3 第 9 項から第 12 項までに規定する業務又は法第 39 条第 1 項に規定する業務を目的とする施設であって、認可を受けていないものの設置者は、その事業の開始の日から 1 月以内に都道府県知事（指定都市及び中核市の長を含む。以下同じ。）に届出を行うこととされているが、少数の乳児又は幼児を対象とするものその他の厚生労働省令で定めるものは届出の対象外とされている。

また、厚生労働省令で定める施設は、児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号。以下「規則」という。）第 49 条の 2 において定めている。

事業所内保育施設については、現行、雇用する労働者以外の監護する乳幼児を保育する施設や、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 59 条の 2 に規定する仕事・子育て両立支援事業に係る施設は届出を行う必要があるが、雇用

する労働者の監護する乳幼児のみの保育を行う施設は届出の対象外とされている。しかし、近年、事業所内保育施設でも様々な運営がなされている施設があることから、その果たしている役割に鑑み、行政がその事業内容を一律に把握することを可能とするため、全ての事業所内保育施設を届出の対象とすることとする。

2 認可外保育施設の利用料等の変更に関する情報提供について

法第 59 条の 2 の 2 の規定及び規則第 49 条の 5 の規定により、認可外保育施設の設置者は、サービスの内容や利用料等について掲示することが義務付けられている。認可外保育施設における理由のない保育料の引き上げは、そもそもあってはならないことであり、保護者に対して適切に情報開示がなされるよう、提供するサービスの内容及び当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項について、変更を生じたことがある場合にあっては、直近の変更の内容及びその理由を掲示しなければならないこととする。

なお、認可外保育施設の設置者においては、変更の内容及びその理由について施設内に掲示するだけでなく、保護者に通知及び直接の説明を行うべきである。

第二 施行期日

改正省令は、第一の 1 に係る事項については、平成 31 (2019) 年 7 月 1 日から、第一の 2 に係る事項については、平成 31 (2019) 年 4 月 1 日から施行する。

第三 経過措置

1 事業所内保育施設の届出対象化に関する経過措置

今回の改正によって新たに届出の対象となる事業所内保育施設について、施行日である 7 月 1 日時点で設置をしている施設については、9 月 30 日までに届出を行うこととしている。

また、都道府県（指定都市及び中核市を含む。以下同じ。）の条例等に基づき、既に法第 59 条の 2 第 1 項各号に掲げる事項に相当する事項を都道府県知事に届け出ている事業所内保育施設の設置者は、届出を行ったものとみなれることとしており、改めての届出は不要である。都道府県におかれては、事務の負担等を考慮して、改正省令の施行前に、届出を受け付けることも可能である。

2 利用料等の変更に係る掲示に関する経過措置

施行日である 4 月 1 日以前に行ったサービス内容や利用料の変更については、掲示は不要である。

第四 今般の改正等を踏まえた認可外保育施設に係る届出の取扱いについて

1 認可外保育施設の届出制について

認可外保育施設の届出制（都道府県知事への設置届出、変更届出、毎年 of 定期報告、利用者への説明、保育内容等の掲示、書面交付、都道府県知事による情報提供の義務の総称をいう。以下同じ。）については、平成 13 年の児童福祉法改正により導入され、その後平成 28 年 4 月 1 日以降、1 日に預かる乳幼児が 5 人以下の施設についても届出対象としている。

認可外保育施設に係る届出制の趣旨は、行政が認可外保育施設を効率的に把握することの他、利用者に施設の情報適正に伝え、利用者が適切に施設選択を行えるよう担保することにある。このため、利用者による選択の対象とならない施設等を対象外としている。

今般、第一の 1 に記載のとおり、認可外の事業所内保育施設について一律に届出の対象とすることとしているが、以下の施設については、引き続き届出対象外施設である。

なお、届出制の対象外施設について、都道府県の判断により、地方自治法に基づき、条例等によって、届出制を導入することを妨げるものではない。

また、届出制は、認可外保育施設の指導監督の一環として創設されたものであり、認可外保育施設は届出によって行政による認可等を得るものではないことを申し添える。

(1) 次に掲げる乳幼児のみの保育を行う施設であって、その旨が約款その他の書類により明らかであるもの

① 事業者が顧客のために設置する施設（改正省令による改正後の規則第 49 条の 2 第 1 号イ）

一般に利用者を顧客に限定し広く利用者の募集を行わないことや、保護者が近くにいることが想定されることから、届出制の対象外としている。

具体的な例として、デパート、自動車教習所や診療所等に付置された施設が挙げられる。これらの施設であっても、以下の場合には届出制の対象となる。

- ・ 顧客の乳幼児以外の乳幼児を預かる施設である場合
- ・ 利用者が顧客であるか、また当該施設の利用が役務の提供を受ける間の利用であるかが明らかでない場合
- ・ 当該顧客が、当該事業所を離れて当該事業者以外の事業者の提供するサービス等を受ける場合

② 親族間の預かり合い（改正省令による改正後の規則第 49 条の 2 第 1 号ロ）

設置者の 4 親等内の親族である乳幼児を預かる場合をいう。一般に利用者の募集を行わないことや、保育する側と保育される側との間に安定的な関係が想定されることから、届出制の対象外としている。

③ 設置者の親族又はこれに準ずる密接な人的関係を有する者の監護する乳幼児（改正省令による改正後の規則第 49 条の 2 第 1 号ハ）

②親族間の預かりと同様の理由から、届出制の対象外としている。

具体的な例として、利用乳幼児と保護者と親しい友人や隣人等での預かりが挙げられる。この場合であっても、広く一般に利用者の募集を行うなど、不特定多数を対象に業として保育を行っている者が、たまたま親しい知人や隣人の子どもを預かる場合は届出制の対象となる。

- ④ 一時預かり事業を行う施設にあっては、当該事業の対象となる乳幼児（改正省令による改正後の規則第 49 条の 2 第 1 号ニ）

法第 6 条の 3 第 7 項に規定する一時預かり事業として乳幼児の預かりを行っている施設については、当該事業としての規制を受けることから、認可外保育施設の届出制の対象外としている。

- ⑤ 病児保育事業を行う施設にあっては、当該事業の対象となる乳幼児（改正省令による改正後の規則第 49 条の 2 第 1 号ホ）

法第 6 条の 3 第 13 項に規定する病児保育事業として乳幼児の預かりを行っている施設については、当該事業としての規制を受けることから、認可外保育施設の届出制の対象外としている。

（2）臨時に設置される施設（規則第 49 条の 2 第 2 号）

半年を限度に臨時に設置される施設については、届出制に基づく地域住民に対する情報提供を行う必要性が低いことから、届出制の対象外としている。

第五 その他

1 新たに届出制の対象となる認可外の事業所内保育施設の利用料に係る消費税の取扱いについて

改正省令により新たに届出制の対象となる認可外の事業所内保育施設については、本年 7 月 1 日の改正省令の施行日以降、届出がなされた施設は、消費税法施行令第 14 条の 3 第 1 号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する保育所を営営する事業に類する事業として行われる資産の譲渡等（平成 17 年厚生労働省告示第 128 号）で規定する「児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 59 条の 2 第 1 項の規定による届出が行われた施設」に該当し、1 日に保育する乳幼児の数が 6 人以上の施設であって、認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付を受けた施設の利用料に係る消費税は非課税となるので、適切な取扱いに遺漏のないよう配慮されたいこと。

2 認可外保育施設に係る都道府県から市町村への情報提供について

法第 59 条の 2 第 3 項及び第 59 条の 2 の 5 第 2 項の規定に基づき、都道府県知事は、認可外保育施設の届出に係る事項及び施設の運営の状況について、当該施設の所在地の市町村長に通知することとされている。これらの規定に基づく市町村との情報共有について、徹底されたい。

3 各種学校について

各種学校の認可を受けている施設については、認可外保育施設に該当せず、「幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針」（平成30年12月28日関係閣僚合意）において、学校教育法（昭和22年法律第26号）第134条に規定する各種学校は、同法第1条の学校とは異なり、幼児教育を含む個別の教育に関する基準はなく、多種多様な教育を行っており、また、児童福祉法上、認可外保育施設にも該当しないため、無償化の対象とならないとされている。各種学校担当部局とも連携の上、今後とも適切に対応されたい。

4 地方交付税措置について

認可外保育施設の指導監督に関する事務処理など、都道府県の児童福祉事務に従事する職員の配置に要する費用については地方交付税の算定基礎となっているところであるが、今回の省令改正により事業所内保育施設が届出制の対象となること等に伴い、平成31年度から標準団体につき、担当職員1名が増員されたところであり、引き続き、認可外保育施設に対する指導監督の実施を徹底されたい。

以上

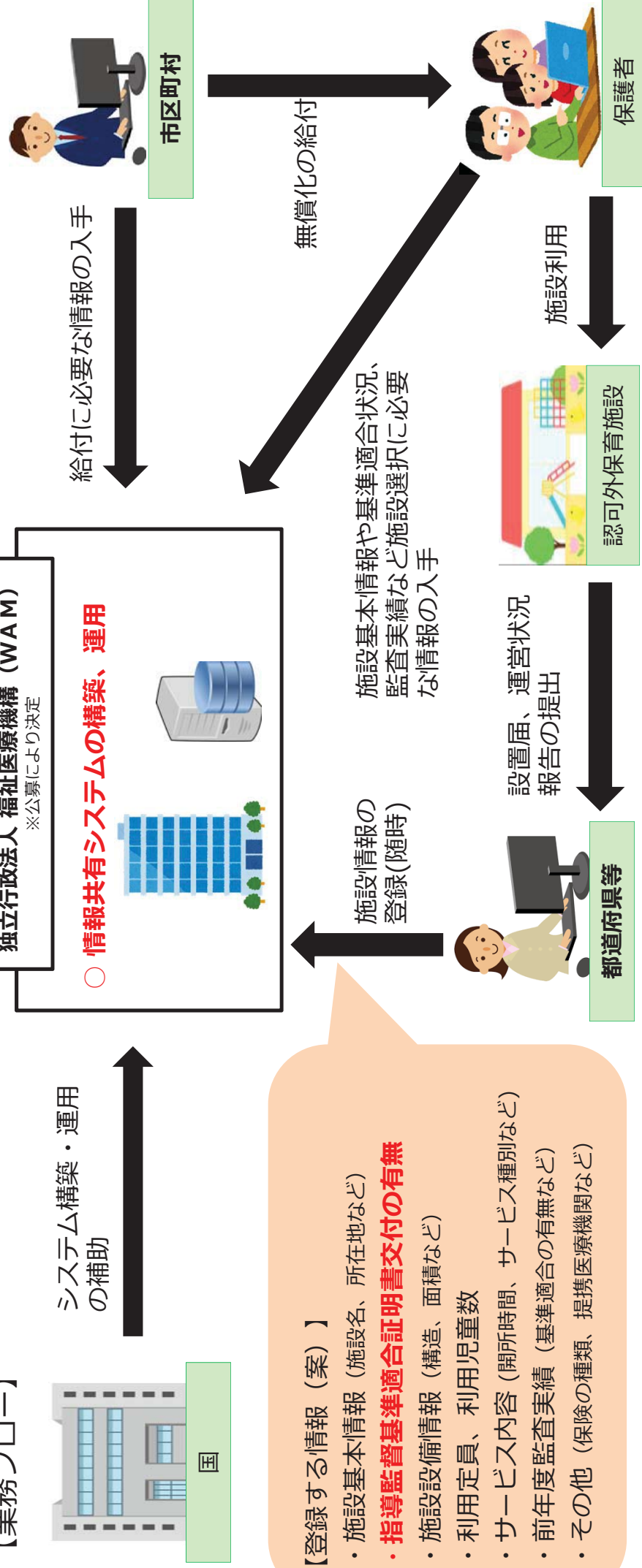
【目的】

幼児教育・保育の無償化の実施にあたり、償還払いの給付事務に必要な認可外保育施設の情報について、自治体の圏域を超えて確認可能なシステムを構築し、適正かつ円滑な事務の実施を図る。また、このシステムを活用して、保護者の方が、指導監督基準の適合状況など、施設選択に資する情報を閲覧可能とする。

【構築方法】

内閣府所管の「子ども・子育て支援全国総合システム」のうち「特定教育・保育施設等データ管理システム」が、幼児教育・保育の無償化の実施に伴って、保護者の施設の利用に資するよう、各施設の情報公表を行うことを目的に外部システムへ移管することに合わせ、認可外保育施設に関する情報共有システムを追加する。

【業務フロー】



【登録する情報(案)】

- 施設基本情報 (施設名、所在地など)
- 指導監督基準適合証明書交付の有無**
- 施設設備情報 (構造、面積など)
- 利用定員、利用児童数
- サービス内容 (開所時間、サービス種別など)
- 前年度監査実績 (基準適合の有無など)
- その他 (保険の種類、提携医療機関など)

- 改正子ども・子育て支援法上、認可外保育施設等を利用し、無償化の対象となるには、
 - ① 子ども・子育て支援法第19条第2号又は3号の認定(以下「2・3号認定」という。)を受ける(同時に行われることが多い保育所等の利用申し込みを行う)ことのみならず、
 - ② 施設等利用給付のための認定(以下「新2・3号認定」という。)を受けることも認められている。
- これは、保育所では就労している時間帯(例えば、深夜帯)の保育が行われていないなどの理由で、保育所等の利用申し込み自体を行わず、認可外保育施設を利用する者についても、公平性の観点から、無償化の対象とすべき等の趣旨によるもの。
- 一方で、「保育の必要性があると認定された子供であって、認可保育所や認定こども園を利用できていない者」を無償化の対象とするという骨太の方針の記載などを踏まえ、保育所等の利用申し込みを行わず、施設等利用給付の認定のみを申請する者についても、利用申し込みを行わなかった理由を把握し、保育所等の利用につなげる方策を検討することが望ましい。

(参考) 「経済財政運営と改革の基本方針2018」(平成30年6月15日閣議決定)抄

対象者は、今般の認可外保育施設に対する無償化措置が、待機児童問題により認可保育所に入ることができない子供に対する代替的な措置であることを踏まえ、認可保育所への入所要件と同一とする。すなわち、保育の必要性があると認定された子供であって、認可保育所や認定こども園を利用できていない者とする。

- このため、施設等利用給付の認定のみを申請する者(幼稚園利用者を除く。)からは、保育所等の利用申し込みを行わなかった理由を申請時に添付させることとする。(認定参考様式その9参照)
- これにより、地方自治体が、保育所が希望されないう理由を把握することができるため、例えば、希望する保育時間が夜間帯の者が多かった場合には、夜間保育所の整備につなげるなど、利用者ニーズに合わせてきめ細やかな保育提供体制の一助とすることにもつながる。
- 上記の対応に加えて、施設等利用給付の申請手続きに当たって、自治体の選択により、まずは保育所等の利用を促すことも可能である(法律上はあくまでも保護者に対する行政指導という位置づけ)。

(※) 例えば、自治体において、3歳から5歳までの子どもについては、子どもの育ちの観点から集団保育が望ましく、ベビーシッターによる1対1保育は可能な限り避けるときと考えているような場合、自治体の判断で、ベビーシッターを利用する前に、まずは保育所に申し込み、入所できなかった場合に利用いただくと運用とすることが可能。

49～68ページのポイントとお願い

区追加

・幼稚園の預かり保育が十分な水準でない場合、認可外保育施設等の利用費も無償化の対象。(上限1.13万円)

全ての幼稚園利用者が対象となるわけではない

・保育士、看護師以外の居宅訪問型保育事業従事者は一定の研修受講が必要。

・事業所内保育施設も届出が必要となった。

7. 制度運用上の留意事項 について

1. 幼稚園(新制度未移行)

- ・ 途中で利用終了の場合の限度額 : $2.57 \text{万円} \times \text{退所日までの平日開所日数} \div \text{その月の平日開所日数}$
- ・ 途中で利用開始の場合の限度額 : $2.57 \text{万円} \times \text{入所日以降の平日開所日数} \div \text{その月の平日開所日数}$

注) 開所日数について、夏休みなど長期休業中の場合は、園児に対する教育課程の活動を行っていないとしても、職員が勤務しているなど閉所していない日数を含む。

2. 幼稚園・認定こども園・国立大学付属幼稚園・特別支援学校幼稚園の預かり保育

- ・ 途中で利用終了の場合の限度額 : $450 \text{円} \times \text{幼稚園等退所日までの預かり利用日数} \dots \text{A}$
さらに認可外保育施設等が利用可能な場合は、
(1. $13 \text{万円} \times \text{転出日までの日数} \div \text{その月の日数} - \text{A}$) を加算
- ・ 途中で利用開始の場合の限度額 : $450 \text{円} \times \text{幼稚園等入所日以降の預かり利用日数} \dots \text{B}$
さらに認可外保育施設等が利用可能な場合は、
(1. $13 \text{万円} \times \text{転入先での認定日からの日数} \div \text{その月の日数} - \text{B}$) を加算

3. 認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育事業・子育て援助活動支援事業

これら施設・事業は、月額上限額の範囲内で複数利用が可能なため、日割り計算が必要になるのは、途中で認定期間が終了する又は開始される場合か、市町村間の転出入の場合である。

- ・ 途中で認定期間が終了する場合、
または別の市町村へ転出する場合の限度額 : $3.7 \text{万円} \times \text{転出日までの日数} \div \text{その月の日数}$
- ・ 途中で認定期間が開始される場合、
または別の市町村から転入した場合の限度額 : $3.7 \text{万円} \times \text{転入先での認定日からの日数} \div \text{その月の日数}$

※日割りの日数は、施設等利用給付認定の期間内であることが条件

質の向上を伴わない理由のない保育料の引上げへの対応について

保育料を自由価格で設定している子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園や認可外保育施設において、今般の幼児教育・保育の無償化を契機に、質の向上を伴わない理由のない保育料の引上げが行われることにより、公費負担により事業者が利益を得ることにつながるものがないよう取り組んでいく必要がある。

※ 例えば、人件費の高騰や優秀な保育士、教諭の確保などは、真に対価が必要な場合であると言える一方、無償化の対象者にのみ高額な保育料を課す取扱いなどは許容しがたい場合などが考えられる。

※ 無償化の対象施設の大部分を占める、子ども・子育て支援新制度の幼稚園や保育所等の保育料については、公定価格を設定しており、質の向上を伴わない理由のない保育料の引上げ等の問題は発生しない。

- 質の向上を伴わない理由のない保育料の引上げへの対策については、「幼児教育無償化の制度の具体化に向けた方針」（平成30年12月28日関係閣僚合意）において、以下のとおり規定されているところであり、国と地方自治体が協力して対応していく必要がある。

「幼児教育無償化の制度の具体化に向けた方針」（抄）

今般の無償化を契機に、質の向上を伴わない理由のない保育料の引上げが行われ、結果として国等の財政負担により事業者の利益を賄うものがないよう、関係団体や都道府県、市町村等とも連携し、実態の調査及び把握について検討していくとともに、事業者に対する周知徹底を図る。

- このため、国としては、以下の対応を行うこととしている。
 - ・ 幼稚園等の関係団体との連携を図り、事業者に対する周知徹底を図ること。
 - ・ 幼稚園については、「私立高等学校等実態調査」の一つとして、私立幼稚園の授業料等の実態の調査・把握を行うこと（5月20日に発出）。また、保育料を変更する場合には、変更事由と併せて都道府県へ届出を行うこと。
 - ・ 認可外保育施設については、提供するサービスの内容や額に関する事項について、変更の内容やその理由の掲示を求め、保護者への説明を行うことを通知した。実態の調査及び把握については、その手法等を検討中であり、地方自治体の皆様にもご協力をお願いしたい。
- 地方自治体におかれても、保護者や事業者に対し、丁寧な説明をお願いしたい。

70～72ページのポイントとお願い

区追加

・月途中で入園、退園、転入、転出があった場合、施設等利用費は日割り計算

・無償化は利用者の負担軽減が目的

質の向上を伴わない保育料の引き上げは行わないでください。

値上げの際は理由等を利用者へ丁寧に説明してください

東京都の補助制度を含めた 区の補助制度概要

平成31年度認可外保育施設利用支援事業の拡充

〈10月以降：無償化に伴う再構築・多子世帯に対する新たな支援〉

事業概要（目的）

- 待機児童の解消に向けて、区市町村が実施する認可外保育施設利用者に対する負担軽減に係る費用の一部を補助することにより、認可外保育施設の利用者を支援するとともに、地域の実情に応じた保育サービスの整備促進や質の向上を図る。 【待機児童解消に向けた緊急対策】
- 安心して子供を産み育てられるよう、多子世帯に対し、認可外保育施設の利用料の負担軽減を図る区市町村を支援する。 【2019年10月以降】

〈補助概要〉

- 9月までは、現状の補助制度を継続
- 10月以降は、無償化に伴う再構築及び多子世帯に対する新たな支援
 - ・ 「利用者支援」、「多子世帯支援」に区分し、補助率を設定
 - ・ 国の無償化を踏まえ、年齢、課税状況等に応じた補助基準額を設定

（単位：児/月）

				現状 (2019年9月まで)	2019年10月以降				
補助率				都1/2	幼児教育の無償化(国)	利用者支援(再構築)	多子世帯支援(新たな支援)		
補助基準額	0～2歳児	課税世帯	第1子	4万円	-	4万円	-		
			第2子				1.4万円		
			第3子以降				2.7万円		
		非課税世帯	第1子				4.2万円	2.5万円	-
			第2子					1.2万円	1.3万円
			第3子以降					-	2.5万円
	3～5歳児	第1子	3.7万円	2万円	-				
		第2子		1万円	1万円				
		第3子以降		-	2万円				
補助対象施設				1. 認証保育所 2. 家庭的保育事業（都制度） 3. 認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書が交付されている認可外保育施設等					

※ 制度の詳細は、今後、決定

（参考）認証保育所イメージ

〈認証保育所の運営に要する費用〉

運営費 (公定価格の1/2相当)	保育料 6.5万円(0～5歳児平均)
運営費補助(1/2)	利用者負担(1/2)

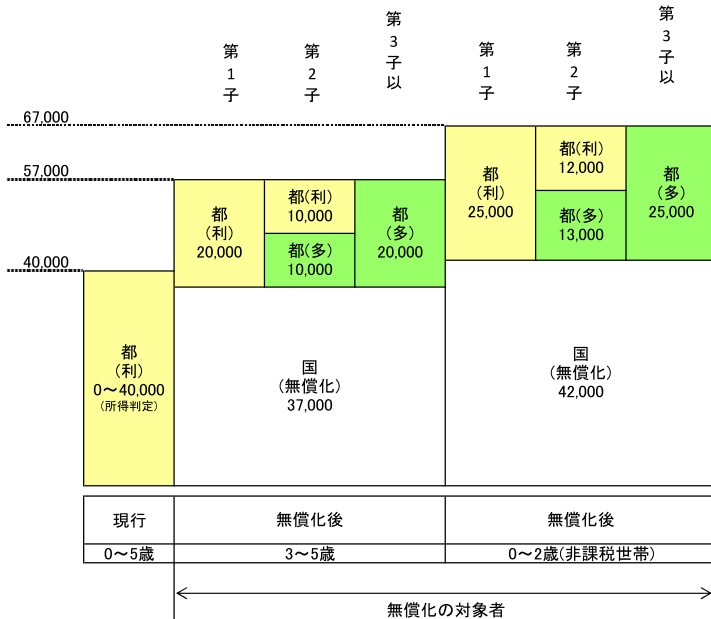
〈利用者負担の軽減〉

	0～2歳児	3～5歳児
軽減前	保育料 6.7万円(0～2歳児平均)	保育料 5.7万円(3～5歳児平均)

認可外保育施設利用支援事業による負担軽減

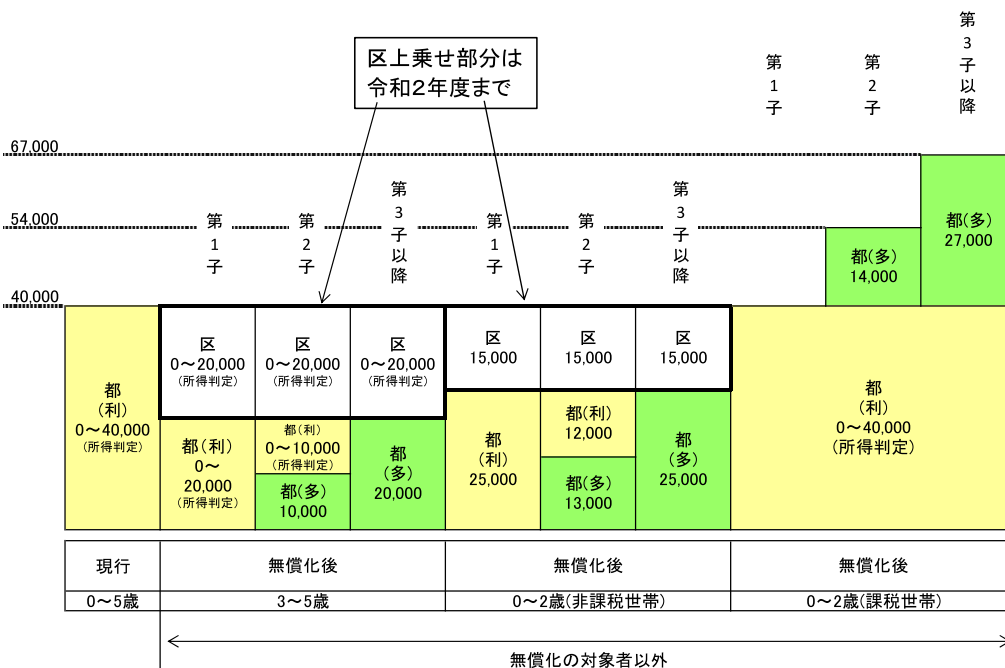
	9月まで	10月以降				
課税世帯	<table border="1"> <tr> <td>利用支援事業 4万円</td> <td>保育料</td> </tr> </table>	利用支援事業 4万円	保育料	<table border="1"> <tr> <td>利用支援事業 4万円</td> <td>保育料</td> </tr> </table>	利用支援事業 4万円	保育料
利用支援事業 4万円	保育料					
利用支援事業 4万円	保育料					
非課税世帯	<table border="1"> <tr> <td>利用支援事業(利用) 4万円(上限)</td> <td>利用支援事業(多子) 2.7万円</td> </tr> </table>	利用支援事業(利用) 4万円(上限)	利用支援事業(多子) 2.7万円	<table border="1"> <tr> <td>無償化 3.7万円</td> <td>利用支援事業(利用+多子) 2万円</td> </tr> </table>	無償化 3.7万円	利用支援事業(利用+多子) 2万円
利用支援事業(利用) 4万円(上限)	利用支援事業(多子) 2.7万円					
無償化 3.7万円	利用支援事業(利用+多子) 2万円					
	<table border="1"> <tr> <td>無償化 4.2万円</td> <td>利用支援事業(利用+多子) 2.5万円</td> </tr> </table>	無償化 4.2万円	利用支援事業(利用+多子) 2.5万円			
無償化 4.2万円	利用支援事業(利用+多子) 2.5万円					

無償化の対象者



【負担割合】 国・・・国1/2、都1/4、区1/4
 都(利用支援事業)・・・都1/2、区1/2
 都(多子世帯支援)・・・都10/10

無償化の対象者以外



【負担割合】 国・・・国1/2、都1/4、区1/4
 都(利用支援事業)・・・都1/2、区1/2
 都(多子世帯支援)・・・都10/10
 区・・・区10/10

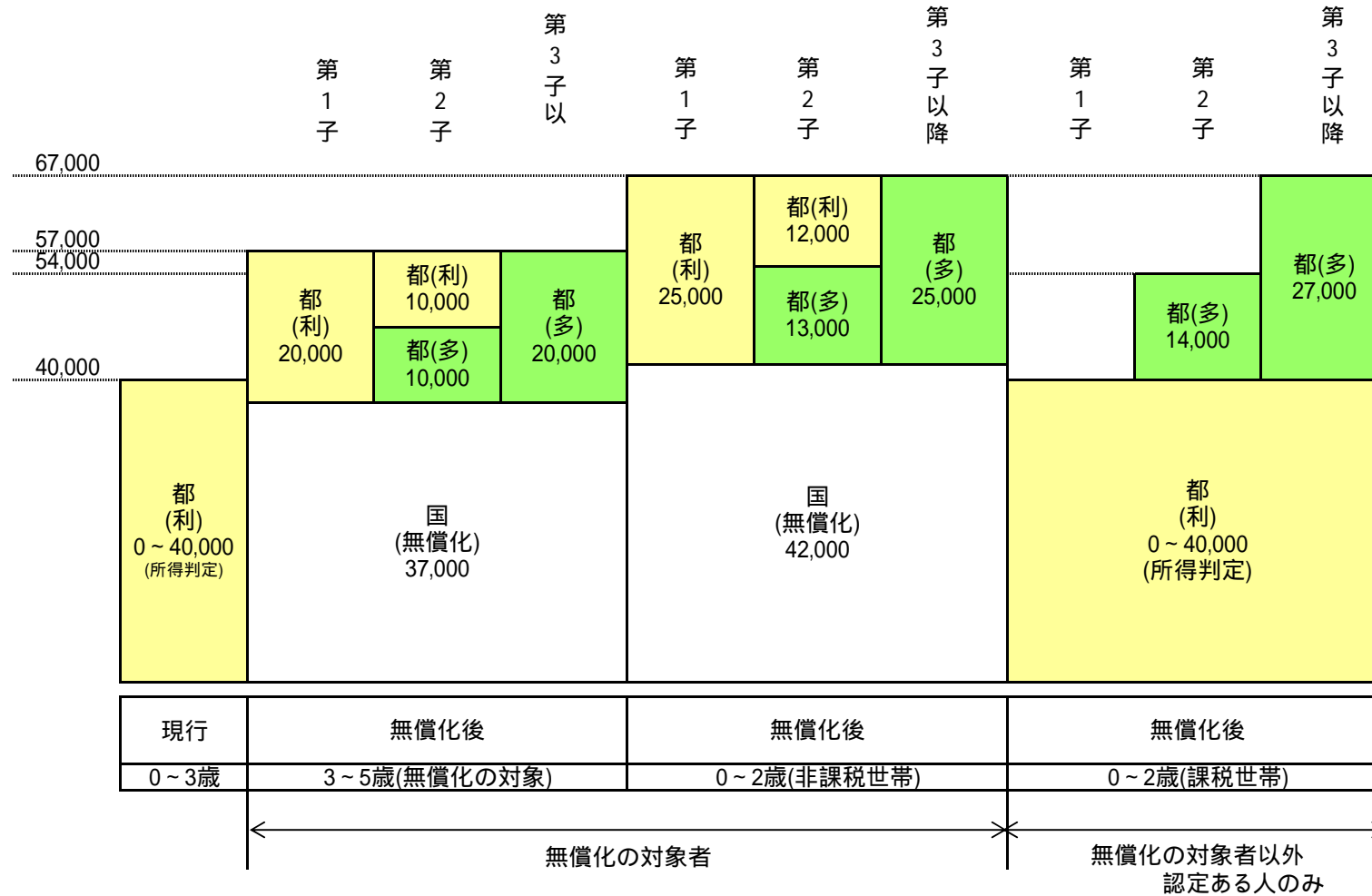
無償化の対象者

45,000円

無償化の対象者以外

認可保育園の保育料との差額(現行から変更なし)

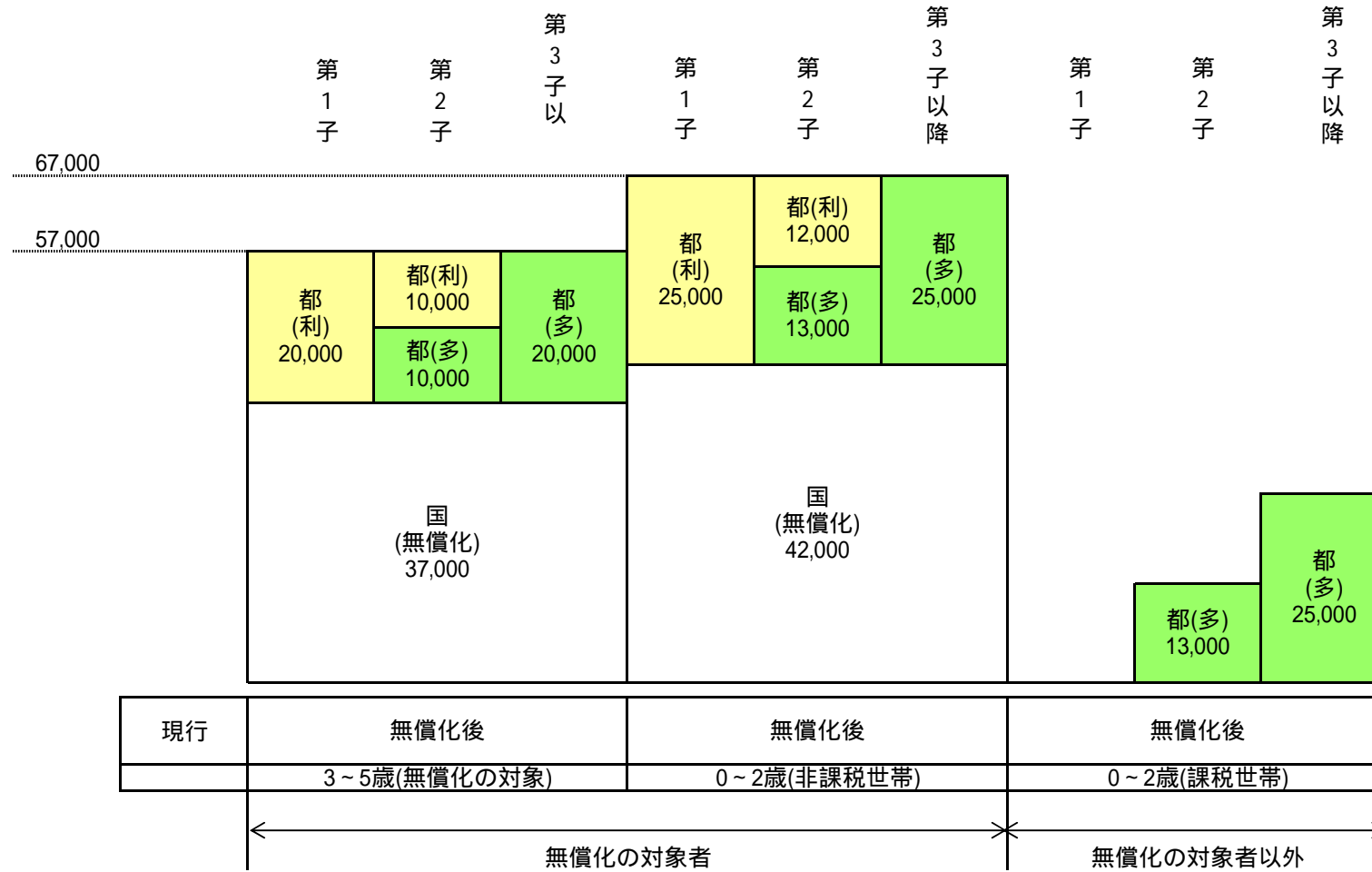
指導監督基準を満たすベビーホテル・その他等 (これまで区の保育料補助の対象だった施設)



【負担割合】

国・・・国1/2、都1/4、区1/4
 都(利用支援事業)・・・都1/2、区1/2
 都(多子世帯支援)・・・都10/10

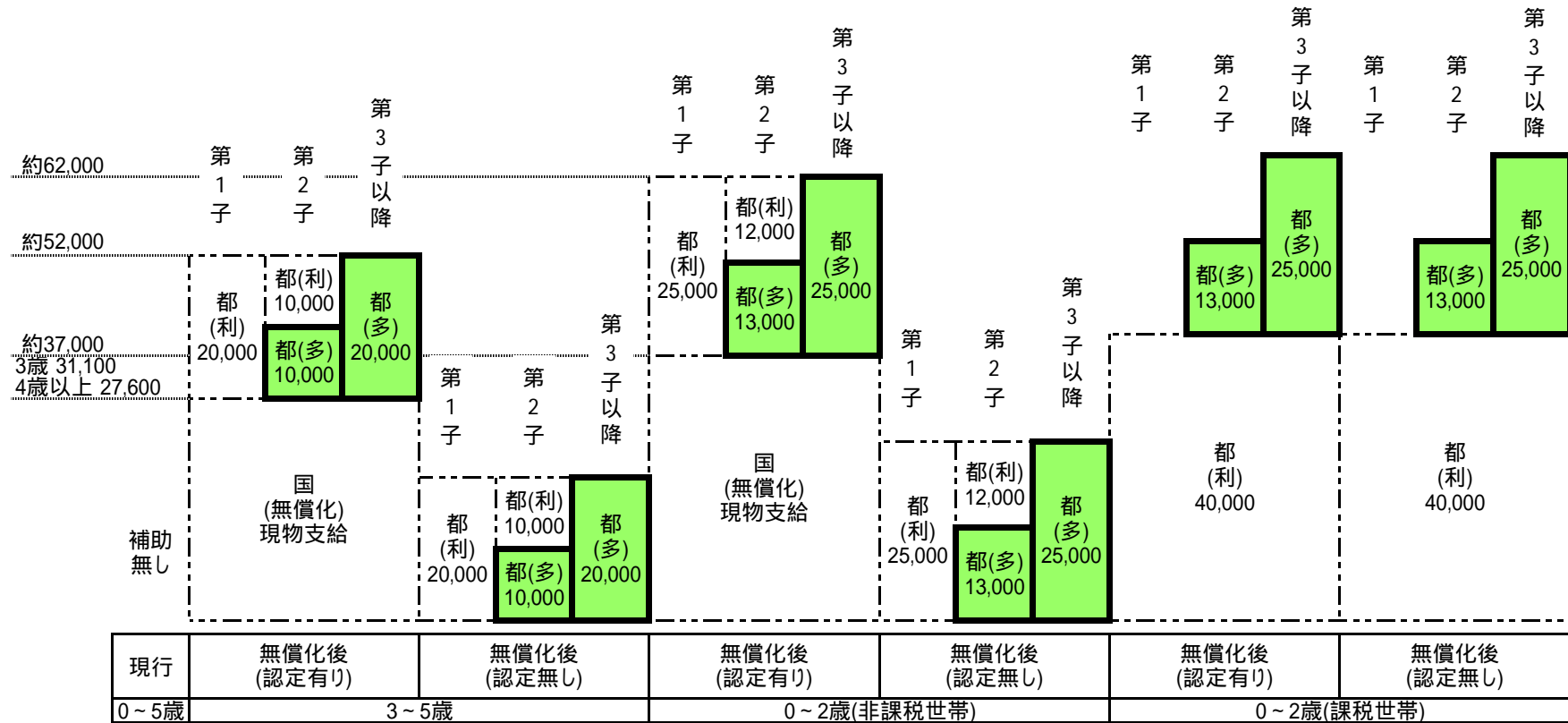
指導監督基準を満たす事業所内、院内



【負担割合】

国・・・国1/2、都1/4、区1/4
 都(利用支援事業)・・・都1/2、区1/2
 都(多子世帯支援)・・・都10/10

企業主導型保育事業



実線部分を実施する。点線部分は実施しない。

74～80ページのポイントとお願い

区追加

- ・申請の手続きは一括で行えるよう検討中
- ・【認証保育所】これまでの補助水準を維持するための区単費部分は令和2年度まで。
→ 可能な限り、「認定」の申請を行うよう利用者へご案内
いただきたい。

8月上旬 施設等利用給付認定申請書配付(区→区民)

8月30日 確認申請書締切り(施設→区)

9月下旬 無償化対象施設公示

1月上旬 無償化・補助申請書配付(区→区民)